

政経研究

第五十六巻 第一号 2019年7月

論 説

「八月ジャーナリズム」の形成

——終戦期〜一九五〇年代におけるラジオ、新聞による戦争関連報道の展開——

… 米倉 律

研究ノート

世代間交流と社会関係資本の継承

——長野県須坂市調査と首都圏2自治体調査の比較からの知見——

… 稲葉 陽二 他

アメリカの地方自治と協働に関する一考察

——地域におけるその特徴と機能を中心に——

… 鈴木 隆 志

論 説

いかに世代間交流を促進させるか

——Free rider型、Giver型、Balance型への社会関係資本、健康関連の影響——

… 戸川 和 成
稲葉 陽 二

政経研究 第五十五卷第三号 目次

研究ノート

商業革命から生活革命へ
——消費社会の是非に関連して—— …………… 山口 正春

研究ノート

日本企業における新卒採用基準の
実態と問題点 …………… 谷田部 光一

論 説

21世紀型教育論
——AI時代の創造性教育導入に関する提言—— …… 湯 浅 正 敏

政経研究 第五十五卷第四号 目次

論 説

長野県の地方制度の特質
——広域連合を通じた広域行政の特殊性と他の都道府県への影響—— …… 山 田 光 矢

論 説

地方自治と都市レジーム研究
——欧米における議論を中心に—— …………… 鈴 木 隆 志

自由貿易協定締結交渉と政府開発援助 …… 横 溝 えりか

政党政府論に対する大統領制化論の意義 …… 荒 井 祐 介

社会関係資本をどう継承するか
——長野県須坂市のケースからの考察—— …… 稲 葉 陽 二

雑 報

政経研究 第五十五卷 索引

「八月ジャーナリズム」の形成

——終戦期〜一九五〇年代におけるラジオ、新聞による戦争関連報道の展開——

米 倉 律

1. 問題の所在

毎年八月（前半）は、日本のマス・メディアにとって特別な時期である。広島、長崎に原爆が投下された八月六日および九日の「原爆の日」から八月一五日の「終戦記念日」にかけて、新聞やテレビでは戦争関連の特集記事や番組が集中的に企画され、掲載・放送されることが慣例化している。それはしばしば「八月ジャーナリズム」とも言われる。この呼称には、八月にばかり戦争関連の報道をするマス・メディアへの皮肉や批判の意味も込められている。しかし、「八月ジャーナリズム」は、日本の多くの読者・視聴者にとって、それを通じて戦争を思い出し、戦争の犠牲者を偲び、平和への誓いを新たにしている、いわば「年中行事」のような意味を持つ機会となっている。

「八月ジャーナリズム」の形成（米倉）

では「八月ジャーナリズム」はどのようにして生まれ、今のようになつたのだろうか。「八月ジャーナリズム」は終戦直後から五〇年代にかけて徐々に形成されていった。その形成プロセスについては、いくつかの先行研究がある。例えば、有山輝雄は、占領末期において戦争を記念すべき日として八月六日と八月一日五日が新聞報道のなかで徐々に提示され始める経緯に注目し、そこに戦争をめぐる「記憶の選択と忘却」があつたことを指摘している。^①また、佐藤卓己は、降伏文書調印の九月二日が国際標準では終戦記念日であるにもかかわらず、お盆と重なる「八月十五日」が終戦記念日に設定されたがゆえに、戦争への反省や戦争責任の追及よりも戦没者追悼や平和祈念の性格が強くなつたのではないかと指摘している。^②これらの先行研究によつて「八月ジャーナリズム」の形成過程それ自体はある程度明らかにされているが、他方でこの時期の「八月ジャーナリズム」において、戦争に関するどのようなテーマや論点が取り上げられていたか、どのように語られていたか等については十分に検討されてきたとは言えない。

また、これらの研究では「八月ジャーナリズム」の形成期（＝終戦直後～一九五〇年代）が焦点化されている一方で、六〇年代以降、現在にまで長く続く「八月ジャーナリズム」の歴史的展開との関係性という観点から分析・検討した研究は殆どない。そうした観点での数少ない先行研究として根津朝彦の研究があるが、^④根津の研究は対象を新聞記事に限定しており放送メディアは検討されていない。また戦争の「加害／被害」に関する記述の変遷を分析軸として設定しているため、「八月ジャーナリズム」の歴史的展開のなかで戦争が全体としてどのように語られてきたのかについては十分に明らかにされていない。^⑤

そこで本稿では、形成期の「八月ジャーナリズム」について、放送メディア（ラジオ）と新聞の双方を対象にして、それらの中でどのようなテーマや論点を取り上げられていたのか、またその取り上げられ方（＝「語り」）にはどのよ

うな特徴や傾向があったのか、さらにそれは六〇年代以降の「八月ジャーナリズム」とどのような関係があるのか、といった諸点を分析・検討することとする。以下では、まず前史として、終戦直後のラジオをめぐる状況を概観したうえで（二節）、ラジオおよび新聞において「八月ジャーナリズム」がどのように形成され、そこで何がどのように報道されていたのかを分析する（三節）。そして、この時期（Ⅱ形成期）における「八月ジャーナリズム」におけるテーマや論点、「語り」の特徴や傾向、問題点などについて幾つかの観点から考察する（四節、五節）。

2. 前史…敗戦と放送メディアの再出発

(1) 「民主主義的であり、進歩的であり、大衆的であること」

ここでは、「八月ジャーナリズム」の形成をみていく前提として、終戦直後、放送メディア（ラジオ）がどのような状況におかれていたのか、そしてどのように再出発をしたのかについて概観しておきたい。

一九四六年四月二十六日、日本放送協会は戦後初の会長として高野岩三郎を選出する。高野岩三郎は、戦前は東京帝国大学教授や大原社会問題研究所長を務め、戦後には日本社会党の創設にも関わった「革新派経済学者」として知られた人物であった。高野の選出には、戦後における放送の民主化を積極的に推進するGHQの意向が濃厚に反映されていた。GHQで放送制度を所管していたCCS（Civil Communication Section、民間通信局）のハンナー大佐は一九四五年一月一日、「日本放送協会の再組織」と題する覚書を通信省総裁松前重義に手交した。「ハンナーメモ」と通称されるこの覚書は、会長の助言機関として民間の有識者で構成する顧問委員会（のちに放送委員会）を組織

し、同委員会を通じて協会の組織と運営を徹底的に民主化することを意図したものであった。⁶そして、この委員会が人選しGHQに推薦して決まったのが高野新会長であった。

高野は、ラジオ放送が民主的かつ平和的な日本を建設するうえで死活的に重要な手段であると考えていた。そしてGHQからの放送民主化要求に応答する形で、人事の刷新、放送文化研究所の創設など一連の協会改革を推し進めていった。高野は、一九四六年六月に創刊された協会の研究機関誌『放送文化』に連載された「私の目標」において、自らのラジオ放送の理想像について次のように記している。

我ラジオは我国民大衆と共に歩み、大衆のために奉仕せねばならない。かの戦争中に於るやうに専ら国家権力に駆使され、所謂国家目的に利用されることは厳に之を戒しめ、権力に屈せず、只管大衆のために奉仕することを確守すべきである。之と同時に所謂指導者顔して、大衆とかけ離れ、遙か彼方より大衆に号令し、大衆に強制し、大衆にラジオを嫌忌せしめる感情を抱かせてはならない。飽くまでも大衆と共に歩むといふ心懸けが肝要である。併し自ずからこれは決して大衆に媚び、大衆に盲従することであつてはならない。ラジオの真の大衆性とは、大衆と共に歩み、大衆と共に手を取り合いつつ、大衆の先達となつて歩むことにある。

そのように国民大衆と共にあるためには、一党一派に偏せず、徹頭徹尾不偏不党中正の態度を厳守するの必要なことは言を俟たない。ラジオとしては、民主主義的であり進歩的であり、大衆的であること以外には何等特定の政治的意見を固執してはならない。⁷

ここには、戦後の新しいラジオ放送は、国家の統制を受け続けた戦前における日本放送協会の事業運営のあり方から袂を分かち、常に大衆の側に立ち大衆的なものを目指しつつ、同時に啓蒙的で進歩的であるべきとする高野独自の放送観が端的に示されている。すなわち、一方で聴取者のニーズにできるだけだけ応え、聴取者の立場に寄り添った放送サービスを提供しつつ、他方で聴取者を啓蒙する社会的進歩の先導者としての役割も果たすという、一見相矛盾する二つの使命・役割を同時に遂行する放送の姿である。⁸⁾

新しいラジオ放送を模索する当時の日本放送協会の姿勢は、協会が年に一冊発行する『ラジオ年鑑』の記述からも読み取ることができる。一九四七年に復刊された『ラジオ年鑑 昭和二十二年版』⁹⁾は、「戦争と放送」という項目から始まっている。そこでは、「伝えるべきことを伝えず、語るべきことを語らず、国民に何らの真相をも明らかにし得ず、正しい見通しをもたらしることが出来なかった。……宣伝はあったが、正しい意味での報道は全く許されなかった」と、戦争中の放送のあり方に対する反省と自己批判が行われている。¹⁰⁾そして戦後のラジオ放送が目指すべき方向性として、「放送が民衆自身のものであり、聴取者のものであるということ」というモットー（『放送は皆さまのものである』）を掲げ、「敗戦から立ち直るための民主主義の確立と徹底が放送の果たすべき第一の任務」であると明記している。¹¹⁾

そのように新たに掲げられたラジオ放送の方向性を象徴する番組が、一九四五年から翌四六年にかけて相次いでスタートした『街頭にて』（一九四五年九月）、四六年六月からは『街頭録音』、『放送討論会』（一九四六年四月）といった一連の番組であった。これらの番組は「マイクの解放」のキャッチフレーズのもとに企画されたものである。従来の、一部の少数者（権力者、エリート層）がマイクを独占し、一方向的なものであった放送のあり方から、聴取者が直接マイクに向かって自分の意見を伝える（『マイクの解放』）という民主的かつ双方向的なあり方へと変革しようというコン

セプトに基づくものであり、いずれも人気番組となった。⁽¹²⁾ こうして、終戦直後の数年のあいだにラジオ放送をめぐっては様々な改革が進められるとともに、多様かつ斬新な新番組・新企画が試みられていった。

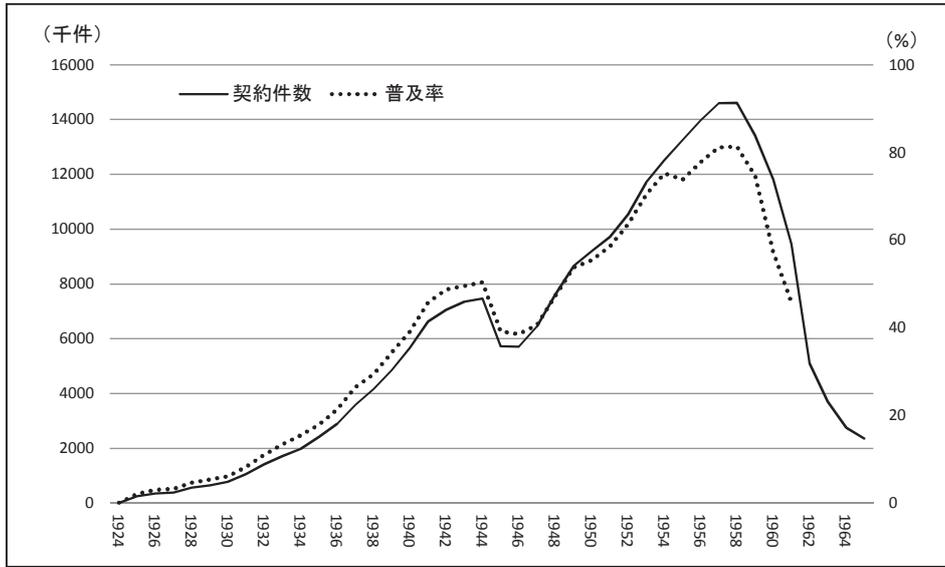
(2) 戦争とラジオ―「キラークンテンツ」だった戦況ニュース

だが他方で、戦争とラジオ放送の関係を考えるならば、戦前と戦後を断絶（＝転換と再出発）としてのみ捉えることはできない。むしろ両者のあいだの連続性に注目した方が、放送史としてのラジオの歴史的展開をいくつかの点において正確に理解することができる。

第一に、ラジオ史において戦前・戦後にまたがる一九三〇年代～五〇年代はその成長期・全盛期を謳歌した時代である。この時期にラジオは急速に普及を拡大し、それに伴って大きな政治的・社会的影響力を発揮するようになった。図1は、ラジオ放送が開始された当初から一九六〇年代までの受信契約件数と世帯普及率の推移を示したものである。これをみると一九三〇年代と、一九四〇年代後半～五〇年代にかけての二度に渡って、ラジオが急速に普及した時期があったことが分かる。

とりわけ前者、一九三〇年代は「放送協会の事業全般を通じてもっとも大きな飛躍を遂げた時期」だったとされている。⁽¹³⁾ この時期における契約数の増加がいかにハイペースだったかは、契約数が五十万件増加するのに要した月数を示した表1を見るとより分かりやすい。契約数が最初の五十万件に達するまでに創業から四四か月を要しているのに対して、一〇〇万件から一五〇万件への増加はわずか一六ヶ月に短縮されている。一九三七年以降はそのペースがさらに加速し、三〇〇万件から三五〇万件への増加に九か月、四五〇万件から五〇〇万件への増加に七か月と、一年を

図1 ラジオの契約件数と普及率



※日本放送協会『ラジオ年鑑』『NHK年鑑』から作成

表1 契約数の増加

契約数	達成年月	所要月数
50万	1928年9月	44
100万	1932年2月	41
150万	1933年6月	16
200万	1935年4月	22
250万	1936年5月	13
300万	1937年5月	12
350万	1938年2月	9
400万	1939年1月	11
450万	1939年10月	9
500万	1940年5月	7
550万	1941年2月	9
600万	1941年6月	6

※日本放送協会『日本放送史』日本放送出版協会、(一九六五年)から作成

要しなくなっている。この急速な普及拡大の最大の要因は、ほかでもない戦争であった。戦況を伝えるニュースが当時のラジオ放送において最も大きな関心を集めたのであり、その意味で戦争はラジオ普及を決定的なものにする「キラークンテンツ」だったのである。

『日本放送史』（日本放送協会編）は、特に一九三七年の「日華事変（＝日中戦争勃発）」がラジオ普及に大きな効果をもたらしたとして次のように記述している。

日華事変関係の報道は、聴取者にとって大きな衝撃であった。聴取者はラジオ店に殺到した。こわれた受信機は修理された。みな、ニュースをきくためであった。それにこたえて、ラジオは刻々に、臨時ニュースで勝利の記録を伝えた。そして聴取契約者は、激増に次ぐ激増であった。日本の新聞が日清・日露や第一次世界大戦で大きな飛躍を示したように、放送は日華事変でかつてない大飛躍を遂げた。全国民の聴覚神経はまずラジオに集中し、ラジオのできたものをさらに新聞記事で印象を強める、というのが普通であった。¹⁴

ラジオの普及率は、終戦直後に一度下落して五〇％を割り混むものの戦後の復興とともに再び急上昇し、一九五〇年代後半にラジオ時代は全盛期を迎えることになる。戦前・戦後はラジオの普及拡大（成長期）と全盛期の形成という観点からすると連続しており、戦前・戦中期は、ラジオが報道機関として大きな存在感を獲得しながら成長し、戦後に「最盛期」を迎えるための下地を作り出していった時期だったということが出来る。

第二に、ラジオ番組の制作技術や表現技法の発展という観点においても戦前・戦後は連続したものと捉えらる。戦時下においては「戦況ニュース」をはじめとするラジオの戦争報道が聴取者の大きな関心の対象となったが、ラジオ放送はそのニーズに応えるため、様々な趣向を凝らした番組を企画・制作するようになっていく。そしてそれがラジオ番組の制作技術や表現技法を飛躍的に発達させていったのである。

その代表的なものが「録音放送」である。日中戦争下ではラジオニュースの放送時間が順次拡大されるとともに、重要ニュースについては東京からの放送に一元化され、朝鮮、台湾、満州、中国などの地域でもこれが受信できるような中継ネットワークが整備されていった。¹⁵そして一九二七年（昭和十二年）十二月十三日の南京陥落においては、大本営の発表が初めて「録音」されニュースで放送されたほか、徐州・漢口の各戦線にはアナウンサーを含む録音班が派遣され、前線の模様が実況中継で国民に伝えられていった。従来の、アナウンサーがニュース原稿を読み上げるだけのニュース報道から、局外で収録された音声をニュース報道のなかに組み込む報道手法が可能になったのである。このような「録音放送」を可能にしたのは、集音機や録音機材の発達であった。可搬型録音機などの開発をはじめとする録音技術の向上によって、それまで困難だったニュースの現場（イベント、議会、戦場）の録音取材が可能となったのであり、それによってニュース報道は技術的にも演出的にも飛躍的に立体化されていった。

以上のように、放送メディア（ラジオ）は、その普及という点においても、また技術や演出、制作手法などの面においても戦時中に飛躍的な発展を遂げた。そしてその発展が戦後におけるラジオの全盛期を準備していった。このように放送史において戦前・戦後は断絶としてよりも、むしろ「戦争」という要素を通じた連続性において捉えられるべき側面が多くあることは確認されておいてよいだろう。

3. 「八月ジャーナリズム」の起源と新聞、ラジオにおける関連記事・番組

(1) 「玉音放送」から「終戦記念ラジオ放送」へ

「八月ジャーナリズム」の起源を辿ると、それは早くも終戦の翌年の一九四六年八月の新聞とラジオに見出すことができる。一九四六年八月一五日、朝日新聞は一面トップで「けふ再建第二年へ」という記事を掲載している。そしてGHQの指導のもとで「無血民主主義革命」が進行してきたと敗戦からの一年間を総括、「日本が新憲法で戦争を放棄し、民主的平和国家として再生、国際国家仲間入りできる日も遠くはない」と書いている。朝日新聞は社説でも「ポツダム宣言受諾一周年」を掲載、ポツダム宣言は日本にとっての「基本法」とし、特にそのうちの十条における「言論、宗教及び思想の自由並びに基本的人権の尊重は確立されるべきである」という箇所に着目しながら、「自由なる人民の力」によって「民主主義革命」を推進していく必要を強調する。

読売新聞はより積極的に戦争関連の記事を掲載している。八月六日に「けふ廣島の原子爆弾一周年」で一発の原子爆弾で日露戦争での日本の全戦死者を上回る犠牲者が出たことを回顧し、「あれから一年 廣島復興の歩み」という関連記事も載せている。そして、八月八日に「社説 再建第二年への展望」、八月一四日にGHQのマッカーサー元帥が終戦からの一年を振り返った「平和は庶民から生るゝ世界に示した協力を感謝」という記事、ハワード・ハンドelman INS通信極東総局長の「占領第一年の印象記」という寄稿記事、さらに「民主日本成長の一カ年」と題した記事を掲載している。また、八月一五日の一面には「社説 再建への新発足」のほか、複数の関連記事を掲載している。

ラジオは、一九四六年の八月一五日に四本の終戦関連番組を編成している。すなわち、①「ポツダム宣言受諾の日を迎えて・蠟山正道」、②「新生日本の歌・大谷冽子」、③「詩の朗読『平和の花園』加藤土枝、世界平和に捧ぐ・石原謙、合唱と管弦楽・内田るり子外、世界の婦人たち」、そして④「トルーマン大統領メッセージ『新生日本国民に寄す』」の四本である。また前日の一四日午後七時半からは、吉田茂首相のラジオ演説「一年を顧みて」を放送している。

吉田首相のラジオ演説は、「八月一五日」という日付を強く意識した内容であった。¹⁶ 演説は、八月一五日が「日本国民にとっては忘れることのできない敗戦の事実を率直に承認」した日であるということから語り起こされ、その後の諸改革によって日本を取り巻く情勢は急変しつつあるものの、「新しき文化国家としての日本、新しき民主主義国家としての日本を築き上げるための再生工作は未完成」であること、しかし目下国会で審議中の新憲法は新しく生まれ変わる日本の将来への「明るい希望を約束する」道標であること、そしてその先に日本の国際社会への復帰も展望し得ることを説いている。演説は最後に、八月一五日を「再建日本出発の日」と名づけるとともに、「国民諸君の忍耐と努力をお願いしたい」と呼びかけて締めくくられている。

このように、戦前・戦中期において戦争を「キラークンテンツ」として急速に「国民的メディア」へと発展を遂げたラジオは、一九四五年八月一五日、昭和天皇が「玉音放送」によって国民に「終戦」を告げるメディアとして利用され、翌一九四六年八月、今度は占領国であるアメリカ大統領と被占領国である日本の総理大臣とが、それぞれ終戦関連のメッセージ、戦後復興への奮起を呼び掛けるメッセージを国民に伝えるメディアとして用いられたのである。このことは「国民的メディア」としてのラジオの位置づけを考えるうえで小さくない意味を持っているだろう。

(2) 「八月六日」と「八月十五日」の「記念日」化

このように敗戦の翌年一九四六年において新聞、ラジオにおいて出現した終戦関連の記事や番組は、その後、四〇年代後半から五〇年代前半にかけて、年を追うごとに徐々に増加していく。そして注目すべきなのは、この時期の「八月ジャーナリズム」において、八月六日（広島・原爆の日）と八月十五日（終戦記念日）とが、特に重要な日付として「記念日」化されていくことである。

例えば、一九五二年、サンフランシスコ講和条約が四月二十八日に発効し、日本が国際社会に復帰した、つまり「独立日本」として初めて迎えた年の八月を例にみてみよう。この年の朝日新聞は、「広島・原爆の日」の前日にあたる八月五日、「安らかに眠って下さい。あやまちを繰り返しませんから」という文字が彫られた慰霊碑が広島市の平和公園に完成したことを伝える記事を掲載、六日には原爆七周年となった広島市の祈念式典の様子が、東京の築地本願寺で開かれた追悼会の模様を伝える記事を掲載しているほか、「社説『力による平和』への反省」でも原爆をテーマに、全国的な被爆者の実態調査が行われていることや世界的に核兵器開発が進んでいることを論じている。さらにこの日は夕刊でも祈念式典の様子を報じるとともに（「胸打つ『平和の歌』広島原爆祈念式典 数千の遺族参列」、全国の子どもたち三千人の書いた手紙が集められ世界各国の子どもたちに発送されたという話題を取り上げている（「『広島』をくり返さないで！日本の子供達世界の友達に訴う」）。

占領期（一九四五年八月～一九五二年四月）において、広島・長崎の被爆関連の報道（以下、「被爆関連報道」）がGHQによる報道規制（検閲）の対象であったことは、すでに多くの先行研究によって明らかにされている。¹⁷ GHQは一九四五年九月に一〇条からなるプレスコードを指令、これに基づき新聞報道は検閲を課された（一九四八年七月二六

日までは事前検閲、それ以降は事後検閲)。そしてそのなかで、原爆投下とその被害に関する報道は「公共の安寧を脅かす」として規制や削除の対象となっていた。原爆被害の悲惨さが強調されることによって占領軍に対する世論の反発が強まる¹⁸ことが懸念されたからであり、読売新聞など一部を除いて一九四〇年代に被爆関連記事が殆ど見当たらないのはそのためである。そして一九五二年四月、サンフランシスコ講和条約発効による日本の主権回復後、新聞や雑誌における被爆関連報道が顕著に増えていくことになる。一九五二年の朝日新聞の記事もそうした状況を反映したものである。しかし奇妙なことに、同じ年の朝日新聞においても、八月九日の「長崎・原爆の日」には関連の記事が見当たらない。実は他紙も含めて「長崎・原爆の日」の関連記事は一九五〇年代を通じて殆ど登場しない。関連記事が登場するようになるのはようやく一九六〇年代以降であるが、それでも量的には「広島・原爆の日」を圧倒的に下回っている。そしてその傾向は、現在に至るまで(テレビ放送を含めて)基本的には変わらない。

一方、もうひとつの重要な日付が「八月一日」である。これも一九五二年の朝日新聞を例にみると、八月一日、朝日新聞は「社説」で日本の国際経済社会への復帰を象徴する国際通貨基金、国際復興開発銀行への日本の加入調印が「終戦七周年記念日をむかえて」行われたことを取り上げている。そして「天声人語」でも八月一日が「終戦七周年の記念日」であるとして戦争を振り返る内容を書いている。また、夕刊では「きょうの記念日における話題」と題して「地下の終戦政治の本舞台」という記事を掲載、戦争末期に重要会議が開かれた皇居内と首相官邸内の防空壕を戦争の「記念物」として紹介している。この記事のリード(前文)は次のようなものである。

七度目の終戦記念日がまためぐって来た。人の目にふれるところ、戦争の名残りなども追々に姿を消したが、

『平和日本』の「一皮下には戦争の『記念物』はまだまだ多いようだ。秘密に閉ざされ公表されたことのない皇居内と首相官邸の防空ゴウは、いずれも終戦前夜における政治の本舞台だった。多くの会議や重要決定はみんなここでなされた。『独立日本』初の終戦記念日に際しこの『この眠れる防空ゴウ』の現状を紹介、八月一五日の話題におくる。

毎日、読売など他紙も、一九五〇年代に入ると八月一五日には、数こそ未だ多くないもののほぼ毎年、何等かの形でその日が「終戦の日」であることや各地で関連行事が開かれることを報じる記事、その他関連記事や企画記事を徐々に掲載するようになる。そして各紙ともに社説でも一九五〇年代には終戦関連のテーマを取り上げることが慣例化されていく（表2）。またラジオも、この両日を中心に、原爆関連の番組、そして終戦関連の番組を編成するようになっていく。

こうして「八月ジャーナリズム」は、「八月六日」と「八月一五日」を重要な「記念日」としつつ、「八月六日」を被爆関連の報道の中心の日として、また「八月一五日」を終戦全体について振り返る報道の中心の日として展開されていくこととなった。冒頭でも触れたように有山輝雄は、このように「八月六日」と「十五日」が記念日化されていった背後で、その他の戦争関連の重要な日付、例えば、満州事変の始まりである柳条湖事件の九月一八日、日中戦争の始まりである盧溝橋事件の七月七日、真珠湾攻撃の十二月八日、降伏文書調印の九月二日などの日付が忘却されていったプロセスに注目する¹⁹。有山は、そこに戦争に関する特定の記憶を選択し、別の記憶を排除しようとする占

表2 「八月六日」「八月十五日」の「社説タイトル」(「朝日」「読売」)(一九四六～五五年)

※●は原爆関連、○は終戦関連のテーマ

		朝日新聞	読売新聞
1946	8月6日	再び国鉄経営に希望す	余りに安易な危険突破問答
	8月15日	○ポツダム宣言受諾一周年	○再建への新発足
1947	8月6日	火災の防止と消防の充実	半休強行に反対する
	8月15日	○日本の平和の鐘	○文化的新施設と個人の解放
1948	8月6日	世界食糧需給の好転	人事委員会の在り方
	8月15日	大韓民国の独立式典	○(時評 馬場恒吾・敗戦三年)
1949	8月6日	●広島に残る「生きた影」	タバコの民営を断行せよ
	8月15日	○終戦第五年目の世界	○(時評 加瀬俊一・終戦記念日を迎えて)
1950	8月6日	惰性的な災害対策を排す	●(日曜評論 辻二郎・原爆五周年)
	8月15日	○試練の五年	予備隊の憲兵化を戒む
1951	8月6日	●原爆六周年	臨時国会の在り方
	8月15日	ソ連の講和会議出席	ソ連の講和会議参加の狙い
1952	8月6日	●「力による平和」への反省	安全保障の積極的解決へ
	8月15日	○国際経済と日本の立場	通貨基金加盟に際して
1953	8月6日	●原爆貯蔵量と国際情勢	防衛問題と保安委員会設置
	8月15日	○個人個人の努力	アジア社党会議と左右社党
1954	8月6日	●原子兵器の使用禁止	●原爆記念日に答えるの道
	8月15日	○敗戦後九年	○われらに永久の平和を
1955	8月6日	●原爆十周年に想う	●原爆十年の回顧と反省
	8月15日	○終戦十周年	○終戦十年の回顧と反省

「八月ジャーナリズム」の形成(米倉)

領期の日本における政治社会的な力学の作用を見出している。こうした力学は、形成期の「八月ジャーナリズム」におけるテーマや論点にも有形無形の影響を及ぼしたと考えられるが、この点については第四節で改めて検討する。ここではその前に、「八月六日」「十五日」を重要な記念日とする「八月ジャーナリズム」が、ひとつの「原型」として確立された一九五五年八月の状況をみておきたい。

(3) 一九五五年（戦後一〇年）の「八月ジャーナリズム」

一九五五年八月は「戦後一〇年」の節目にあたる八月であった。新聞、ラジオは、それまでにはない大きな規模で戦争関連の報道を行った。まず八月六日、新聞各紙は朝刊または夕刊の一面で広島・原爆の日を大きく扱っているほか、社説、関連記事を多く掲載している。例えば、朝日新聞は、八月六日朝刊の一面トップで「原子雲を超えて」という記事を、広島に投下された原爆のキノコ雲の写真付きで掲載している。記事のリード（前文）は、「一瞬、ヒロシマを廃墟と化したあの日——八月六日が十度めぐってきた。「安らかに眠って下さい。あやまちは繰り返しませんから」と被爆日本の爆心地跡に悲しい祈りをこめた慰霊碑まで建てられたのに、その願いも空しく、ビキニの「死の灰」と、皮肉な宿命は三度までも、日本人のいのちをさいなんだ。いわば、この十年、原子力の歩んだ歴史は、日本人の生身をもって描き出されたともいえる。」と書いている。ビキニの「死の灰」とは言うまでもなく、この前年一九五四年三月、アメリカの水爆実験（ブラボー実験）で、日本のマグロ漁船・第五福竜丸など約一〇〇〇隻以上の漁船が被爆したことを指している。朝日新聞はこのほか、「社説 原爆十周年に想う」「きょう原爆記念日 平和への祈り 広島で数々の催し」、作家・石川達三の寄稿「論壇 平和を信じ得るか 広島原爆記念日を迎えて」といった複数の

記事を掲載している。また夕刊でも、一面で「広島で平和祈念式典 運命の時、全市祈念」「原水爆禁止世界大会開く」など複数の関連記事を載せている。

また、八月一五日も同様に各紙は終戦関連の記事を大きく掲載している。各紙は朝刊の一面トップで「きょう終戦十周年」（朝日）（毎日）、「きょう終戦記念日」（読売）と終戦関連記事を掲載、社説でも「終戦十周年」（朝日）、「民主主義を守りぬく決意 終戦十年にあたって（二）」（毎日）、「終戦十年の回顧と反省」（読売）などのタイトルで終戦をテーマとして取り上げている。さらに、それまでの年の八月一五日には殆ど見られなかったものとして、十年という節目を意識した「特集」的な大型記事が出現していること、また、複数日に渡る終戦関連の連載記事が登場するようになっていたことが挙げられる。例えば、毎日新聞は八月一五日朝刊で、十年前の八月一五日の記録写真（複数）を中心にした「終戦の素顔」という大型記事、「衣食住この十年」という回顧記事などを掲載している。また、読売新聞は、八月八日から八月三一日まで「十年目の秋」という全十九回に及ぶ連載記事を掲載している。「十年目の秋」の「十年目」とはもちろん「戦後十年」を意味し、主として庶民の暮らしや風俗に焦点を当てながら終戦からの十年を振り返る内容の連載であった。こうした傾向、すなわち八月六日や一五日に、それぞれ「原爆の日」「終戦の日」を迎えたことを告げる記事、各地で開催される関連の行事などの模様を伝える記事、社説などを掲載するほか、大型の特集記事や連載記事などで戦争関連のテーマを扱うという報道のスタイルは、この年以降、ある種の基本フォーマットとして定着していく。

ラジオも、八月六日と一五日には空前の規模で戦争関連の番組を編成している。八月六日は、NHK（二波）と三

つの民放キー局（ラジオ東京、文化放送、ニッポン放送）が、原爆関連の番組を合計十三本放送している（表3）。この十三本という数は、その後の「八月ジャーナリズム」の歴史の中でも突出したものである。放送の「八月ジャーナリズム」は、一九六〇年代以降、テレビが中心となっていくが、そのテレビ時代を含めて現在に至るまで、八月六日の一日だけでこれほど多くの原爆関連の番組が編成された年はない。また、この年（一九五五年）にはすでにテレビ放送も始まっているが（一九五三年）、テレビでは原爆関連の番組は一本も放送されていない。

十三本のラジオ番組の内訳は、NHK・民放別ではNHK五本、民放八本、ジャンル別では広島での平和記念式典の中継番組が二本、録音構成（ドキュメンタリー）が二本、それ以外がトーク番組、講話などである。このうち文化放送（十四時）の『録音構成 十年の傷』は「表面は明るい平和な原爆都市広島島の表情を伝えながら、その実、街の片すみ、都市周辺にうごめく原爆症に苦悩しつづける、多くの人々の

表3 原爆関連のラジオ番組（一九五五年八月六日）

局	放送時間	タイトル
ラジオ東京	6時20分～6時45分	原爆の日に・長田新
NHK 第一	8時05分～8時30分	原爆十周年平和記念式典
文化放送	8時10分～8時30分	第十回原爆死没者慰霊式
NHK 第一	8時30分～9時	戦争に奪われた友達「丸山定男」山本安英他
ラジオ東京	8時45分～9時20分	広島によせて・大田洋子
文化放送	14時～14時30分	録音構成「十年の傷」—広島市を訪ねて—
ニッポン放送	14時30分～15時	原爆記念特集 朗読 ひろしま、屍の街他より
ラジオ東京	15時～16時05分	録音構成「めぐり来た十年」（広島横顔）平和祈念式典・座談会他
NHK 第一	15時15分～15時45分	青年の主張「平和への道」講師・今堀誠二
NHK 第一	15時45分～16時15分	原爆症について・重藤文夫
文化放送	16時～17時	原子力は如何にあるべきか—原爆投下十周年を迎えて（三元放送）
ニッポン放送	16時～16時30分	録音構成 原爆のきずあと
NHK 第一	21時40分～22時15分	すべてを平和のために（原爆記念日に因んで）

※朝日新聞「ラジオ・テレビ欄」をもとに作成

深刻な生活難と、原爆許すまじの憤り、更に病める人たちを無視した平和祭への激しい批判の声を収めた」番組であった。⁽²⁰⁾ また、NHK第一（十五時十五分）の『青年の主張』は、「広島に原爆が投下されてから十年。広島青年たちが「平和への道」というテーマのもとに、議論し合う」という番組で、講師を広島大学教授今堀誠二氏が務め、東京および青森の青年の主張（録音）も放送されるといった内容であった。⁽²¹⁾

八月一五日もラジオは大規模な編成で、計十六本の番組が放送された（表4）。その内訳は、NHK・民放別では、NHK八本、民放八本で、

「八月ジャーナリズム」の形成（米倉）

表4 戦争／終戦関連のラジオ番組（一九五五年八月十五日）

局	放送時間	タイトル
ラジオ東京	6時35分～7時15分	十分論評「終戦の日に思う」長谷川如是閑
NHK 第一	8時30分～9時15分	外地で迎えた終戦・加東大介
NHK 第一	10時15分～11時05分	終戦記念日に因んで・遠藤周作
文化放送	11時15分～11時25分	平和祈念堂除幕式（長崎）
NHK 第一	13時05分～14時05分	多元放送「家庭から社会へ」十年の成長、詩と音楽、録音構成、座談会
文化放送	14時05分～15時	終戦記念特別番組 録音構成「第十五国境守備隊」語り手・勝田久地
ラジオ東京	14時05分～15時10分	放送討論会「どうしたら日本は自立できるか」都留重人、石橋堪山ほか
NHK 第一	17時15分～17時30分	戦後十年の犯罪・平出禾
NHK 第一	17時45分～18時	これからの十年・中島健蔵、池田弥三郎
NHK 第一	18時～18時25分	戦後十年の童謡から「僕の歌、私の歌」川田正子、川田泰子他
ラジオ東京	19時20分～20時	童謡十年「リングの歌からマンボまで」近江俊郎、楠トシエ、並木路子、中島孝他
ニッポン放送	19時30分～20時	終戦記念日特集「社会ダネ十年史」扇谷正造、斉藤正昭、高原四朗
NHK 第二	20時～20時30分	特集「お米の十年史」松村謙三、東畑四朗、大島清、安井誠一郎他
NHK 第一	21時15分～22時15分	終戦回顧座談会「今日の日本 明日の日本」吉田茂、下村宏、小泉信三
ラジオ東京	22時30分～23時10分	ヒロシマ（アルトーン曲）関西交響楽団
文化放送	23時～	青空会議「これからの日本はどうあるべきか」

※朝日新聞「ラジオ・テレビ欄」をもとに作成

ジャンルでは、講話・座談・討論番組から、録音構成（ドキュメンタリー）などから戦後十年間の童謡の歴史を回顧する歌謡番組のようなものまで多彩であった。八月六日の原爆の日と同様に、八月一日に一六本の関連番組が放送されたというのも記録的な多さであった。

このうち、『終戦記念日特集「社会ダネ十年史」』（ニッポン放送・一九時三〇分）は、朝日・毎日・共同通信の各社の記者による座談会で、戦後の十年を「虚脱の時代」「シンキロウの民主主義時代」「第三の時代」と分類し、「それぞれの期間における事件を拾いながら、世相を風刺し、その時代の特徴を描いていく」というものであった。また、『終戦回顧座談会』（NHK第一・二二時一五分）は、吉田茂前首相、小泉信三（前慶応大学塾長）、下村宏（元内閣情報局総裁）が、箱根・翠松園（すいしょうえん）で行った座談会の録音放送で、話題は戦後社会のなかの倫理問題、若年層と中高年層との間の断絶の問題、また吉田前首相が欧州旅行で会った各国首脳との「裏話」などであった。そして、『青空会議』（文化放送・二三時）は、「これからの日本はどうあるべきか」をテーマに、東京、大阪、名古屋で市民の意見を収集した「街頭録音」番組で、「民主主義を日本人がどう考えるかを批判・反省し、また複雑な内外の政治的環境にあつて日本が将来歩むべき道を率直に述べあう」という内容であった。⁽²²⁾さらに、この頃になると、八月六日、一五日以外にも、その前後に戦争（終戦）や原爆に関連する番組が放送されるようになっていた。特にこの年は八月一四日が日曜日であつたこともあつて一四日には、『録音構成「あれから十年」』（NHK第一・一八時）、『引き揚げ十年を顧みて』（NHK第二・二二時三〇分）、『五元討論会「日本は独立しているか」』（ラジオ東京・二三時一〇分）など七本の関連番組が放送されていた。⁽²³⁾

以上のように、一九五五年の八月は戦後一〇年の節目の年であつたことから、新聞とラジオは八月六日と一五日を

中心に、それまでにない大規模な形で戦争関連の報道を展開した。この年は現在にまでいたる「八月ジャーナリズム」の原型が作られた年であったとみることができ、しかしここでいう「原型」は、記事や番組の本数といった量的な側面だけを意味しない。「八月ジャーナリズム」の形成期にあたる一九四〇～五〇年代は、質的な側面、すなわち戦争関連のメディア言説における基本的テーマや論調という側面においても、「八月ジャーナリズム」の原型が形成された時期と見做すことができる。次節では、主として一九四〇～五〇年代における形成期の「八月ジャーナリズム」の基本的テーマや論調について、幾つかの「語り」（Ⅱナラティブ）として類型化し、それぞれの特徴や問題点を見ていく。

4. 形成期の「八月ジャーナリズム」における二つの「語り」

(1) 「受難の語り」

形成期の「八月ジャーナリズム」のなかで現れ、その後定着していく戦争関連の「語り」は、大きく三つに分類することができる。²⁴第一は、「受難」の経験としての戦争（終戦）という「語り」（Ⅱ「受難の語り」）、第二は、戦後の日本の歩みを「民主主義」や「文化的成熟」などの観点から自己査定・自己省察する「語り」（Ⅱ「戦後史の語り」）、第三は、「唯一の被爆国」であり、かつ「戦争放棄」した戦後の日本には国際社会のなかで「平和国家」として果たすべき重要な役割があるとする「語り」である（Ⅱ「平和主義の語り」）。

第一の「受難の語り」は、この時期の「八月ジャーナリズム」に最も多く見られる「語り」である。この「語り」

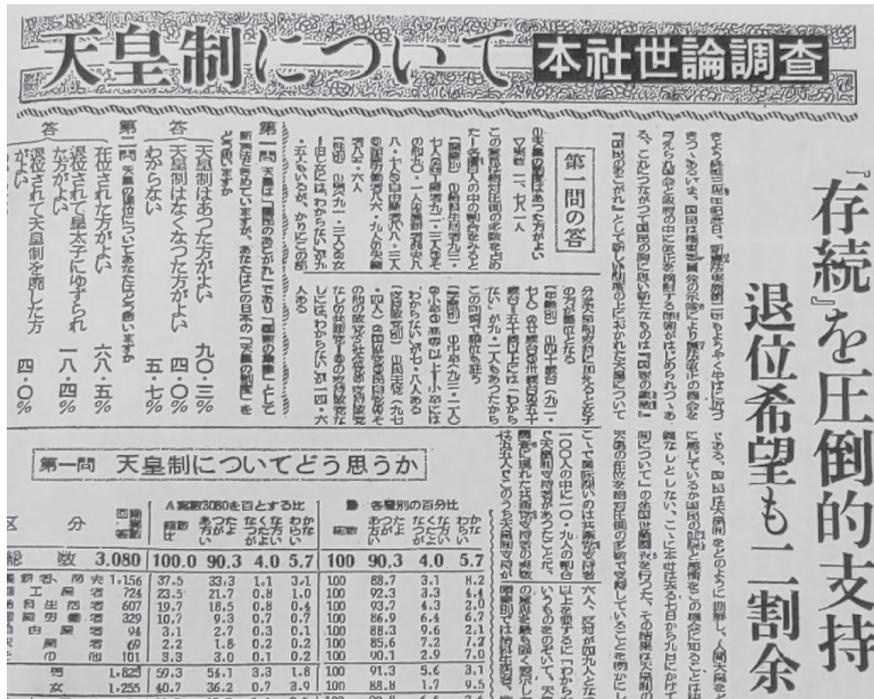
においては戦争や終戦後の経験は「受難」や「災禍」として位置づけられ、その後の期間は戦争被害からの回復や戦後復興に向けた「苦難」「苦闘」の歴史として位置づけられる。例えば、朝日新聞の一九五〇年八月一五日の「社説 試練の五年」は、終戦からの五年間を「占領という冷たい現実のもとに、あえぎながら生きてきた五年は、日本民族にとって試練の五年であり、忘れえぬ五年であった。」と振り返っている。また、広島（長崎）への原爆投下も「受難」として語られる。例えば、読売新聞の一九五四年八月六日の「社説 原爆記念日に答えるの道」は、「広島・原爆の日」について「世界はじめての痛ましい事実、突如として広島がおそわれた日である。」とし、「思い出は極みなく悲しく、感激は限りなく深い。一瞬にして顔かたちもなく焼けただれた老若男女の泣き叫ぶ苦悩の声のうちに、なまぐさい風が周辺をおうた。」と原爆投下の悲劇性が強調される。そして被爆の惨禍を生き延びた人々も、その多くが原爆症に苦しみ続けていると記す。

ラジオでも「受難の語り」に該当する番組は多く放送されている。例えば、文化放送の『敗戦の傷は深い』（二九五六年八月一五日）は、「戦後十一年、広島の一銀行の石畳に原爆放射能によって記された「死の影」はようやく消え失せたといわれるが、敗戦の傷はいまなお深刻なうずきをとどめている。この傷の深さを想い、政治、経済、文化等に反省を求めて、……「指導者」などの著書で知られる評論家の本田顕彰氏が語る」という番組であった。また、NHK第一の『社会展望 戦争の傷はいえず』（二九五七年八月九日）も、「戦後十二年、もはや戦後ではないという声もきかれるが、戦争のために愛する夫を失い、息子を奪われた家庭の生活は悲惨である。この時間は戦争によってうけた傷跡を家庭生活にのぞき、青年たちの声をきいていま一度、戦争の悲惨さを見つめなおす」と、新聞のラジオ・テレビ欄の解説文でも「傷」「悲惨」といった言葉が強調され、戦争を「受難」の体験として扱う内容だったことが

分かる。⁽²⁵⁾ ドラマでも戦争をテーマにした番組が放送されたが、例えば文化放送のラジオドラマ『硫黄島』（一九五七年八月一日、原作・菊村到）は、硫黄島の戦いで極限状況を経験した主人公が、戦後になっても「すべての人間関係の愚劣さと虚偽に耐えられなくなり、ふとしたきっかけで再び訪れた硫黄島の噴火口に飛び込み自らの命を絶つ」という物語であった。⁽²⁶⁾ これらの番組は、原爆や戦争を「受難」の経験として捉え、現在も続く人々の「受難」の声や姿を伝えるものであった。

このように戦争や戦後、そして被爆の経験を、日本および日本人にとっての「受難」「災禍」として捉える「受難の語り」は、この時期に広く見られるだけでなく、その後の「八月ジャーナリズム」においてDNAのように受け継がれていき、その「基調」「通奏低音」をなしていくものでもある。

ところで、この「受難の語り」には、注目すべきいくつかの特徴がある。第一に「受難の語り」においては、先にも見たように戦争で日本人がいかに過酷な運命に翻弄され、いかに夥しい犠牲者・被害者が生み出され、戦後もいかに厳しい状況を生き延びなければならなかったかという「受難」の経験が強調されるが、他方で、そのような戦争が誰によって、なぜ・どのようにして起こされたのか、なぜ原爆が投下されなければならなかったのかなど、戦争の原因を解明したり戦争責任を追及したりするような視点が欠落していることが特徴的である。これは、この時期の「八月ジャーナリズム」全体の特徴でもある。例えば、一九四六年五月に始まり一九四八年一月に終了した極東軍事裁判（東京裁判）では、旧軍上層部、政治的指導者、高級官僚・財界等における積極的協力者など多くの「戦犯」が裁かれていたが、同じ期間の「八月ジャーナリズム」においてこの裁判に言及するような記事は見当たらない。また、戦前の日本における最高権力者＝責任者としての昭和天皇の戦争責任を問うような議論もない。逆に一九四八年八月



十五日の「読売新聞」は一面トップで、天皇制に関する世論調査によって国民の圧倒的多数が天皇制を支持していることが分かったとする記事を掲載している。調査では二つの質問が行われている。第一問が「天皇制」の存続を支持するかどうかを聞いたもので、九〇・三％という圧倒的多数が「天皇制はあつたほうがよい」と答えたとしている。そして、昭和天皇が退位すべきかどうかについて聞いた二問目では、「在位された方がよい」が六八・五％と「退位されて皇太子にゆづられたほうがよい」一八・四％を大きく上回っている。

「受難の語り」の特徴の第二は、日本と日本人に「受難」をもたらした「戦争」が、具体的にどの国との間の、どのような戦争だったのかが曖昧で、抽象化されていることである。原爆投下はあくまでも、先にも見たように「突如として広島がおそわれた」という出来事であり、戦争および戦後の経験は「大きな国民的な不幸」として表現される⁽²⁸⁾。広島や長崎に原爆を投下し、東京をはじめとした主要都市を空襲によって焼土にしたのはアメリカであるが、そのアメリカが具体的な

形で「受難」をもたらした国として登場することは殆どない。まして原爆投下や空襲が一般市民を対象とした無差別殺戮だったとしてアメリカを批判したり憎悪したりする言説は殆ど見られない。そればかりか、「戦後五年」の節目にあたる一九五〇年八月十五日の読売新聞一面のトップ記事「きょう終戦五周年 アメリカをどう思う？」のように、多数の日本人（六五・七%）が「一番好きな国」としてアメリカを挙げているという世論調査結果を紹介するなど、アメリカは日本に「受難」をもたらした国としてよりも、むしろ戦後に「受難」からの復興（食糧支援、民主化改革など）を支え導いている国として表象される傾向が強い。

こうして、「受難の語り」においては、「受難」としての戦争が、抗すべくもなかった「運命」「災禍」のようなものとしての「戦争一般」へと抽象化、脱文脈化されると同時に、その戦争がアメリカとの戦争（太平洋戦争）だったことが含意されつつも、アメリカは直接名指されることも批判対象とされることもない、という奇妙な構造が見られるのである。²⁹この背景に、占領からサンフランシスコ講和条約へといたる過程で日本にとって圧倒的に大きな存在であったアメリカに対する配慮が、意識的にせよ無意識的にせよあったことは明らかであろう。吉田裕は『日本人の戦争観』において、戦後の日本人における「戦争観」の形成およびその変化のプロセスを辿り、「太平洋戦争」という呼称がアメリカ側のものであり、そこでは戦域が太平洋地域に限定されることで満州事変以降の中国戦線の持つ意味が無視されていること、そしてそのような「太平洋戦争史観」が占領期のうちに日本人のあいだに広がり、占領終結後もこの呼称は生き残って、日本社会のなかに着実に定着していったと指摘している。³⁰こうした「太平洋戦争史観」が形成期の「八月ジャーナリズム」にも色濃く反映されていたと見ることができる。また、それは今日にいたるまで長く尾を引いていくことにもなる。

このことも深く関わっていると思われるが、「受難の語り」の三つめの特徴は、戦争が一方的な「受難」の経験として語られることによって、日本・日本人が戦争中に他国（特に中国、朝鮮半島などを中心とするアジア諸国）において行った侵略行為、残虐行為、すなわち「加害」の経験が捨象されていることである。新聞記事において戦後に「加害」がどのように扱われてきたかを分析した根津朝彦は、一九四五年の終戦から一九六〇年代までの期間に「加害」に関連する記事が殆ど出現しないことを指摘し、この期間を「加害忘却期」と名づけている³¹。根津も指摘する通り、当時、『中央公論』などの論壇を中心に、天皇や知識人、ジャーナリストなどの戦争責任を様々な形で問う機運自体は存在しなかったわけではない³²。しかし、少なくとも新聞、ラジオの「八月ジャーナリズム」においては、ごく少数の例外を除いて戦争における「加害」の問題が取り上げられることはなかった。

その要因には、当時形成されつつあった世界の冷戦構造を背景にした日本の戦後処理の特殊性があったと考えられる。すなわち、これまでにも多くの論者によって指摘されてきたように、アメリカの国益や対ソ戦略上の政治的配慮が優先されることによって、アメリカを含む多くの国によって日本への賠償請求権が放棄されたこと、（サンフランシスコ講和条約）、また日本の戦争責任の追及が中途半端な形で決着したこと、そして日本の侵略戦争の大きな被害者であったアジア諸国の多くは当時、脱植民地化Ⅱ国民国家形成の過程と重なって国際社会に占める地位・影響力が相対的に小さく、日本の戦後処理に対して十分な発言権をもたなかったこと、などの諸事情である³³。この点に関連して大沼保昭は、「戦争責任論」が「戦後日本の行動様式を枠付け、方向づけ、充足するという意味での戦後日本の思想たりえなかった」と指摘し、その背後に、日本国民全体の「不作為」の問題があると次のように問うている。

「大東亜戦争」は、日本国民が、中国で、東南アジアで、全力を傾けて戦った戦争だった。戦後それが許されざる侵略戦争であった——あるいはすくなくともその側面をもつ——ことが明らかにされたとき、まさにそれが全国的事業であったが故に、国民ひとりひとりの戦争へのかかわりの意味を問い、明らかにすることも全国的課題でなければならなかったはずである。自分たちが聖戦と信じ、協力した戦争が侵略であったとは、一体何がまちがっていたのか。それに協力した自分たちの責任はどうか。三百万の同胞の死の意味は何だったのか。……東京裁判という連合国による「裁き」を傍観するだけで、みずからの手では十五年戦争に対して判断を下すべき公共の場を創り出そうとしなかった日本国民の不作為それ自体のもつ意味も、また問われてよかつたはずである。³⁴

周知のように、日本はその後、一九九〇年代以降における冷戦構造の崩壊やグローバル化が進展に伴うアジア諸国の急速な経済成長、民主化の進展などの変化により、それまで開発独裁型の政権によって抑え込まれていたアジア諸国の人々の対日批判や戦後補償要求の声が増し、それへの対応を迫られるという形で、改めて「加害」の問題や戦争責任、戦後責任の問題に本当の意味で向き合っただけでこなかったことのツケを支払わされることになる。いずれにせよ、「八月ジャーナリズム」は、終戦直後の日本をめぐるこうした諸状況を濃厚に反映しながら「加害」の問題を「忘却」したまま形成されていった。そしてそのことは大久保に倣っていうならば、国民全体あるいは知識層の「不作為」の問題とは別に、ラジオや新聞を含むジャーナリズムの「不作為」の問題としても問われ、検証されるべき問題である。

(2) 戦後史の語り

形成期の「八月ジャーナリズム」における第二の「語り」として挙げられるのが、戦後日本の復興や発展の歩みを振り返る「戦後史の語り」である。この「語り」においては、しばしば民主主義国家として再出発した日本の民主化の進展や成熟の度合いについて、戦後の期間を通じた総括や反省がなされる。また、戦後の社会・文化や風俗の変遷を振り返る社会史、文化史、風俗史的な企画も多くみられるが、そうしたのも「戦後史の語り」と見做すことができる。

例えば、朝日新聞一九五〇年八月一日の「社説 試練の五年」では、終戦からの五年について、徐々に復興を遂げてきたものの「日本の民主化」は未だ道半ばであるとし、「民主主義という言葉は、なるほど普及もし、徹底もした。しかしそれは言葉だけのことであつて、日本人が民主的な考え方を体得したというにはすこぶる遠い……民主主義が頭の上を素通りしている危険が感じられる」と書いている。また、読売新聞一九五五年八月十五日の「社説 終戦十年の回顧と反省」は、終戦からの十年間を「劇的な大転換であり、ひとつの精神革命であつた」としたうえで、次のように言う。

この間、与えられたものとはいえ近代的人権を基調にした新憲法を施行し、制度を改め、因習の暴君と闘い、われわれの血にある民族的伝統と近代精神との対立のなかに調和をつくりだそうと懸命になった。……再軍備の線が打出され、いわゆる「国情にそうごと」を目標に、憲法の改正が提案されている今日、民族のもつた底知れぬ封建制への後退となるおそれがないとはいえない。日本の民主主義は、この意味で危険に直面している。³⁵

このような民主主義の定着や成熟のあり方を問うような「語り」は、この時期の「八月ジャーナリズム」に頻繁に登場する。また、「戦後一〇年」の一九五五年頃から見られるようになった連載企画の多くも「戦後史の語り」である。先にも挙げた読売新聞の一九五五年の全一九回の連載「十年目の秋」、同じく読売新聞の一九五六年の「十一年目の若もの」(全三〇回)、五七年の「九千万が知り合うために」(全五回)などは、それぞれ戦後の民衆の暮らしや風俗に焦点を当てながら終戦からの経過を振り返るといふコンセプトであった。

ラジオ、テレビでも、こうした「戦後史の語り」は多くみられる。例えば、一九五六年八月一日に放送した『十一年目の日本 座談会「米国に負うもの負わされるもの」』は、「戦後日本がアメリカから受けた影響について、その功罪を検討する座談会」で、司会は中屋健一(東京大学助教授)が務め、都留重人(一橋大学教授)、浦松佐美太郎(ジャーナリスト)、坂西志保(評論家)らが出演、教育制度、家族制度、女性の地位、メディア文化、プラグマティズムの影響など、アメリカからの影響という視点で戦後日本の歩みと現状の問題点などが議論のテーマとなっていた⁽³⁶⁾。また、文化放送が一九五七年八月一日に放送した二本の番組とともに「戦後史の語り」に該当する。一本は『戦後十二年の政治』で「終戦を契機として出発した主権在民のいわゆる民主主義に立脚した政治の十二年間の所産を診断する」という討論番組、もう一本は『戦後十二年の流行歌 歌は世につれ世は歌につれ』という歌謡番組だが、この番組も「あすは終戦記念日、そこで今宵のコンサートは、戦後十二年の世相の移り変わりを「リンゴの歌」から最近のヒットソングまで、流行歌のメドレー演奏で懐かしむ」というコンセプトで、やはり「戦後史の語り」の一種と見做すことができるだろう⁽³⁷⁾。

放送が始まったばかりのテレビにも「戦後史の語り」は多く見られる。例えば、「戦後一〇年」の一九五五年八月

十五日に日本テレビが放送した『特集戦後十年』は、「八月十五日の宮城前、マッカーサーの到着から始まり、この十年間の日本の姿を取りまとめて放送する。けわしかった終戦後十年間の政治、経済、社会諸制度等の日本再建のきびしさをじっくりとふり返り、現在日本のおかれている国際的な立場や経済的基盤をよく認識し、さらに着実な努力を続けてゆくべきであること」を訴える内容で、典型的な「戦後史の語り」といえる。

このように終戦からの歴史的展開を反省したり、回顧したりする「戦後史の語り」もまた、「八月ジャーナリズム」におけるいまひとつの「定番」となっていく。戦争（終戦）を起点としつつも、戦争それ自体ではなく、戦後の日本と日本人の歴史を振り返ることに重点を置き、自己点検・総括するという言説の形成である。

(3) 平和主義の語り

第三に、「原爆の日」や「終戦の日」を期して「平和の誓い」を新たにする「平和主義の語り」も、形成期の「八月ジャーナリズム」における特徴的な「語り」として挙げられる。一九五〇年代における「原爆の日」「終戦の日」の関連記事の見出しを拾うと、「きょう原爆記念日 平和への祈り 広島で数々の催し」⁽³⁸⁾、「ひろしまに一回目の原爆の日 世界へ響け『平和の鐘』全国民の祈りこめて」⁽³⁹⁾、「悲願こめ広島宣言 誓い新た十周年記念式典」⁽⁴⁰⁾、「きょう終戦十周年 各地で催し 平和を祈る」⁽⁴¹⁾「めぐり来た 終戦十年 平和の鐘に黙とう」⁽⁴²⁾などのように、「平和」「祈り」「誓い」といった言葉がキーワードとして頻出していることが特徴的である。そしてこれらの記事においては、日本が「世界で唯一」被爆を経験した国であること、そして終戦後に平和憲法を掲げて再出発した「平和国家」であることが繰り返し確認され、強調される。そして、国際的な平和を実現するために日本は「平和国家」としての役割を国際社会の

なかで積極的に果たしていくべきだということが主張される。例えば、一九五一年の「広島・原爆の日（八月六日）」の朝日新聞「社説 原爆六周年」は、「次の戦争がはじまるとすれば、それは原爆戦であり、第二次大戦とは比較にならないおそろしい結果を生ずる」だろうと予測しつつ、「平和国家」日本の役割を次のように言っている。

日本は新たに平和国家として再生したといわれた。ノー・モア・ヒロシマズという言葉ができた。しかしながら今日までわれわれは平和国家として国際的にいかなる貢献をしたであろうか。……原爆の惨禍は、日本人の手によっては、日本人にあまねく知らされていないのみか、また海外にも伝えられていない。原爆の惨禍の報告が、世界の人々の平和の魂をゆり起こす助けになるとすれば、それは日本人の義務であり、世界平和に寄与する責任の一端であると思われる。日本が今日にいたってもまだ侵略国としての復活を連合国から疑われていることについては、日本人が当然なすべきそうしたことさえもやっていないということも、考え合わすべきであろう。

また一九五四年八月一日の読売新聞の「社説 われらに永久の平和を」は、「文明と個人価値の殺傷にほかならなかった敗戦と、それにつづいたみじめな年月に、戦争の愚劣さと非生産性を深刻に体験したのは、日本人自身であったはずだ。」と問いかける。これは四〇年代後半から五〇年代にかけて進んでいたGHQによる諸改革の方針転換や、それを受けつつ独立後の日本で進化した社会の再保守化、いわゆる「逆コース」（レッドパージ、警察予備隊の創設、財閥系企業の復活、軍人恩給の復活など）を批判し、警鐘を鳴らすものであった。そしてこの社説は、「無意味な戦争に惜しみてあまりある血を流した同胞」のためにも「理由なき戦争を避け、永久にわれわれの手で平和を打ちたててゆ

くこと」が求められていると結ばれている。

ラジオでも、例えば一九五六年八月六日の文化放送の番組『広島一九五六年』は、被爆地・広島の人々による、その被爆体験ゆえの「平和への祈り」を主題的に描く番組であった。新聞のラ・テ欄では次のように紹介されている。

広島に原爆が投下された世紀の悲劇は今なお国民の脳裏を離れていない。米ソ両国が原子核爆弾の製造をめぐる競争していることをみるにつけて、一層この悲劇が強く思い出されてくる。原子力は平和だけにしてもらいたいという願いは、世界中のどこよりも身をもってその恐ろしさを体験した「広島」の必死の祈りでもある。一九五六年の広島はどう変わったか、原爆を受けた人たちのその後はどうか、広島市民は何を祈っているか等々について現地の実態を伝える⁽⁴³⁾。

近年、NHKは「終戦の日」の八月十五日に「平和」をテーマにした討論番組スタイルの『NHKスペシャル』を放送することが多い。ごく最近の例を挙げるならば、二〇一三年から二〇一五年（戦後七〇年）にかけても、三年連続でそうした討論番組を放送している。すなわち『NHKスペシャルシリーズ日本新生「戦後68年 いま」ニッポンの平和」を考える』（二〇一三年）、『NHKスペシャルシリーズ日本新生「戦後69年 いま」ニッポンの平和」を考える』（二〇一四年）、『NHKスペシャル 戦後70年 ニッポンの肖像—戦後70年を超えて—日本人は何ができるのか』（二〇一五年）である。それぞれの番組のコンセプトを読むと、これらが「平和主義の語り」の現代版であることが分かる。すなわち、二〇一三年の番組のコンセプトは「2度と戦争の惨禍を繰り返さないと誓う終戦の日。戦後、大切

に守ってきた「ニッポンの平和」を、次の世代にどう引き継いでいくのか、その道筋について考える。」というものである。二〇一四年の番組のコンセプトは「2度と戦争の悲劇を繰り返さないと誓った戦後日本。21世紀に入り、世界の枠組みが大きく変貌する中で、日本の平和をどう守っていくべきなのか。日本が掲げるべき平和主義のあり方を生放送で徹底討論する」である。そして二〇一五年の番組のコンセプトが「戦後70年。日本人だけでも310万人という甚大の犠牲を礎に、平和国家として歩んできた日本。一方、世界に目を転ずると、この70年、戦争のない年はなかったと言っても過言でないほど、凄惨な争いがくり返され続けてきた。そして、グローバル化が極限に達した現代の世界は、様々な「対立」が激化し、出口の見えない混沌とした状況が続いている。戦後70年を越えた日本人は、日本と世界の「これから」のために、一体何が出来るのだろうか。」⁴⁴というものである。このように現在でも「定番」として繰り返されている「八月ジャーナリズム」の中の「平和主義の語り」はルーツをたどると、「八月ジャーナリズム」の形成期（一九四〇年代後半～五〇年代）にまでさかのぼることができる。

以上のように、形成期の「八月ジャーナリズム」においては、①「受難」の経験としての戦争（終戦）という「受難の語り」、②戦後日本の歩みを振り返り、民主化や社会の成熟などの観点から自己査定・自己省察する「戦後史の語り」、③「戦争放棄」した日本には「平和国家」として果たすべき新たな役割があるという「平和主義の語り」という三つのパターンが形成されていた。これら三つのパターンは、その後、様々なバリエーションを生み出しつつ、新聞、ラジオ、テレビにおいて展開されていく独自の言説空間としての「八月ジャーナリズム」の基調となっていた。

5. 「戦後の終焉」論

形成期の「八月ジャーナリズム」における特徴的な論点として、最後にもうひとつ、「戦後の終焉」をめぐる議論をみておきたい。

一九五六年の『経済白書 日本経済の成長と近代化』は、「もはや戦後ではない」の一節で知られる。この前年の一九五五年、日本の一人当たりGDP（国内総生産）は戦前の水準を上回った。復興期の一九四五年から五六年にかけての一人当たりGDPの成長率は七・一％に達し、さらに高度経済成長の過程へと入ろうとしていた。『経済白書』一九五六年版における「もはや戦後ではない」は、戦後復興をバネにした経済成長が終わって、より厳しい環境のもとでの経済成長を目指すなければならないことを指摘した、どちらかといえば警句としての意味が強いものだったといわれるが、⁽⁴⁵⁾少なくとも社会的には高度経済成長へ向けた日本経済の明るい未来への凱歌として受け止められ、理解されていった。⁽⁴⁶⁾「八月ジャーナリズム」においても、一九五六年から翌年にかけて「戦後の終焉」をめぐる議論が様々な形で登場している。この議論は、時代を認識する枠組みとしての「戦後」、あるいは同時代意識としての「戦後」というものが当時どのように考えられていたのかを示すものとして興味深い。

毎日新聞は一九五六年八月十四日から三日連続で学芸欄において「もう戦後ではない？」というタイトルで、『経済白書』の「もはや戦後ではない」とはまた別に、「思想界の特徴」として「戦後の終焉」をめぐる議論が展開されていることに着目する。そして、その代表的なものとして、雑誌『世界』の同年八月号の「特集「戦後」への訣別」を挙げている。同特集は、そのねらいについて次のように説明している。

一切の問題が直接、大戦による荒廃や混乱との関連で受け取られた時期、いわゆる『戦後』と呼ばれる一つの時期を、私たちがいまや通り過ぎつつあるということは争えない事実である。私たちは、責任を戦争に帰することで、もはや、何の解決も得られない、多くの新しい問題に当面しているのである。その意味で私たちは、『戦後』に向けて別れを告げたいと思う。⁴⁷

戦後の混乱や既存の価値観の崩壊などに「すべてを結びつけようとする『戦後意識』」と訣別し、これからは現実社会の問題を「現在」の問題として捉えていくべきだというのがこの特集の意図であったが、この「戦後の終焉」論は、賛否両論、さまざまな反響を呼んだ。

毎日新聞の「学芸欄」のシリーズでは、そうした多様な意見が詳しく取り上げられている。肯定的な声としては、「敗戦の教訓を忘れてしまってよいものではない。が、これまでのようにただ単なる感情的な旧日本復活への途ではなく、『戦後』意識からぬけだして未来の見通しに腰をすえるべきだ」（中野好夫・英文学者）、「すぐる十年の政治指導者は落第だったと思う。次の十年こそは時代のいれかわる時期だ。若い世代がみずからの夢をいだいて新しく舞台に登場すべき時期である」（都留重人・経済学者）、「戦後を通して獲得された新しい地盤——たとえば戦後憲法でなく、憲法であり、戦後の民主主義でなく、我々の民主主義であるという、こういう地盤の上にたって、我々が生き、考えてゆかなければならない」（加藤周一・評論家）、といった意見が紹介されている。⁴⁹一方、批判的な声としては、「米軍は駐留して沖縄はじめ基地問題は深刻化するばかりだ。日ソ、日中の国交回復はまだだし、北洋に出漁する人たちはソ連にとらえられ、両国が戦争状態にあることを知らされる。こうした状況で進歩的な人が、こういう発言するのは不

思議だ」（本多顕彰・評論家）、「戦後」意識はむしろこれから理論的に深まらなければならない……「戦後」意識はこれからかたまるか、どうかという時期にきていると思う。もう戦後ではない、などとはとんでもない話だ」（小田切秀雄・文芸評論家）といった声が紹介されている。⁵⁰

また、朝日新聞の一九五六年八月十五日の「社説『戦後意識からの脱却』」も「戦後の終焉」論をどちらかといえど批判的に取り上げ、「戦後意識から抜け出そう」という気持ちもむろん意味はあるのだが、まず戦争そのものの愚劣さを忘れるわけにはいかない。原爆被害者は、いまなお倒れて行く。大陸の抑留者は、いまだに帰されない。戦争未亡人、被災者の生活は依然として苦しい。そういう厳しい現実から目をそらすような「戦後意識」からの脱却であってもなるまい」と主張している。

注目されるのは、こうした「戦後の終焉」論が、戦前・戦中・戦後という時期区分に基づく「世代論」とも関連付けられて論じられている点である。先にも挙げた『世界』一九五六年八月の「特集「戦後」への訣別」に、日高六郎は「戦争体験と戦後体験―世代のなかの断絶と連続」という論文を寄稿、戦後十年あまりが経過するなかで戦争体験をめぐる世代間の断絶が生じつつあることを論じている。日高によれば、戦後生まれの子どもが小学四～五年生になり、大学生ですら戦争に関する明確な記憶を持たない世代となっており、そうした戦後世代は「戦争体験ではなくて、戦後体験を生活と思考の支えとするような世代」である。そして、社会全体を支える価値体系が全面的に転換するという、戦勝国では決して生じない敗戦国ならではの状況が、世代間の断絶をより大きくしている。戦前の価値観に対するコミットの度合いが、戦前・戦中世代と戦後世代とを鋭く分けているというのである。⁵¹

そして毎日新聞の学芸欄の三回に渡るシリーズ「もう『戦後』ではない？」の三回目では、こうした世代間の断絶

が「戦争責任問題」とも深く関わっていることが取り上げられている。戦争体験の有無と程度に応じて戦前、戦中、戦後と三つの世代に分けると、「戦前派」は戦争協力者だけでなく反対者であった場合でも「戦争を食い止められなかった」という政治的責任を問われ、「戦中派」は「真実を知らされなかったから」という理由で政治的責任は薄められるが倫理的責任は免れない。それに対して「戦後派」だけが責任を負わない。そして、この戦争責任に対する意識の違いが、さらに世代間の断絶をより深いものにしてしまう。

彼らは敗戦の責任を感じないし、戦前、戦中両派にたいして不信の念を抱いている。そして、それらとは切り離されたところで強く自我を主張する。この「戦後」意識をもたない新しい世代は、戦後十年の間に増えていった。いまやこういう世代を無視して、戦争責任を論ずることは無意味になったといえる。この世代のあるものは戦前、戦中の両派の戦争責任のアリバイをきびしく追及している。それは「戦後」意識をもたないものの強みである。⁽⁵²⁾

以上のように、「戦後」というものをどのように認識し、それに対してどのような立場をとるかは、単なる時代認識の問題にとどまらず、現実社会の問題への対処の仕方や、世代をめぐる認識、戦争責任に対する考え方の違い、責任の取り方における違いなどにも関わる複雑な問題であった。よく知られるように、敗戦から七〇年以上が経過した現在まで続く「日本の長い戦後」(H・ハルトウニアン)⁽⁵³⁾のなかで、「戦後の終焉」を説く言説はその後もたびたび登場してきた。一九八〇年代初めに「戦後政治の総決算」をキャッチフレーズに掲げた中曽根康弘首相(当時)や「戦後レジームからの脱却」を掲げて長期政権を維持してきた安倍晋三首相などがその代表例であろう。また、「戦後」

を一九五五年を境に、混乱と改革の時代としての「第一の戦後」と、安定と成長の時代としての「第二の戦後」、冷戦体制終焉後の「第三の戦後」を区別し、それぞれの時期におけるナショナル・アイデンティティのあり方を焦点化した小熊英二をはじめとして、「戦後」を幾つかの時期に区分しつつ「戦後」の特徴や変化を論じる論者も多い⁵⁴。そして、そうした議論ではしばしば、戦争体験の有無や戦争との関わり方がある種の尺度とした「世代論」が様々な形で登場してきた。その意味では、形成期の「八月ジャーナリズム」において議論の対象となった「戦後初」の「戦後の終焉」論は、その後たびたび形を変えながら現れる「戦後の終焉」論の、いわば「プロトタイプ」のようなものだったと考えることができる。

6. おわりに

本稿では、終戦直後の一九四〇年代後半から五〇年代にかけて、「八月ジャーナリズム」が主としてラジオと新聞においてどのように成立していったのか、そしてその形成期の「八月ジャーナリズム」においてどのようなテーマや論点を取り上げられていたのかについて分析・検討してきた。その結果、形成期の「八月ジャーナリズム」においては、「受難の語り」「戦後史の語り」「平和主義の語り」という三つの特徴的な「語り」が出現していたこと、そしてそれはその後の「八月ジャーナリズム」のなかで反復され、継承されていく、いわば「語り」の「原型」のようなものであったこと、またその中では、戦争責任や加害の問題といった重要な論点が欠落していたこと等が明らかになった。さらに、「戦後の終焉」論のように、「戦後」とは何か、また「戦後」と世代はどのように関わっているのか、と

いう今日にまで続く議論のプロトタイプが登場していたことも分かった。

本稿が対象とした「形成期」のあと、一九六〇年代以降になると「八月ジャーナリズム」は本格的な「テレビ時代」を迎えつつさらに発展を続けていく。テレビ時代の「八月ジャーナリズム」は、同時に冷戦やベトナム戦争といった同時代の「戦争」とそれへの日本の関わりにも強い影響を受けながら展開されていく。その諸相、および「形成期」とそれ以降の「八月ジャーナリズム」の関係性をめぐる問題については今後の研究課題としたい。

注

- (1) 有山輝雄「戦後日本における歴史・記憶・メディア」『メディア史研究』第一四号、二〇〇三年。
- (2) 日本以外で八月一日を「終戦日」としている国は、「光復説」「解放記念日」を祝う韓国・北朝鮮のみで、欧米連合国のVJデー（対日戦勝記念日）は九月二日であり、中国においても九月二日もしくは三日が「終戦記念日」である。佐藤卓己・孫安石編『東アジアの終戦記念日―敗北と勝利のあいだ』ちくま新書、二〇〇七年参照。
- (3) 佐藤卓己『増補 八月一日の神話終戦記念日のメディア学』ちくま学芸文庫、二〇一四年。
- (4) 根津朝彦「戦後8月15日付社説における加害責任の論説分析（上）（下）」『戦争責任研究』第59号、第60号、二〇〇八年。
- (5) また放送における戦争関連の番組の歴史的展開を追ったものとしては、桜井均の著作『テレビは戦争をどう描いてきたか』岩波書店、二〇〇五年があるが、本書は「八月ジャーナリズム」という視点を採用しておらず、またラジオは対象外であり、テレビもNHKのドキュメンタリーが中心となっている。
- (6) 「ハンナーメモ」は、①NHK会長の助言機関として顧問委員会（放送委員会）を設置すること、②顧問委員会の構成・選出方法、③顧問委員会によるNHK会長選任任務とその方法、④その他の任務、⑤通信院のNHKに対する監督権の範囲、⑥NHK役職員の資格審査、⑦情報局のNHKに対する監督権の否定、などを規定する内容であった。日本放送協会編『日本

放送史』日本放送出版協会、一九六五年、六七―一頁。

- (7) 高野岩三郎「私の目標―重ねて日本放送協会の職員諸氏に告げて所懐の一端を述べ」『放送文化』八・九月号、一九四六年、一〇頁。

(8) 終戦直後に放送メディアをめぐるどのような議論があったかについては米倉律「ジャーナリズム論―ラジオジャーナリズムからテレビジャーナリズムへ」『放送研究と調査』二〇一三年八月号を参照。

- (9) 『ラジオ年鑑』は戦争中の一九四三年一月刊の「昭和一八年版」を最後に発行が休止されていた。

(10) 日本放送協会編『ラジオ年鑑』日本放送出版協会、一九四七年、五―六頁。

- (11) 同右、七―八頁。

(12) 日本放送協会編『20世紀放送史』日本放送協会、二〇〇一年、二二―一頁。

- (13) 日本放送協会編『日本放送史』日本出版協会、一九六五年、四七―五頁。

(14) 昭和十二年（一九三七年）に行われた聴取状況調査によると、聴取率七五%以上の種目は、午後七時の「ニュース」をトップに、午後九時半の「ニュース・ニュース解説」、以下、「浪花節」（午後七時五五分）、「ニュース」（午後〇時半）、「ラジオドラマ」（午後八時二五分）の順となっている。このことから戦況を伝えるニュースが聴取者の大きな関心事だったことが分かる。日本放送協会編『日本放送史』日本放送出版協会、一九六五年、四八―六頁。

(15) 日本放送協会編『日本放送史』日本放送出版協会、一九六五年、三八―八頁。

- (16) 同演説の内容は「読売新聞」八月一日の一面にその要旨が掲載されている。

(17) モニカ・ブラウ『検閲 1945-1949 禁じられた原爆報道』（立花誠逸訳）時事通信出版局、二〇一一年、堀場清子『禁じられた原爆体験』岩波書店、一九九五年、山本昭宏『核エネルギー言説の戦後史 1945-1960』人文書院、二〇一二年など。

- (18) 同様に、この時期の紙面には東京大空襲（一九四五年三月十日）をはじめとする米軍による本土空襲を取り上げる記事も見当たらない。

- (19) 有山輝雄、前掲。

- (20) 「読売新聞」「卓上放送」一九五五年八月六日朝刊。
- (21) 「朝日新聞」「聴きもの見もの」一九五五年八月六日朝刊。
- (22) 「朝日新聞」「聴きもの見もの」一九五五年八月一五日朝刊。
- (23) 八月一五日が平日であるような場合、その前後の週末(土日)に関連番組が多く編成される傾向が、現在にいたるテレビ時代を通じてしばしばみられる。
- (24) 戦後日本における戦争の記憶をめぐる「語り」を類型化したものとしては、橋本明子の研究が参考になる。橋本は「英雄の物語」「被害者の物語」「加害者の物語」の三類型を提示している。しかし、この三類型は、マス・メディア以外を含めた幅広い対象を念頭に置いている。従って、マス・メディアの「八月ジャーナリズム」にそのまま準用することはできない。
- (25) 「読売新聞」「ラジオ・テレビ」一九五七年八月九日朝刊。
- (26) 「読売新聞」「ラジオ・テレビ」一九五八年八月一〇日朝刊。
- (27) 「読売新聞」一九五四年八月六日朝刊。
- (28) 「朝日新聞」一九五五年八月十五日「社説」。
- (29) 権赫泰は、広島島の原爆慰霊碑に記された「過ちは繰返させぬから」という碑文における「過ち」の主体をめぐる論争に触れて、「過ち」というのが誰(どの国)の具体的にどのような「過ち」なのかを曖昧化する語法のなかに、日本の加害責任を忘却するとともに、アメリカの原爆投下の責任を不問に付すという「戦後日本」が生み出した独特の論理を見出している。権赫泰『平和なき「平和主義」戦後日本の思想と運動』鄭栄桓訳、法政大学出版社、二〇一六年、一七八〜一八四頁。
- (30) 吉田裕『日本人の戦争観戦後史のなかの変容』岩波書店、二〇〇五年、三五〜三七頁。
- (31) 根津朝彦、前掲(上)。
- (32) 鶴見俊輔「知識人の戦争責任」『中央公論』一九五六年一月号、大熊信行「未決の戦争責任」『中央公論』一九五六年三月号、村上兵衛「天皇の戦争責任」『中央公論』一九五六年五月号、丸山邦男「ジャーナリストと戦争責任」一九五七年二月号など。これらのなかには、村上兵衛のように天皇には、戦争の最高責任者としての政治的責任、日本国民を惨禍に巻き込んだ

道義的責任以外に、「アジア民衆の虐殺、捕虜虐待などに関する、日本国家の元首としての政治的道義的責任」（上記、一〇二頁）があるとする先鋭的な議論も存在した。

(33) 荒井信一『戦争責任論 現代史からの問い』岩波書店、一九九五年、油井大三郎『なぜ戦争観は衝突するか 日本とアメリカ』岩波書店、二〇〇七年など。

(34) 大沼保昭「東京裁判・戦争責任・戦後責任」酒井哲哉編『リーディングス 戦後日本の思想水脈1 平和国家のアイデンティティ』岩波書店、二〇一六年、二二〇頁。

(35) 「朝日新聞」[ラジオ・テレビ] 一九五六年八月六日朝刊。

(36) 「朝日新聞」[ラジオ・テレビ] 一九五六年八月一五日朝刊。

(37) 「読売新聞」[ラジオ・テレビ] 一九五七年八月一四日朝刊。

(38) 「朝日新聞」 一九五五年八月六日朝刊。

(39) 「毎日新聞」 一九五六年八月六日夕刊。

(40) 「読売新聞」 一九五五年八月六日朝刊。

(41) 「朝日新聞」 一九五五年八月一五日朝刊。

(42) 「毎日新聞」 一九五五年八月一五日夕刊。

(43) 「朝日新聞」[ラジオ・テレビ] 一九五六年八月六日朝刊。

(44) 『NHKスペシャル』番組公式ホームページ (<http://www6.nhk.or.jp/special/index.html>) 二〇一九年一月三一日閲覧)

(45) 一九五六年版の『経済白書』では次のように記述されている（四二～四三頁）。「いまや経済の回復による浮揚力はほぼ使い尽くされた。なるほど、貧乏な日本のこと故、世界の他の国々にくらべれば、消費や投資の潜在需要はまだ高いかもしれないが、戦後の一時期にくらべれば、その欲望の熾烈さは明らかに減少した。もはや「戦後」ではない。われわれはいまや異なつた事態に当面しようとしている。回復を通じての成長は終わつた。今後の成長は近代化によつて支えられる。そして近代化の進歩も速やかにしてかつ安定的な経済の成長によつて初めて可能となるのである。

- (46) 清水一彦「もはや「戦後」ではない」という社会的記憶の構成過程』『江戸川大学紀要』二五卷、二〇一五年。
- (47) 編集部『戦後』への訣別』『世界』第二二八号、岩波書店、八頁。
- (48) 朝日新聞「学芸あいまいな言葉(25) 戦後」一九五七年八月一五日々刊。
- (49) 毎日新聞「学芸もう『戦後』ではない?①」一九五六年八月一四日々刊。
- (50) 毎日新聞「学芸もう『戦後』ではない?②」一九五六年八月一五日々刊。
- (51) 日高六郎「戦争体験と戦後体験―世代のなかの断絶と連続」『世界』前掲、五二頁。
- (52) 毎日新聞「学芸もう『戦後』ではない?③」一九五六年八月一六日々刊。
- (53) ハリー・ハルトウニアン『歴史と記憶の抗争「戦後日本」の現在』カツヒコ・マルアノ・エンドウ編・監訳、みすず書房、二〇一〇年。
- (54) 小熊英二『民主と愛国 戦後日本のナショナリズムと公共性』新曜社、二〇〇二年、見田宗介『現代日本の感覚と思想』講談社、一九九五年、中村正則『戦後史』岩波書店、二〇〇五年など。

いかに世代間交流を促進させるか

— Free rider 型、Giver 型、Balance 型への社会関係資本、健康関連の影響 —

戸 川 和 成
稲 葉 陽 二

I. はじめに

核家族世帯が増える地域社会の中で、どのようにして高齢者や若年層の関わりを増やし、若年層に対しては子育て不安やストレスを軽減し、高齢者に対しては社会的孤立を防ぎ、心の拠り所を提供することは日本の重要課題の一つである。

上記の課題について、根本・倉岡・野中ら（2018）は、世代間交流に関する研究が有用な知見を提供することを明らかにしている。彼らは若年層と高年層の交流頻度と社会経済状況、精神的健康の関連に関する研究を行い、世代を超えた交流を行っている人ほど精神的健康が良好であるという傾向を明らかにしている。

しかしながら、世代間交流を図る方法には学校支援や高齢者介護、また育児支援や地域の伝統的な都市祭礼の文化活動などの様々な手段が考えられる。

加えて、交流の構造は複雑であり、「積極的に支援を行う人材（＝提供）」と、「交流を通して、支援を受ける者（＝受領）」がいる。子育て支援や高齢者介護の現場で、円滑な世代間交流を図るためには、活動の如何を問うだけではなく、誰が交流を担うのかという主体の問題も考慮する必要がある。

しかしながら先行研究では、どのような人材が積極的に活動するのか、という問題に踏み込んだ世代間交流に関する研究は、筆者の知る限りまだ実施されていない。そのため、本研究は世代間交流の有無に関する議論により踏み込んで、世代間交流の構造の違いに着目する。

加えて、村山・藤原・福島（2013）の分析により、世代間交流を促進させる諸要因の一つとしてソーシャル・キャピタルとの関連があるとされている。そこで本研究ではソーシャル・キャピタルに着目し、望ましい世代間交流の特徴とソーシャル・キャピタル、社会経済状況、身体に関する主観的健康、および精神的健康の関連性を明らかにする。

なお、本研究には平成28年8月上旬～平成29年1月にかけて、東京都健康長寿医療センター（社会参加と地域保健研究チーム、代表：藤原佳典氏）が実施した神奈川県川崎市A区（N = 15,099、有効回答数はN = 5,221、回答率34.6%）と東京都B区（N = 12,000、有効回答数は3,700、回答率30.8%）の調査と、上記調査と同様の設問票を用いて平成30年2月上旬から3月末にかけて調査を実施した日本大学法学部（代表：稲葉陽二）の長野県C市の調査データ（N = 4,000、有効回答数はN = 2,230、回収率 = 55.8%）を用いて分析を行う⁽¹⁾。

本研究では上記調査群の設問票のうち「地域での支援の提供・受領」に関する設問⁽²⁾を「世代間交流」の変数として設定する。この設問では、主に日常生活における「ちょっとした手助け（心配事や悩み事）」の「提供・受領」の状況を尋ねている。そして、異世代の人々との交流を目的としているので、枝設問を「20-40代」、「50-60代」、「70歳以上」の階層に分けて設定している。この場合、「提供」は「ちょっとした手助けをする（心配事や悩み事を聞く）」ことを、「受領」とは「ちょっとした手助けをしてもらう（心配事や悩み事を聞いてもらう）」ことを指す。この設問を提供・受領の有無（0 = 無し、1 = 有り）の2値にそれぞれ変換して、相互の関係をマトリックス上に整理すると、世代間交流とは理論的には「1 = 提供、受領有り（双方向：Balance型）」、「2 = 提供有り、受領無し（一方向：Giver型）」、「3 = 提供無し、受領有り（一方向：Free

表1 支援の提供・受領関係に関する変数作成・分析モデル

区分	20-40代		50-70代		世代交流		分析1		分析2			
	提供	受領	提供	受領	16 類型	意味	値	カテゴリ	値	カテゴリ		
コード	0	0	0	0	1	交流無し	0	交流無し	—	—		
	1	0	0	0	2	20-40代提供のみ	1	世代内	—	—		
	0	1	0	0	3	20-40代受領のみ						
	0	0	1	0	4	50-70代提供のみ						
	0	0	0	1	5	50-70代受領のみ						
	1	1	0	0	6	20-40代提供・受領						
	0	0	1	1	7	50-70代提供・受領						
	1	0	0	1	9	20-40代提供・70代受領					2	世代間交流
	0	1	1	0	10	20-40代受領・70代提供						
	1	1	1	1	12	20-40代提供受領・70代提供受領						
	1	0	1	0	8	20-40代提供・70代提供	2	世代間交流	2	Giver		
	1	1	1	0	13	20-40代提供受領・70代提供						
	1	0	1	1	16	20-40代提供・70代提供受領						
	0	1	0	1	11	20-40代受領・70代受領			3	Free rider		
	1	1	0	1	14	20-40代提供受領・70代受領						
0	1	1	1	15	20-40代受領・70代提供受領							

出所) 筆者作成

注) 「20-40代」・「50-70代」の値は1＝該当(提供、受領のいずれか)、0＝非該当を意味する。

rider 型)」、「4＝提供無し・受領無し」の4パターンが考えられる。

加えて、3世代(20-40代、50-60代、70歳以上)に分けた行動パターンを組み合わせることによって、現実には複雑である世代間交流のパターンを分析することが可能である⁽³⁾。

世代間交流のパターンを整理し、どのような人々あるいは社会において、暮らしの中で手助け・心配事のような日常生活の身近な事柄に対するバランスの良い世代間交流(「双方向: Balance型」)が行われているのかを分析していく。そして、他人から便益を得るか得ないかにかかわらず世代間交流に積極的な世話好きなタイプといえる「一方向: Giver型」や、自ら交流を図ろうとすることが難しく消極的な「一方向: Free rider型」は、どのような特徴を持つのかを探っていく。

本研究では、世代内交流に比べて世代間交流を促進させる要因を探ると共に、その延長線上にある世代間交流のパターンを規定する要因を検討する。そこから読み取れる手助けや心配事の提供・受領関係に

関する世代間交流の現状を考察し、世代間交流の課題となる交流・働きかけが上手く出来ていないケースを併せて考察する。

II. 研究方法

1. 仮説と分析デザイン

前述したように、本研究では世代間交流を特徴別のパターンに整理して、Balance 型、Giver 型、Free rider 型に対して、社会経済的要因、主観的健康およびソーシャル・キャピタルがどのような効果を有するのかを検討する。ソーシャル・キャピタルの関連での仮説は以下の通りである。

ソーシャル・キャピタルには様々な定義があるが、本研究では「心の外部性を伴う信頼・規範・ネットワーク」をソーシャル・キャピタルとする広義の概念と捉える（稲葉 2005）。住民同士のつきあいは、住民間の協力を招来するものであり、趣味・娯楽活動や自治会活動は、組織の目的を達成することを通じて意図せずとも他人の協力を得て機能するものである。その意味において、ネットワークは信頼や互酬性の規範と同様に、協調的行動を容易にし、契約をせずとも自らの自発的協力の動機を得られることを可能とする。中でも、世代間交流との関係から考えると、ミクロな個人の間で形成される私的財や地域社会のコミュニティの間で形成されるクラブ財のソーシャル・キャピタルが直接的に重要な意味を持つ。若年層や高年層の多い人々で構成されるネットワーク（つきあい）では、世代の異なる住民間のつきあいが多く、構成員の間に信頼関係が形成されると考えられる。そして、まとまりの良い自治会や趣味・娯楽活動のネットワーク（団体参加）を通じて世代を超えた手助けや助け合いが活発に行われるはずである。さらに、構成員の間で醸成される信頼性や互酬性の規範に富んでいるコミュニティでは協調行動が容易に働くと考えられるので、自ら積極的に手助けを行おうとする「Giver 型」や、他者から利益を享受しやすい

「Balance 型」の世代間交流が多いと想定され、むしろ内向きな「Free rider 型」の世代間交流が少ないと考えられる。円滑な世代間交流を図ることが可能か否かという問題はソーシャル・キャピタルの問題に起因していると想定される。

以上の仮説を表1に示したモデルを構築して検証する。筆者は「手助け」および「心配事」の世代間交流の設問について、その提供・受領の対象を「若年層 (20-40代)」と「高齢層 (50代以上)」の2階層にまとめた。つまり、質問票では「50-60代」と「70代以上」に分かれている年齢対象群をまとめるという情報の集約を行った。それに従い、「若年層」と「高年層」の年齢対象群に対する手助け・心配事の提供・受領 (値: 1 = 有り、0 = 無し) に関して予想される組み合わせを16通りのパターンに整理している。表1の「16類型」のうち1は「交流無し」を示し、2～7は「世代内交流」、「8～16」が「世代間交流」のパターンを示す。16類型の詳細は「変数」のラベルに示している。

上記の加工作業に従い、以下の2つのステップに分けて分析を行った。

<分析1> 3類型の手助け・心配事の交流 (0 = 交流無し、1 = 世代内交流、2 = 世代間交流) を被説明変数としたモデルを構築し、世代間交流に影響を与える社会経済状況、健康、ソーシャル・キャピタル変数関連の効果を検証する。

<分析2> 「交流無し」、「世代内交流」を除いた「世代間交流」のBalance型、Giver型、Free rider型のパターンを規定する要因について、分析1で用いた説明変数と同様の変数を用いて検証する。なお、モデルに設定した被説明変数はFree rider型をReferenceとし、Giver型、Balance型のそれぞれとの関係性を把握するモデルを構築している。

2. 対象者と分析データの概要

分析データの詳細は表2の通りである。対象者は東京都A区と神奈川県川崎市民B区の25～84歳の住民および長野県C市の20歳以上80歳未満の住民である。調査対象時点における母集団について、A区

は人口34万人、B区は約21万人、C市は約5万人となっている。回収率は30.8%、34.6%、55.8%と長野県C市の回答率が高い。

なお、調査結果は(1)～(2)に共通して、若年層、男性比率が低いというバイアスに留意する必要がある。そのため、各調査は市・区の性・年齢人口分布を反映しているものではない。但し、本研究は地域研究を目的としておらず、世代間交流のパターンを導出する一般的法則性を明らかにすることを目的としているため、バイアスに対するウェイトの補正等を行っていない。また、分析では主に3市・区の統合データ(N=11,148)をモデル結果の「全体」に使用している。母集団は共通して住民基本台帳に従い、各都市による違いは世代間交流のパターンに関する比較可能性を示唆している。

設問内容に関しては、概ね(1)～(3)の各調査に共通しており、項目の1～6の内容に構成されて設問票が作成された。特に本研究では項目1のうち「手助け・心配事悩み相談の提供・受領関係」を被説明変数とした分析を行う。

表3に、本調査データの記述統計を示している。それによれば、各調査の年齢、性別、就労、主観的健康、主観的経済状態、世帯収入、子供有無の分布に変わりはない⁽⁴⁾。但し、最終学歴の分布について、C市はA区・B区に比べて、小・中学校・高等学校に偏っている。また、C市は配偶者(71.6%)が最も多くA区(57.8%)との差が10ポイント(以下、ptと表記)以上上回っていることや、孫との関わり方を示す「孫あり・世話なし」の比率の水準がA区に比べて10pt以上高いなどの特徴が示されている。また、住民との会話頻度に関しては、高齢者層(50代～70代以上)に対する頻度の比率がC市で高いという都市別の特徴が示されている。

一方で、調査地点が違って、各分布のモード(最頻値)は女性、就労有、居住年数:30～50年未満、主観的健康、世帯収入:300～500万円未満、孫との関わり:孫無し/欠損、住民交流頻度:50～60代に変わりがない。

表2 分析データの概要

調査名	(1)	(2)	(3)
		多世代が安心して暮らせる地域づくりに向けた調査	世代間交流・互助の意識と実態に関する調査
調査実施期間	2016.8～2017.1	2016.8～2017.1	2018.2.23～3.30
対象地域	神奈川県川崎市A区	東京都B区	長野県C市
調査方法(配布・回収)	郵便	郵便	郵便
母集団(a)	153,876	265,576	51,132 ^{注1}
	住民基本台帳・H28.6月1日現在で25歳以上84歳以下のA区の住民	住民基本台帳・H28.7月1日現在で25歳以上84歳以下のB区の住民	住民基本台帳・H30.2月1日現在で20歳以上80歳未満のC市の住民
調査票配布(b)	15,099	12,000	4,000
回収数(c)	3,698	5,220	2,230
回収率(c/b)	30.8	34.6	55.8
抽出率(c/a)	2.4	2.0	4.3
調査内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 親族や友人・近隣とのつきあい状況(対面・非対面的交流、年代別会話・接触の機会、手助け・心配事・悩み相談の提供・受領関係、高齢者の状況、同質性(異質性)、地域の状況など) 2. 子育てに関する行動・意見 3. 家族の状況(配偶者の有無・同居人の有無・子・孫の有無、高齢者介護・看病の状況) 4. 健康状況について(主観的健康・WHO-5得点、羅病経験など) 5. 様々な意見(世代性・一般的信頼、特定化信頼(近所・家族・親戚・友人知人・職場同僚など)、年代別信頼、援助受領に対する意見、老後に関する望み・意見など) 6. 回答者属性(性別・年齢・居住形態・最終学歴・世帯収入・暮らし向き・職種・雇用形態・働き方・居住地区など) 		

出所)「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(総務省統計局)、藤原(2017)「多世代が安心して暮らせる地域づくりに向けた調査(世代間交流・互助の意識と実態に関する調査)」および稲葉(2018)「多世代が安心して暮らせる地域づくりに向けた調査」データを基に筆者作成。

注1:「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(総務省統計局)に依拠し、平成30年1月1日現在の人口を示す。

なお、後述の因子分析によって得られたソーシャル・キャピタル変数の各得点は平均0、標準偏差1に従って分布しており、都市別に比較してみるとソーシャル・キャピタル変数は総じてC市の水準が高く、A区の水準が低いという特徴と、B区はつきあいの水準が平均以上であるという特徴がみられる。本研究では3調査の回答者属性の分布状況に大きな違いがないことを確認した上で、3調査データを統合(N=3,698(A区)+5,220(B区)+2,230(C市)=11,148)して世代間交流の特徴を規定する要因を検証する。

表3 データの概要・記述統計

変数	平均値±標準偏差または割合 (%)		
	A区	B区	C市
年齢 (歳)	55.6 ± 16.06	56.0 ± 16.22	56.51 ± 15.68
性別：女性	57.2%	55.6%	55.7%
学歴：			
小・中学校	8.5%	8.2%	12.2%
高等学校	29.6%	33.2%	45.2%
短大・大卒以上	59.5%	55.6%	40.2%
その他／欠損	2.5%	3.1%	2.4%
配偶者：有り	57.8%	63.2%	71.6%
就労有： (短時間・不定期含む)	60.7%	61.4%	63.5%
居住年数：			
5年未満	12.5%	14.9%	5.7%
5～10年未満	10.0%	8.5%	4.7%
10～20年未満	18.9%	12.1%	10.3%
20～30年未満	18.8%	10.8%	13.6%
30～50年未満	25.5%	27.8%	31.8%
50年以上	12.8%	24.4%	32.5%
欠損	1.4%	1.6%	1.3%
主観的健康評価 (とても健康+まあ健康)	80.80%	79.30%	78.0%
主観的経済状態	3.06 ± 0.95	3.09 ± 0.96	3.02 ± 0.93
世帯収入：			
100万円未満	3.8%	3.4%	3.3%
100～200万円未満	10.1%	9.7%	9.0%
200～300万円未満	15.0%	14.3%	17.6%
300～500万円未満	21.5%	20.9%	23.3%
500～700万円未満	16.5%	15.8%	17.2%
700～1,000万円未満	14.0%	13.1%	10.0%
1,000万円以上	8.3%	10.4%	5.6%
わからない／欠損	10.8%	12.4%	13.9%
子供数：いる	67.2%	65.8%	79.1%
孫との関わり：			
孫無し／欠損	71.8%	72.3%	61.1%
孫有り・世話なし	20.1%	19.7%	31.6%
孫有り・世話あり	8.0%	8.0%	7.3%
住民交流頻度 (よくある+ときどき)：			
子供・10代の若者	26.1%	24.9%	27.3%
20～40代	40.9%	41.0%	42.2%
50～60代	52.5%	53.0%	60.8%
70代以上	41.8%	45.8%	51.4%
ソーシャル・キャピタル因子：			
信頼・規範	-0.019 ± 0.835	-0.016 ± 0.838	0.0741 ± 9,868
団体参加 (橋渡し型)	-0.003 ± 0.756	-0.001 ± 0.764	0.0113 ± 0.789
団体参加 (結束型)	-0.028 ± 0.630	-0.016 ± 0.671	0.0920 ± 0.762
つきあい	-0.010 ± 0.657	0.0087 ± 0.663	0.0104 ± 0.677

出所) 藤原 (2017) 「多世代が安心して暮らせる地域づくりに向けた調査 (世代間交流・互助の意識と実態に関する調査)」および稲葉 (2018) 「多世代が安心して暮らせる地域づくりに向けた調査」データを基に筆者作成。

Ⅲ. 統計解析⁽⁵⁾

1. 分析に用いる変数

- (1) 被説明変数：世代間交流に関する変数
- (2) 説明変数：ソーシャル・キャピタル要因

本稿ではソーシャル・キャピタル変数として以下の変数を用いた。「構造的な」ソーシャル・キャピタルのネットワークを構成する変数としては、「①交流：友人・近所（0：対面・非対面どちらか一方で「月に1回程度以下」、1：対面・非対面どちらか一方で「月に2～3回程度以上）」および「②交流・家族・親戚（0：対面・非対面どちらか一方で「月に1回程度以下」、1：対面・非対面どちらか一方で「月に2～3回程度以上）」、そして「③自治会・町内会」、「④老人会」、「⑤ボランティア」、「⑥同窓会・退職者の会」、「⑦同業者団体」「⑧趣味・学習」、「⑨スポーツ」への活動頻度（0：年に数回以下、1：月に1～3回以上）を用いた⁽⁶⁾。

さらに、「認知的な」ソーシャル・キャピタルに関しては、「徒歩15分くらいの範囲」を念頭に置いた地域における「⑩地域互酬性の規範」、「⑪近隣信頼」と「⑫一般的互酬性」、「⑬一般的信頼」に関する態度を2段階尺度（1：強くそう思う＋そう思う＋どちらかといえばそう思う、0：どちらかといえばそう思わない＋そう思わない＋全くそう思わない）に変換して分析している⁽⁷⁾。筆者は上記①～⑬変数を因子分析（回転法：主因子法、プロマックス回転）にかけて得られた4つの因子得点を分析変数として用いた（表4）。

表4に示すとおり、因子分析の妥当性を測るKMO値は0.717である。KMO値は $0 \leq KMO \leq 1$ を推移し、サンプリング適切性基準は0.6以上の値とみなされるので、本分析は統計的に望ましい結果を示している。さらに寄与率は約50.3%が説明されており、分析結果の妥当性は十分に得られている。

第一因子は、認知的要素によって説明することが出来るので「信頼・規範」、第二因子は構造的要素のうち、「趣味・学習」、「スポーツ」

表4 因子分析結果 (パターン行列)

主因子法 (回転法: プロマックス回転)

精度	N	10055			
	KMO 値	0.717			
	近似 χ^2	16430.102 (p<0.000)			
	累積寄与率	50.3%			
区分	因子				
		1	2	3	4
		信頼 ・規範	団体参加 (橋渡し型)	団体参加 (結束型)	つきあい
近隣互酬性	0.753	-0.011	0.024	-0.043	
近隣信頼	0.700	-0.033	0.056	0.031	
一般的互酬性	0.661	0.027	-0.055	-0.018	
一般的信頼	0.601	0.025	-0.031	0.034	
趣味・学習	0.005	0.764	0.010	-0.057	
スポーツ	0.007	0.459	-0.002	0.035	
自治会・町会	0.010	-0.066	0.533	-0.024	
老人会	-0.032	0.023	0.435	-0.013	
ボランティア	-0.005	0.158	0.271	-0.002	
同窓会・退職者の会	0.007	0.001	0.198	0.034	
同業者団体	0.006	0.011	0.113	0.026	
交流：友人・近所	0.006	0.081	0.041	0.560	
交流：別居親族	-0.002	-0.070	-0.019	0.415	
固有値	2.604	1.756	1.131	1.042	
分散の%	20.034	13.509	8.696	8.014	
相関行列：					
	1	2	3	4	
因子1	1	0.163	0.207	0.236	
因子2	0.163	1	0.489	0.486	
因子3	0.207	0.489	1	0.344	
因子4	0.236	0.486	0.344	1	

出所) 同上

の団体活動によって説明することの出来る「団体参加 (橋渡し型)」、第三因子は、自治会などの地縁型団体参加であるので「団体参加 (結束型)」、第四因子は、住民同士の交流によって説明することが可能なので「つきあい」とそれぞれ命名した。

さらに、上記のソーシャル・キャピタル変数に加えて、手助け・提供受領関係に関わる「世代間交流」の分析に対して、小藪 (2018) が論じている「信頼の幅」に関する議論を適用する。つまり、個人レベルで活動するネットワークの中で行われる異世代の相互作用を通して醸

成される「⑭年代別・特定化信頼」を用いる。そして、手助けの提供・受領関係を促す世代を超えた人々との「⑮年代別・会話頻度」の変数を用いる。それらによって「信頼の幅（会話の幅）」という変数を副次的に分析に用いる。

「信頼の幅」に関する変数は「あなたは一般的に言って、以下の年代の人たちを信頼していますか。」という設問に対する(1)子供や10代の若者、(2)20～40代くらいの人、(3)50～60代くらいの人、(4)70代かそれより高齢の人という枝設問に対する回答（1：信頼している+どちらかといえば信頼している、0：どちらともいえない+どちらかといえば信頼していない+信頼していない）の合算得点を分析に用いている。さらに、「会話の幅」に関する変数については、「近所づきあいや、地域活動・余暇活動の中で、あなたは、次のような年齢層の方と会話をする機会が、どのくらいありますか。ご家族や親戚、仕事関係の人は除きます。」という設問のうち上記と同様の枝設問に対する態度（1：よくある+ときどきある、0：あまりない+全くない）の合計得点を分析に用いる。上記の「信頼の幅（会話の幅）」を説明する変数は値が大きくなるほど、年代を超えた信頼（会話頻度）が増すことを意味している。

(3) 健康関連指標

先行研究では、健康関連度指標として「WHO-5得点」や「SRH（主観的健康）」が用いられており、世代間交流（若年層：25-49歳と高年層：65-84歳）と正の関係にあることが明らかとなっている（根本・倉岡・野中ら 2018）。WHO-5得点とは「Well-being Index (WHO-5)」を指し、主観的な精神的健康状態を測る指標の一つとして多用されており、抑うつを識別する際の指標として妥当性が得られている（Topp, Østergaard, and Søndergaard et al. 2015）。

なお、WHO-5指標は、回答者の「最近2週間」に関する精神的な状態を把握する設問から構成されている。それは、「①明るく、楽しい気分でも過ごした」、「②落ち着いた、リラックスした気分でも過ごした」、「③意欲的で、活動的に過ごした」、「④ぐっすり休め、気持ちよくめ

表5 分析に用いる変数のまとめ

説明変数	共通	個人属性	性別	0：男性、1：女性
			最終学歴	1：小・中学校、2：高等学校、3：短大・専門、4：大学、5：大学院、6：その他
			世帯収入	1：100万円未満、2：100-200万円未満、3：200-300万円未満、4：300-500万円未満、5：500-700万円未満、6：700-1,000万円未満、7：1,000万円以上、8：わからない
			雇用形態	1：自営業主、自営業、2：家族従業、3：正規職員、4：パート・アルバイト、5：嘱託、6：人材派遣、7：その他雇用、8：会社役員、9：その他、99：不明
			職種	1：管理、2：専門・技術、3：事務、4：販売、5：サービス業、6：農林漁業、7：生産工程、8：建設・採掘、9：運搬・清掃、10：主婦・主夫、11：学生、12：その他、13：無職・引退
			居住形態	0：借家、1：持ち家
	SC 要因 (ソーシャル・ キャピタル)	信頼・規範	正規分布に従い、探索的に3水準4水準)にカテゴリ化した	
		団体参加 (橋渡し型)	〃	
		団体参加 (結束型)	〃	
		つきあい	〃	
		信頼の幅	0～4点尺度	
	健康度関連	会話の幅	0～4点尺度	
		WHO-5	0：不良な健康状態、1：良好な健康状態	
	地域特徴	主観的健康	1：健康、0：不健康	
		背景：同質性	0：該当、1：非該当	
		背景：異質性	〃	

出所) 同上

ざめた」、[⑤日常生活の中に、興味のあることがたくさんあった」という質問項目から構成され、「0：全くない～5：いつも」という6件法で健康状態を把握することが出来る。根本ら (2018) は、上記5指標の得点を合算して、「13点以上の得点を有する回答者」および、「いずれかの質問に対して1点以下の回答をしている回答者」を「不良な健康状態」と処理し、それ以外の回答者を「良好な健康状態」と解釈している。筆者は、彼らの変数処理に従って、WHO-5得点に関して「1：良好な健康状態 (13点以上およびいずれの設問に対して2点以上の回答を行っている)、0：不良な健康状態 (13点未満およびいずれの設問に対して1点以下の回答を行っている)」を判別するダミー変数を作成した。

さらに、WHO-5 得点と併用する形でもう一つの健康関連指標として「主観的健康（4：とても健康だ、3：まあ健康な方だ、2：あまり健康ではない、1：健康ではない（調査票の値を逆転）」の指標を手助けの提供・授受に関する世代間交流と関連する健康度関連指標として適用した。

(4) 統制変数・社会経済状況、他まとめ

回答者の基本属性を統制するために、社会経済状況に関する変数を統制変数に設定した。「性別（男性、女性）」、「年齢（1：20-30歳、2：31-40歳、3：41-50歳、4：51-60歳、5：61-70歳、6：71-80歳）」、「最終学歴（1：小・中学校、2：高等学校、3：短大・専門、4：大学、5：大学院、6：その他）」、「雇用形態（1：自営業主、自営業、2：家族従業、3：正規職員、4：パート・アルバイト、5：嘱託、6：人材派遣、7：その他雇用者、8：会社役員、9：その他、99：不明）」、「職種（1：管理、2：専門・技術、3：事務、4：販売、5：サービス業、6：農林漁業、7：生産工程、8：建設・採掘、9：運搬・清掃、10：主婦・主夫、11：学生、12：その他、13：無職・引退）」、「世帯収入（1：100万円未満、2：100-200万円未満、3：200-300万円未満、4：300-500万円未満、5：500-700万円未満、6：700-1,000万円未満、7：1,000万円以上、8：わからない）」、「居住形態（0：借家、1：持ち家）」を用いた。加えて、地域の住民とのつきあい状況を把握する変数として、「自分と背景の似ている人（同質性）」および「自分と背景の異なっている人（異質性）」に関する変数を2値化（1：そう思う＋どちらかといえばそう思う、0：それ以外）して分析に用いた。以上の変数処理に従って、上記(1)～(4)に関する変数群を、表5に示す値にリコードし、手助けや心配事の提供・受領関係に関する世代間交流の傾向を分析する変数とした。

なお、本分析に用いる変数は名義尺度と量的尺度の変数が混在している。そのため、分析手法として、＜分析1＞および＜分析2＞とも数量化Ⅰ類に従ったカテゴリカル回帰分析を行う。

表6 カテゴリーカル回帰分析結果—分析1 世代交流の検討

精度	N	8430	2945	4247	1239	8422	2941	4244	1237
	R ²	0.357	0.377	0.355	0.372	0.349	0.383	0.345	0.347
	Adj.R ²	0.354	0.367	0.348	0.348	0.345	0.373	0.337	0.320
	判別率 (%)	63.4	62.2	65.7	59.8	65.6	64.9	66.7	65.2
区分		model1	model2	model3	model4	model5	model6	model7	model8
		全体	A区	B区	C市	全体	A区	B区	C市
従属変数		Y = 手助け・助け合い				Y = 心配事・悩み			
独立変数		β 係数							
属性要因	性別	—	—	—	—	0.109***	0.114***	0.102***	0.118***
	年齢	0.073***	0.083***	0.082***	0.049***	0.039***	0.062***	0.045***	0.084***
	最終学歴	0.037***	0.045***	0.044***	0.057***	0.043***	0.061***	0.037***	0.033***
	職業	0.038***	0.043***	0.064***	0.025**	0.064***	0.062***	0.077***	0.062***
	世帯収入	0.042***	—	0.030***	0.089***	0.025***	0.034***	0.031***	0.083***
	居住形態	—	—	0.031**	—	0.041***	0.030**	0.043***	0.058**
健康状態	主観的健康	0.035***	0.042**	0.025**	0.042 [†]	0.030**	0.047**	0.014	0.052**
	WHO-5 得点	—	—	—	—	—	—	0.001	—
地域状況	同質性	0.048***	0.076***	0.041**	—	0.083***	0.091***	0.066***	0.118***
	異質性	0.078***	0.079***	0.079***	0.054**	0.083***	0.080***	0.084***	0.066**
SC 要因	信頼・互酬性規範	0.042***	0.045***	0.029**	0.084***	0.018**	0.039***	0.019**	0.042**
	団体参加 (橋渡し型)	—	0.032 [†]	0.041**	0.054**	0.049***	0.043**	0.051***	0.104***
	団体参加 (結束型)	0.052***	0.066***	—	0.059**	0.011 [†]	—	0.022	0.047 [†]
	つきあい	0.104***	0.109***	0.110***	0.114***	0.111***	0.109***	0.112***	0.128***
	信頼：年代の幅	0.056***	0.050***	0.062***	0.077***	0.059***	0.064***	0.059***	0.101***
	会話：年代の幅	0.472***	0.491***	0.473***	0.436***	0.398***	0.427***	0.398***	0.345***

出所) 同上

注) カテゴリーカル回帰分析結果：***p < 0.01, **p < 0.05, [†]p < 0.10, 「—」は探索的に分析し、除外している。

2. 分析結果

(1) 世代内 / 世代間交流に関する諸要因の検討

筆者は、<分析1>として、手助けと心配事に対する提供・受領関係に関する世代間交流に与える各要因の影響度の検討を行った。表6は、その回帰分析の結果を model1 ~ model8 別に示したものである。

手助け・助け合いの提供・受領

モデルは、全体、A区、B区、C市別に行った結果を示す。表中のβ係数の強さから関連度を把握すると、まず、手助け・助け合いの提供・受領関係に関する交流無し / 同世代 / 世代間交流の違いは、ソーシャル・キャピタル要因の中でも会話：年代の幅 (model1 0.472) と強

く関連している。つまり、異世代交流を行っているのか、同世代との交流頻度が多いのかという違いは、多様な年齢層と既に会話程度のネットワークを形成しているかどうかに関係している。次いでソーシャル・キャピタル要因のうち、つきあい（同0.104）、属性要因である地域状況の異質性（同0.078）、年齢（同0.073）との関連度が高い傾向にある。

さらに、本分析で説明変数として設定した要因のほとんどは統計的に有意な影響があり、中でも、主観的健康との関連性（同0.035）は他の要因に比べて関連度が小さいが統計的には有意であること、ソーシャル・キャピタル要因は、全体としては団体参加（橋渡し型）の影響を除いて有意であること、回答者の背景の違い（地域状況）が有意な影響を与えていることを示す結果が得られた。

続いて、model1の分析結果を基準として、model2～model4に分けた都市による違いと共通性の特徴をみていきたい。

まず、A区（model2）では、「世代間の手助け・助け合い」は会話：年代の幅（同0.491）と最も強い関連を示している。また、ソーシャル・キャピタル要因のつきあい（同0.109）の関連度が大きい。さらに、年齢（同0.083）の関連度が高い。しかし、次いで同質性（同0.076）の方が異質性（同0.079）よりも影響度が3自治体全体を対象としたmodel1に比べて上昇していることや、世帯収入の影響度が確認されないことなどの特徴が示された。

そして、B区（model3）については、会話：年代の幅（model3 0.473）に次いで、つきあい（同0.110）、年齢（同0.082）の順に高く、他の都市と共通している。一方で、地域状況の違いによる差が大きく異質性（同0.079）の方が同質性（同0.041）よりも関連度が高いという特徴が示されている。そして、属性要因では年齢に次いで、職業（0.064）による違いの関連性が3市・区合計のmodel1よりも高い。さらに、C市（model4）では会話：年代の幅（model4 0.436）に次いで、つきあい（同0.114）の順に関連度が高い。一方で、C市では年齢（同0.049）よりも世

帯収入（同 0.089）による違いの影響が大きい。さらに、ソーシャル・キャピタル要因の信頼・互酬性規範（同 0.084）や信頼：年代の幅（同 0.077）との関連度が相対的に高い傾向にある。

ここまでの結果をまとめると、手助け・助け合いの提供・受領関係に関する世代交流のうち、同世代か異世代かという違いを規定する要因としては各モデルに共通して、年齢を超えたネットワーク（年代層を超えた会話程度の交流の幅）の広さや、年齢による違い、回答者の日常的なつきあい方の違いが大きく関連している。しかしながら、各モデルに共通して性差や WHO-5 得点との関連性は見当たらない。

都市別の特徴としては、A 区では地域状況の同質性の違いが比較的大きいこと、B 区は都心部にあるのにもかかわらず model1 の全体傾向と同様である。そして、C 市は、他の都市に比べて年収の違いや、ソーシャル・キャピタル変数のうち「信頼・互酬性規範」および「信頼：年代の幅」の関連度から大きいという特徴が読み取れる。つまり、都市によって異なる同世代／世代間交流の地域差は、社会経済状況の違いから検証されることは当然であるが、加えて住んでいる地域によって異なるソーシャル・キャピタルの分布状況の違いから議論されるべきであろう。

心配事・悩みに対する提供・受領

心配事・悩みに対する提供・受領関係に関する世代間交流の違いに対する説明変数の傾向については次の通りである。3 市・区の合計で分析した Model5 によれば、会話：年代の幅（model5 0.398）に次いで、つきあい（同 0.111）、性別（同 0.109）、同質性（同 0.083）、異質性（同 0.083）の順に関連度が有意である。

A 区（model6）では、会話：年代の幅（model6 0.427）に次いで、性別（同 0.114）、つきあい（同 0.109）、同質性（同 0.091）、異質性（同 0.080）、最終学歴（同 0.061）、居住形態（同 0.030）の順に β が有意となっている。つまり、地域状況の異質性よりも社会経済状況の違いによる差が大き

いといえる。

さらに、B区 (model7) によれば、会話：年代の幅 (model7 0.398) に次いで、つきあい (同 0.112)、性別 (同 0.102)、異質性 (同 0.084)、職業 (同 0.077)、同質性 (同 0.066)、信頼の幅 (同 0.059)、団体参加 (橋渡し型) (同 0.051) の関連度が大きい。B区は、全体に比べて、職業や団体参加 (橋渡し型) による違いが与える影響が大きいことが特徴的である。

一方、C市 (model8) では、会話：年代の幅 (model8 0.345) の関連度が他の都市に比べて低くなっている。しかしながら、つきあい (同 0.128) の影響力が上昇しているのが特徴的である。次いで、性別 (同 0.118)、同質性 (同 0.118)、団体参加 (橋渡し型) (同 0.104)、信頼：年代の幅 (同 0.101)、年齢 (同 0.084)、世帯収入 (同 0.083)、団体参加 (橋渡し型) (同 0.066)、異質性 (同 0.066)、職業 (同 0.062) の順に有意に関連している。C市は地域状況の同質性、団体参加 (橋渡し型) やつきあい、そして信頼：年代の幅による違いが心配事・同世代／世代間交流の違いに与える影響が大きいことが特徴的といえる。

上記の分析結果をまとめると、心配事・悩みに関しては、世代を超えた住民との会話程度の交流の違いが最も関係している一方で、性差の違いが大きい。そして、心配事や悩みを異なる年齢層の市民に対して打ち明けることや、そのような相談を受けることは、地域状況の違い (同質か異質か) に大きく影響を受けている。また、ソーシャル・キャピタル変数である、「つきあい」水準の違いや、異なる年齢層に対する特定化信頼の幅も関連している。加えて、主観的健康の良し悪しが、世代交流の違いと有意に関連している。

個票ベースのカテゴリカル得点からみた特徴

なお、カテゴリカル回帰に伴い、個票データベースでカテゴリカル得点が得られる「交流が無い」階層、「世代内交流が有る」階層、「世代間交流が有る」階層など、回答者の属性に応じた傾向がわかる⁽⁸⁾。

表7 モデル（全体）の分析結果の解釈

	手助け			心配事・悩み		
	交流無し	世代内交流	世代間交流	交流無し	世代内交流	世代間交流
性別				男性	助成	—
年齢階層	41-50 歳 61-80 歳	31-40 歳	20-30 歳	31-50 歳 61-80 歳	51-60 歳	20-30 歳
主観的健康	健康である		健康でない	健康である		健康でない
WHO-5 得点				—	—	—
背景	同（異）質的でない		同質 < 異質的	同（異）質的でない	同質的	異質的
世帯収入	700 万円以上	100 万円未満 200-700 万円未満	100-200 万円 <	300-700 万円 < 1,000 万円 ≤ わからない	100-300 万円 < 200-300 万円 < 700-1,000 万円 <	100 万円 <
最終学歴	高等学校 大学・大学院	短大	小中学 その他	大学・大学院 短大・その他	高等学校	小中学校
雇用形態	正規職員・パート 人材派遣 その他雇用	嘱託、自営業主・ 会社 団体役員	家族従業 その他	自営業 正規・派遣職員 人材派遣 会社・団体役員	パート・アルバイト 嘱託	家族従業 その他
居住形態					借家	持ち家
信頼・互酬性	平均以下	平均以上		高水準	低水準、平均以上	中位程度
団体参加 (結束型)	平均以下	中位程度	高水準	平均以下	平均以上	高水準
団体参加 (趣味・スポーツ)				平均以下	平均以上	高水準
つきあい	平均以下	中位程度	高水準	平均以下	低水準	低水準以上
信頼：年代の幅	0 点	1 点・3 点	2 点	0 点	0-1 点	2-4 点
会話：世代の幅	0-1 点以下	2-3 点	4 点	0-1 点	0-2 点	3-4 点

出所) 同上

注) 「空欄」は統計的に有意でないことを示す。

紙幅の関係から、本稿では詳細なデータは呈示しないが、3市・区を合計したデータが示す概要は表7の通りにまとめられる。

前述したように世代間/世代内交流を問わず、「交流しない」と回答する属性は、40歳以上の高年層や正規・非正規を問わず、大卒以上の高学歴に多いようである。そして、年代を超えた信頼の幅が少ない、言い換えれば、世代間を超えた信頼が薄い人ほど交流しない傾向にある。同様に、世代を超えた人々と会話していない人ほど交流しないと答える傾向にある。それと関連してソーシャル・キャピタルの構成要素については、「信頼・互酬性」、「団体参加」、「つきあい」に総じて、水準の低い人ほど手助けの交流はしていない。以上の結果を踏まえると、日常的な事柄に対する手助けを通した「交流を行わない」とする人の問題は、高年層や高学歴の人々に起因している可能性がある。また、交流頻度が多い少ないという問題は、ソーシャル・キャピタルの水準が関係している。

続いて、「同世代交流」を行うと回答する者の属性としては若年層(30-40歳)、高卒・短大卒の回答者、自営業を営むか、会社や団体に所属し役員を務める回答者に多いという結果が得られた。また、ソーシャル・キャピタルの水準は、前述した構成要素に総じて中位水準ないし平均水準以上の回答者であるほど同世代交流をしている回答者が多いことから、ソーシャル・キャピタルと手助けの交流は正に相関している。

さらに、「異世代交流」を行うことが多いとする回答者は、同世代交流を行うことが多いとする回答者に比べて、世代を超えた他者に対する信頼の幅が広く、会話の頻度も多いこと、さらに団体参加とつきあいのネットワークを有している水準が高い。つまり、ソーシャル・キャピタルの水準が上昇するほど、日常的な手助けを通じた助け合いの世代間交流はますます促進される傾向といえる。また、属性でみると、特に20-30歳と若年層に多く、世帯収入は100-200万円未満の傾向にある。一方で、家族従業者に多く、小・中学校既卒者に多いという結果が示されており、手助けを通じた世代間交流の属性は若年層と小中学校既卒者に多い。

さらに、心配事・悩みを通じた交流に関する結果は表7のまとめより、次の様な傾向が得られた。まず、「交流無し」は、男性、壮年期(41-50歳)や高齢期(61歳以上)であること、大卒以上で自営業や会社団体役員という属性と対応している。つまり、男性や高学歴で、役員勤めの定職者は、そうでない属性に比べて心の内面を打ち明けて交流するという機会が少ない。一方で、世代内交流は高齢層(51-60歳)の属性と対応している。そして、世帯収入は低収入の層(100-300万円未満)と、1,000万円未満の高収入層と対応しているので、世帯収入の如何にかかわらず、心配事の相談は行われている。一方で、最終学歴の属性としては比較的高学歴(高等学校・大卒・大学院既卒者)の回答者は「交流しない」または「世代内交流」を多く行う傾向にある。また、雇用形態としては非正規(派遣社員)と、会社団体・役員、その他雇用者という

属性と顕著に対応している。

次に、ソーシャル・キャピタルの構成要素の傾向は複雑である。

一つは、その水準が上昇するほど「世代間交流」が促進する傾向にある。つきあい、団体参加（趣味・スポーツ）は、その水準が増すほど、「交流無し」から「世代間交流」が活発になる傾向にある。つまり、住民同士つきあいや、趣味・スポーツ等の多様な人々とネットワークを築くことのできる社会参加は心配事・悩みを通じた世代間交流を醸成させる。同様に、心配事・悩みを通じた「世代間交流」が多い回答者は世代を超え他者に対する「会話：世代の幅」が増える傾向にある。

二つ目には、団体参加（結束型）と、心配事・悩みを通じた交流は正に対応していない。本調査票では同窓会などの同年代の交流が主である要素が結束型団体参加の要素に含まれているため、世代間ないし同世代の交流の違いを説明できず、「交流無し」という判定結果と、結束型団体参加の高水準が対応するという結果が示された。つまり、その要素を再検討しなければ、結束型団体参加がもたらすポジティブな結果を確認することは出来ないのではないかと推察される。

三つめには、信頼の効果には2通りの解釈をすることが可能である。まず、一般的信頼や近隣信頼・近隣互酬性から測った「信頼・互酬性」は、心配事や悩み相談の世代間交流に対する効果を特定することは難しい。それは分析を振り返ってみると、心の内面を打ち明け、心配事を相談するという「世代間交流」を目的とした変数に対しては、近隣関係や他者一般に対する信頼からは、信頼・互酬性という要素の有用性を考える事が難しいことを意味している。しかしながら、年代を超えた信頼の幅が広がることは、心配事・悩みを相談し、打ち明けるという「世代間交流」が多くなることと正に対応している。つまり、世代間の交流を目的とした分析では、3市・区の地域特性をまとめて地域特性の影響を小さくしてみても、一般的信頼および近隣に対する信頼と互酬性では、その違いを仮説通りに判別することが容易ではない。むしろ、信頼・互酬性の効果は年代の幅の広さを考慮して分析する必

要があろう。

また、「世代間交流」は女性、若年層（20-30歳）に多いこと、とりわけ世帯収入が100万円未満、最終学歴が小中学校に多いことが伺える。そして、雇用形態で分けてみると、家族従業者と関係している。

(2) Balance型 vs Giver型 vs Free rider型の世代間交流

本節では、交流無し／同世代／世代間交流の違いに関する議論にさらに踏み込んで、手助け、心配事・悩みの提供・受領関係に関する世代間交流の違い（Free rider型、Giver型、Balance型）に着目して分析する。誰が、主体的に世代間交流を行っているのだろうか。この問題に答えるべく、筆者は上記3類型を「Y = 1 : Giver、0 : Free rider」(model1, model3) と「Y = 1 : Balance、0 : Free rider」(model2, model4) に分けて、表8の様に分析を行った。

まず、目的変数に手助けの提供・受領関係に関する世代間交流についてFree riderをレフェレンスとし、Giverを目的変数の応答尺度にとったmodel1の結果によれば、地域状況やソーシャル・キャピタルの団体参加（橋渡し型・結束型）の結果が有意となっていない。また、WHO-5得点および居住形態の有意性が消失している。しかしながら、社会経済状況との関連度は有意に示されており、職種(model1 0.249)、性別(同0.200)、年齢(同0.197)、との関連度が高くなっている。

そして、特に会話：年代幅(同0.176)との関連性が大きく減少していることからすると、日常的な手助けを通じた世代間の交流に関する主体性の問題は、日常的な会話を通じて形成されるネットワークを構築できるかという問題よりも、社会経済状況の違いに左右されることが読み取れる。次いで、ソーシャル・キャピタル要因である信頼・互酬性(同0.135)や「つきあい」、また孫の世話(同0.115)といった要素との関連度が高い。交流無し／同世代／世代間交流の違いでは、世代間の会話：年代幅の様なネットワークの問題であった一方で、世代間交流の主体性の問題に踏み込むと、ネットワークの中で醸成される「信頼・互酬性」を形成しているか否かという違いが深く関係している

表8 カテゴリーカル回帰分析結果

精度	N	418	706	275	610
	R ²	0.288	0.162	0.450	0.168
	Adj.R ²	0.198	0.102	0.327	0.093
	判別率 (%)	77.5	83.3	88.0	90.2
区分		Model1	Model2	model3	Model4
		全体			
従属変数		Y= 手助け		Y= 心配事・悩み	
		Giver	Balance	Giver	Balance
独立変数		β 係数			
属性 要因	性別	0.200***	—	—	—
	年齢	0.197***	0.116***	0.503***	0.111***
	最終学歴	0.086***	0.071***	0.128***	0.123***
	職種	0.249***	0.152***	0.196***	0.148***
	世帯収入	0.125***	0.110***	0.186***	0.095***
	孫の世話	0.115***	—	—	—
	居住形態	—	—	—	—
健康 状態	主観的健康	0.086 [†]	—	—	—
	WHO-5 得点	—	—	—	—
地域 状況	同質性	—	—	—	—
	異質性	—	—	—	—
SC 要因	信頼・互酬性	0.135***	—	0.079**	0.078***
	団体参加 (橋渡し型)	—	—	—	—
	団体参加 (結束型)	—	0.096***	—	—
	つきあい	0.116***	0.102***	0.098**	0.195***
	信頼：年代幅	0.080**	0.062***	0.181***	0.081***
	会話：年代幅	0.176***	0.254***	0.118***	0.191***
地域 SC 集計	信頼・互酬性	—	—	—	—
	団体参加 (橋渡し型)	—	—	0.175***	0.132***
	団体参加 (結束型)	—	—	0.121**	0.126***
	つきあい	—	0.097***	—	—

出所) 同上

注) ***p < 0.01, **p < 0.05, †p < 0.10, 「—」は探索的に分析し、除外している。

ことが分析から読み取れる。

一方で、Balance 型と Free rider 型の違いを分析している model2 によれば、会話：年代幅 (model2 0.254)、職種 (同 0.152)、年齢 (同 0.116)、世帯収入 (同 0.110)、つきあい (同 0.102) の順に関連が強くなっている。また、団体参加 (結束型) (同 0.096) も、統計的に有意な傾向が確認さ

れた。特に、手助けの提供・受領関係に関する世代間交流のうち Balance 型と Free rider 型の違いは、〈分析1〉の結果と同様に会話程度のネットワークを構築するかが他の問題よりも深く関わっている。Balance 型と Giver 型の回答者の違いは、Balance 型の方が Giver 型よりも日常的な手助けを受けていることにある。それを踏まえると、手助けの提供と受領の関係が双方向的に備わっている回答者は、世代を超えた住民との会話ネットワークを持っていることが必要なのかもしれない。一方で、Giver 型の様に、受領せずとも積極的に提供しようとする回答者は、認知的な信頼性および規範が備わっているかどうかの問題であることを本分析は示唆している。

次に、心配事・悩み相談の提供・受領関係に関する世代間交流の特徴を分析したモデル (model3, model4) の結果をみると、Giver 型と Free rider 型の違いを示す model3 では、最も高い関連性を示しているのは年齢 (model3 0.503)、職種 (同 0.196)、世帯収入 (同 0.186)、信頼：年代幅 (同 0.181)、団体参加 (橋渡し型) (同 0.175)、最終学歴 (同 0.128)、団体参加 (結束型) (同 0.121)、会話：年代幅 (同 0.118) の関連性が高い傾向にある。一方で、健康状態ならびに地域状況や構造的ソーシャル・キャピタルの団体参加は統計的に有意となっていない。心配事・悩み相談の分析結果は、model1 の分析結果と同様に社会経済状況の違いの影響が大きい。しかしながら、その中でも年齢による違いが大きく、性差は認められなかったことが、心配事・悩み相談に関する手助け・受領関係の世代間交流に関する Giver 型と Free rider 型の違いを規定する特徴といえる。そして、手助けの分析結果と同様にソーシャル・キャピタルの認知的要素の影響が構造的要素よりも高いという特徴が Giver 型と Free rider 型の違いを規定する特徴として共通している。世代を超えた住民に対する信頼性の幅に関する違いが相談・悩みの提供・受領関係の違いに大きく影響している。

一方で、Balance 型と Free rider 型の違いを分析した model3 の結果によれば、つきあい (model3 0.195) の関連度が高く、次いで、会話：

年代幅（同 0.191）、職種（同 0.148）、最終学歴（同 0.128）の順に関連度が高いという結果を示している。この結果を踏まえると、ソーシャル・キャピタル要因の影響が社会経済状況よりも強く関係している。つまり、社会経済状況の違いが大きい中でも、とりわけ、住民の日常的なつきあいや会話程度のネットワーク、そして、その間の人間関係の中で生まれる信頼が構築されるか否かという問題が、Balance 型か Free rider 型かという悩み・相談事の世代間交流の違いと大きく関わっている。

IV. 考察・結論

本研究は、交流の構造が複雑である手助け・助け合いおよび心配事・悩みに関する世代間交流のうち、「積極的に支援を行う人材（=提供）」と、「交流を通して、支援を受ける者（=受領）」という主体性の問題を考慮して、世代間交流という行動を規定する要因および、「交流無し」、「世代内交流」を規定する要因の検証を行った。

まず、各調査をまとめた回答者の全般的な傾向として、〈分析 1〉より、ソーシャル・キャピタル要因は認知的要素および構造的要素の双方が交流方法の違いに大きく関わっている。それは、手助け・助け合いおよび、心配事・悩み相談の提供・受領関係を規定する要素のうち「会話：年代の幅」の影響度は最も高く、会話を行う世代の幅が広がるほど、「交流無し」よりも「同世代交流」、そして「世代間交流」と対応している。また、住民同士つきあい、信頼・互酬性、結束型団体活動と手助け・助け合いの世代間交流は正に対応しており、加えて世代を超えた人々に対する信頼に厚いほうが世代間交流を行っている。一方で、悩み・世代間の交流のカテゴリ傾向は複雑である。つきあいや団体参加（趣味・スポーツ）は「交流無し」より「世代間交流」を促進させる。しかし、結束型団体活動の効果は、本分析で用いた要素の中に同世代の交流を前提とした同窓会などの要素が含まれているから

なのか、はっきりと確認することができなかった。また、信頼の効果を測るためには、一般的信頼、近隣信頼、近隣互酬性から測るのではなく、世代を超えた人々に対する信頼の幅を捉えることで、心配事・悩みを打ち明ける（提供）・相談を受けること（受領）に対する正の効果を確認することが出来た。

以上より、ソーシャル・キャピタル要因としては、手助け・助け合いの提供受領関係に対する正の効果が、各構成要素に総じて確認できた。一方で心配事・悩みに対する提供・受領関係に対しては、つきあいや橋渡し型活動や世代を超えた会話を行う程度が必要である一方、一般的信頼や近隣信頼から信頼の効果を測るのではなく、世代を超えた人々に対する信頼の幅広さから捉える必要があるという結果が得られた。その結果を踏まえ、ソーシャル・キャピタル要因は、「交流無し」や「世代内交流」よりも「世代間交流」を促進させるという仮説は支持された。

加えて、＜分析2＞より、「世代間交流」のうち手助け・助け合いおよび心配事・悩みに関する提供・受領関係に対して結束型団体活動とつきあいはFree rider型よりBalance型ないしGiver型と対応している。つまり、住民同士のつきあいや結束型団体活動の水準が高まることによって、世代間交流に対する主体性が増し、円滑な世代間交流が容易であることが分析結果から明らかとなった。また、世代を超えた信頼の幅が有する同様の効果も一部確認することが出来、手助けの提供・受領関係に対してはGiver型に、心配事・悩みに対してはBalance型に対応しているため、世代を超えた信頼関係が密接に形成されていることが、世代間交流を円滑に進めるためには重要であることが確認された。一方で、手助けに関して一部Free rider型に対応しているケースが確認された。これは、信頼が与える手助け・助け合いに関する世代間交流への負の効果ではなく、信頼の幅が広がることによって周りめぐって日常的な事柄に対する手助けを得る機会が増えるため、Free riderの傾向と一部対応している可能性がある。以上の結果を踏

まえ、ソーシャル・キャピタル要因がもたらす影響は、手助け・助け合いおよび心配事・悩みに対して、上記の経路を通じて、仮説を支持する傾向にあることが確認された。

さらに、健康との関連性を考えると、その効果は複雑である。まず、手助け・助け合いの提供・受領関係に対する「世代間交流」と、主観的健康評価が正に対応するという知見は得られなかった。一方で、心配事・悩みに対する提供・受領関係のうち、「世代内交流」によって成立するケースは、精神的に「健康的である」と回答する属性であるほど当てはまっている。言い換えれば、周りに相談でき、打ち明けられる環境があることは、精神的に健康と回答するケースと妥当している。

加えて、＜分析2＞により、主観的健康評価は、世代間交流の Free rider 型よりも Giver 型と正に対応している。つまり、主観的健康評価に基づき、健康であると判断している回答者は、他の回答者に比べて、手助け・助け合いの世代間交流に積極的であるという知見が確認された。しかし、本分析結果では、心配事・悩みに関する世代間交流の状況を健康関連指標で判別することが出来なかった。

本研究は世代間交流の主体性の問題を扱っているが、調査結果の状況を踏まえると、世代間交流を積極的に行う社会のしくみづくりには、ソーシャル・キャピタル要因と健康要因が複合的に関連している。この分析結果がどれだけ一般性があるのかという問題に対しては、定性的研究を続け、これからの検討課題としたい。

謝辞

調査にご協力いただきました3自治体の皆様、調査にご回答いただいた皆様に心から御礼申し上げます。本稿はA区・B区郵送法調査についてはJST/RISTEX「持続可能な多世代共創社会のデザイン—ジェネラティビティで紡ぐ重層的な地域多世代共助システムの開発」(研究代表者 藤原佳典)の、C市調査については文科省科学研究費補助金挑戦的研究(萌芽)(課題番号17K18592、研究代表者 小藪明生)の助成をい

ただいで実施したものです。藤原佳典先生と野中久美子先生をはじめとして東京都健康長寿医療センター研究所の社会参加と地域保健研究チームの皆さんから貴重なご指導を賜りました。そのほか校正にあたっては、稲葉研究室の宮下淳子氏にお世話になりました。また、査読の労をとっていただきました先生方にも御礼申し上げます。

- (1) 倫理的配慮として、A区調査とB区調査は東京都健康長寿医療センター研究所の研究部門倫理委員会の承認（健経第1042号平成28年6月1日受審、受付番号5）を得ている。また、C市調査の調査票は、A区・B区調査の調査票の開発者の許可を得て、C市役所の検討も踏まえて改訂したものをを用いて、別途日本大学スポーツ科学部の調査倫理委員会による倫理面からの審査を受審し、承認（平成29年2月9日受審、受付番号2017-017）を得ている。いずれの調査においても、調査票とともに送付した依頼状には、回答は任意であり、協力しない場合でも不利益はないこと、得られたデータは個人の名前と切り離して統計的に処理し、研究・当該自治体の施策推進の目的以外では使用しないことを明示した。
- なお、A区調査とB区調査はJST/RISTEX（研究代表者 藤原佳典）の、C市調査はJSPS 挑戦的研究（萌芽）（課題番号17K18592 研究代表者 小藪明生）の助成をそれぞれ得て実施したもので、いずれも稲葉が研究分担者として参加している。
- (2) 設問は「近所づきあいや地域活動・余暇活動の中で(1)ちょっとした手助けをする、(2)心配事や悩み事を聞くような機会はどのくらいありますか。あなたが、それぞれの年齢層の人に対して、どのくらいしているかお答えください。ご家族や親戚、仕事関係の人は除きます。(〇は一つずつ)」である。「提供」の設問としては(ア)20～40代(イ)50～60代(ウ)70代以上の高齢者に対して「手助けをする」、「心配事や悩み事を聞く」頻度を4件法（1：よくある～4：全くない）で尋ねている。また、「受領」の設問としては、前述した設問と同様の別質問を設けて、上記(ア)～(イ)の年齢対象群から「ちょっとした手助けをしてもらう」、「心配事や悩み事を聞いてもらう」頻度を4件法（1：よくある～4：全くない）で尋ねている。
- (3) 提供・受領という設問を同時に併用し、予想される回答者傾向のパターンとしては4つの回答傾向（Balance、Giver、Free rider、交流無し）×提供・3世代層（20-40代、50-60代、70歳以上）×受領・3世代層（同上）で36通りのパターンが想定される。そのうち世代間交流は同世代の対象に対して行われる12のパターンを除く24通りの世代間交流のパターンが考えられる。
- (4) なお、主観的健康状態は「1：健康ではない～4：とても健康だ」の4

件法で尋ねており、主観的経済状態は「暮らし向き（1：非常に苦勞している～5：非常にゆとりがある）」について尋ねた5件法の得点を用いている。

- (5) 統計ソフトはSPSS version 25及び同Categories version 25を用いた。
- (6) 「①～②交流：友人・知人（家族・親戚）」を説明する変数としては「友人や近所の方（別居の家族や親戚）と、会ったり、一緒に出かけたりすることがありますか」という対面接触に関する設問と、「友人や近所の方（別居の家族や親戚）と、電話で話すことはどのくらいありますか（電子メールやファックスを含む）」という非対面接触に関する設問を組み合わせ、両方の設問とも「5：週に2回以上～1：月に1回より少ない／全くない」という5件法の尺度で尋ねており、分析には「0：月に1回程度以下、1：月に2～3回以上」に変換した後、対面接触と非対面接触の合計得点（範囲：0～2）を算出し、「1：1点以上、0：0点」に処理した結果を用いている。
- (7) 「一般的互酬性」および「近隣互酬性」を説明する変数としては「多くの場合、人は（近隣の人は）他人の役に立とうとする」という設問に対する5件法の態度（5：強くそう思う～1：全くそう思わない）を分析に設定している。一方で、「一般的信頼」および「近隣互酬性」を説明する変数としては「一般的に人は（近隣の人は）信頼できる」という設問に対する5件法の態度（5：強くそう思う～1：全くそう思わない）を分析に設定している。
- (8) カテゴリカル回帰分析ではカテゴリカルな名義尺度のデータも数量化し、数量化スコアを導出する。

参考文献

- 稲葉陽二（2005）「ソーシャル・キャピタルの政策的含意—心の外部性とどう向き合うか—」、『計画行政』、日本計画行政学会、85巻、4号、pp.17-22
- 小藪明生（2018）「第2章 信頼のレベルと信頼の範囲」佐藤嘉倫編著『ソーシャル・キャピタル叢書第7巻 ソーシャル・キャピタルと社会』、pp.41-59.
- 根本裕太・倉岡正高・野中久美子ら（2018）「若年層と高年層における世代内／世代間交流と精神的健康状態との関連」、『日本公衆衛生雑誌』、pp.719-729
- 村山陽・藤原佳典・福島富士子（2013）「地域高齢者の世代間交流型地域活動への参加とソーシャル・キャピタルとの関連」、『日本世代間交流学会誌』、日本世代間交流学会、3巻、1号、pp.41-47.
- Topp CW, Østergaard SD, Søndergaard S, et al. (2015) The WHO-5

well0being index: A systematic review of the literature. Psychother
Psychosom, 84:167-76

政
經
研
究
第
五
十
六
卷
第
一
号
(
二
〇
一
九
年
七
月
)

一
二
四
(
一
一
四
)

アメリカの地方自治と協働に関する一考察

—地域におけるその特徴と機能を中心に—

鈴木 隆 志

はじめに

今日、わが国の自治体においては、行政課題の多様化や人口減少が進展している。行政を行う上で、「新しい公共」に基づく改革が進められてきているが、その中での重要なキーワードが協働やガバナンスなどの住民と行政がともに主体となり、自治体の運営を行っていくという考え方である。

わが国においては、1980年代以降に行政改革、地方分権改革が行われ、自治体における行政のあり方は大きく変化した。また、機関委任事務の廃止等により自治体の事務は増加し、自治体の裁量を有する事例も多くなった。そうした中、この約20年間で協働に関わる政策は普及してきたが、現在でも課題は見受けられる。

アメリカの地方自治体では、アメリカ植民地時代以来、住民が主体となって自治を行ってきた伝統がある⁽¹⁾。わが国では、こうした伝統を有するアメリカの地方自治における協働に関する研究が行われている。しかしながら、これらの研究は、主に事例研究であり、成功事例のみを扱っている場合が多い。また、アメリカの地方自治研究では、協働が体系的に考察されていない。そこで、アメリカの地方自治研究において検証された協働について体系的に考察して、その特徴や機能を整理することが本稿の目的である。

研究方法は、アメリカの地方自治に関する専門書及び専門誌に投稿された論文を精読して、検証する文献研究である。この文献研究を通して、協働についての学問上の関心がどこにあり、どのように協働が捉えられているのかを明らかにすることができるかと確信している。

そして、近年の事例を取り上げ、実際のアメリカの地方自治において文献研究で見出せる特徴や機能が見出せるのかを検証する。

また、それにとどまらず、今後アメリカの地方自治における協働について事例研究を行う際の論点を提供することが可能になると考える。

一 わが国における協働

本章では、アメリカの地方自治における協働を明らかにする前に、わが国の地方自治における協働について明らかにする。まず、最初に、わが国において用いられる協働という言葉は、どのように用いられているのか、そしてその意義について探りたい。そして、協働の実例を概観し、その課題等を把握することによって、わが国における協働の特徴を明らかにしたい。なぜならば、わが国における協働の特徴を明らかにすることによって、本稿で中心的に扱うアメリカの地方自治における協働との比較の視点を提供することが可能になると考えるからである。

1. 協働とは

現在、自治体の文書等には、協働という言葉が多様に用いられている。本稿では、特に自治体の行政分野における協働について検証する。協働という語は、公共空間における住民と民間企業の協働の意味に用いられることがある。本稿においては、協働とは、自治体の行政機関の公務員と住民の共同活動であるいわゆる「官民協働」のことである。

協働は多様な形態の共同活動に対して用いられてきたので、一定の定義をする必要がある。まず、わが国の地方自治研究の初期に「協

働」を紹介した研究者として知られている荒木昭次郎の研究によると⁽²⁾、協働の語彙は、ヴィンセント・オストロム (Vincent Ostrom) が造語した「コプロダクション」(Coproductio) の訳語である。協働の意味は、自治体の行政機関と住民が相互に平等な立場で特定の価値をもつ財源やサービスを生み出すための活動のことであると解されている⁽³⁾。そのほかにも、パートナーシップ (partnership) やコラボレーション (collaboration) も協働に相当する言葉であるとするものもある。ただし、「コプロダクション」の語彙は、が生産性などの成果を示す意味をもつものに対して、パートナーシップやコラボレーションの語彙は、主体間の協調活動の意味に留まるとの指摘もある⁽⁴⁾。

また、わが国の地方自治研究においては、従来から政策過程への住民参加が重要な地方自治の論点として扱われてきた。協働は、その住民参加と区別して扱われる。そうした住民参加と協働の比較も、協働という言葉を理解する一助になる。すなわち、住民参加は基本的に行政が設定した決定過程等への住民の主体性を前提とした参加であるが、協働は行政と住民団体等が相互の主体性を尊重し特性を活かして連携や役割分担をして課題を解決するものとされる⁽⁵⁾。協働においては、それぞれの主体の対等あるいは水平的関係が前提と考えられるのである。

本稿では、協働の主要な要素を抽出し、次のように協働を定義したい。すなわち協働とは、公共的な事象に対して行政と市民 (NPO などの各種団体、企業、個人 [住民] など) といった複数の主体が、対等な立場で相互の協力によって取り組み、そうした活動による成果が生み出されるものとする。

2. 協働の意義

協働の意義を考える上では、なぜ協働への注目がなされてきたのか、について考えることが重要である。

協働が注目された要因としては、財政危機や地方分権化、公共課題の増加や多様化あるいはそれらに伴う「新しい公共」という考え方の

導入がある。すなわち、財政危機に伴う国及び自治体の財源の逼迫と公共課題の増加や多様化によって、それに対応するためには、公務員のみではなく、民間の力を活用する必要性が生じてきたのである⁽⁶⁾。また、地方分権改革が行われた後、自治体で行うべき事務も増え、協働すべき事象も増加した。地域の人口減少等が見込まれる近年においては、持続可能性との関係で語られることもある⁽⁷⁾。さらに、1990年代以降のNPOの台頭や「新しい公共」のように、公共を担うのは、官（行政）のみではなく、民（企業や市民団体等）でもあるという考え方の変化も協働が必要とされた要因である。

このように、わが国の自治体では、自治体が行うべき公共的な課題の増加、複雑化と社会・経済状況の変化による財政の逼迫化、そして、そのような状況変化に伴う公共への考え方が変化してきた。そして、自治体の維持、発展のために、従来のように官のみでなく、民の協力が必要となってきたことを背景に協働の意義が見出されてきたのである。ただし、地方自治の構成要素である住民自治の観点からすれば、自治体に関する公共的事項を住民が扱うことは当然のことではあると考える。

3. 協働の実例

協働は、協働のルールや具体的な手法を設定して行われてきた。換言すれば、協働は、自治基本条例や協働条例など都道府県・市レベルの「協働ガイドライン」、「協働マニュアル」、「協働の手引き」に基づいて行なわれてきた⁽⁸⁾。協働を実践するための手法には、情報の発信の充実、パブリック・コメント、広聴制度、プランヌークツェレ（無作為抽出型市民会議）などがある。

しかしながら、協働政策の普及状況は、ある種の頭打ち状況にあると考えられる。自治体によっては自治基本条例に住民参加や協働などが盛り込まれる。その制定状況は全国の基礎自治体の約21%である⁽⁹⁾。住民参加の対象となる行政活動のメニューや市民参加手続を規定した

市民参加条例は64の市区町村（2018年4月現在）で制定されており、協働条例を導入している自治体はそれを下回るとされる⁽¹⁰⁾。

また、協働政策は、市民側の担い手の点からすると、NPO等を中心としたものから、企業や地域社会、特に町内会・自治会などの地縁型組織へと移行していると言われている⁽¹¹⁾。今日においては、協働政策がNPO政策というよりもコミュニティ政策として行われるようになったのである。このように、協働政策はコミュニティ政策として扱われている一方、自治体レベルの政策としては進展が滞っていると考えられる。

4. 協働の課題

なぜ協働の普及が滞っているのか、またその背景にある協働をめぐる課題について考察する。まず、協働という概念に関しては、その不確かさや用語の共通理解の不足が指摘される⁽¹²⁾。協働政策を採り入れる自治体が増加しない、あるいは協働という言葉が採り入れられていても、協働の実態が進展しないことも瞥見できる。

特に実施過程における協働に対しては、当初より「行政の下請け」等の批判があった⁽¹³⁾。協働は政策過程の一過程において行われるのではなく、成果がみられるよう継続的に行われる必要があると考える。事業を実施するのみでは、「下請け」との批判も当然であろう。なお、政策策定をめぐる住民参加について、参加の停滞や課題が指摘されることもある⁽¹⁴⁾。このように協働については、政策過程のそれぞれあるいは一連の過程として見直すべき課題がある。

また未だ行政主導であり、その先に進めていないのではないかという指摘もある⁽¹⁵⁾。

実際に協働を取り入れている自治体で認識されている課題には、次のようなものがある。例えば、栗東市では、市職員に市民参画と協働の理解が広がるよう職員意識の醸成に努め、市民参画や協働の視点で市政運営に取り組む必要があること、まちづくりにおいて住民と行政

との協働の領域（役割分担と連携協力）を認識し取り組む必要があることが指摘されている⁽¹⁶⁾。また、姫路市では市民活動団体は地縁型の場合には担い手や参加者の不足、運営能力の不足などに直面しているし、テーマ型の場合には活動の自立性は高まっているものの担い手不足や資金調達力の不足が顕著であることが指摘されている⁽¹⁷⁾。

このように、わが国における協働の課題としては、協働という言葉の不確定性や行政主導による協働への警戒、協働の実施過程への偏重、行政・住民相互の理解、住民側の資源（人材、資金等）の不足などが挙げられる。

こうした課題を解決する方法としては、いかなるものが考えられるのだろうか。山本耕平は、ローカル・ガバナンスの発展という視点から、その発展のためには①協働を自治の理念として位置づけること、②官民協働における原則やルールの確立、③どのような領域が協働に適するのか、④官民協働の具体的手法の導入が必要であると提起する⁽¹⁸⁾。いくつかの自治体では協働の考えを自治基本条例や各種計画に取り入れているが、政策過程の各段階で住民と行政の役割分担の明確化や適切かつ具体的な手法の選択、適切な個別政策の領域の特定をした上で協働を行っていく必要があるのではないか。

我が国における協働をめぐる状況は以上のとおりである。ここでは、協働とは、公共的事象について、その計画や実施等の政策過程において住民と行政が協力し、成果を生み出すという規範的な定義を見出すことができた。我が国の一部の自治体においては、条例等に協働の考えやそれを実現するための手法が採り入れられている。その一方で、協働の普及が停滞気味である現状も見受けられる。そうした現状には次のような課題等があると考えられる。例えば、協働という言葉の曖昧さ故に、住民側が行政主導による協働が行われるのではないかという不信感、特に実施過程において行政の負担の軽減のために「下請け」として利用されるのではないかということ、あるいは行政と比べた際に人材や財源などの面で住民側の資源が不足していることなどである。

二 アメリカの地方自治における協働

前章では、多義的に捉えられることのある協働という言葉の意味や協働を捉える際の視点を見出すべく、わが国における協働の意義について検討した。本章においては、アメリカの地方自治における協働の特徴等を明らかにすることを目的として考察する。

アメリカの地方自治と一言にいても、各自治体における政治構造や政治状況、規模（人口や地理的要素）や人口構成、産業的特徴などの社会経済的要因等が異なるためすべての事象に共通する特徴を見出すことは困難である。アメリカの地方自治、都市政治研究等を通して、アメリカの地方自治における協働の共通の特徴や課題を抽出することを試みる。それにより、限定性はあると考えられるが、一定的なアメリカの地方自治における協働の特徴を見出したい。

1. わが国における先行研究

アメリカの地方自治における協働については、事例研究を中心とした業績が存在する。本節では、わが国でのアメリカ地方自治における協働に関する研究がどのように行われてきたのか、どのように特徴を捉えてきたのかについて整理して考察をしたい。

1) 計画策定過程への注目

我が国の先行研究においては、計画策定段階における住民と行政の協働が取り扱われている。

例えば、永松俊雄は、アメリカにおけるスーパーファンド法では、政策過程への住民参加のあり方及び行政が行うべき具体的行動が規定されていることに注目し、行政の裁量が排除されていることを指摘している⁽¹⁹⁾。また、石田聖によれば、第二次世界大戦以降、都市計画をはじめ公共的な計画的及び政策形成過程において、外からの圧力がかからない理想的な場で、対話・熟議等を通じて公共的な問題をめぐる合意形成や課題解決を図ろうとする協働型プランニングが導入されて

きている⁽²⁰⁾。前山総一郎は、シアトル市の事例研究等を通してアメリカの「コミュニティ自治」の特徴が「コミュニティ・プランニング (community planning)」であることに注目し、地域ごとの行政と住民の協働による計画策定について研究している。また計画策定に関し、専門家を住民が雇うことを特徴として挙げている⁽²¹⁾。荒木もシャーロットビルの総合計画 (comprehensive plan) に関して、地区ごとの計画策定と其中で職員が計画の準備を行い、それに基づいて住民の協議が行われることを指摘している⁽²²⁾。ここでは協働が行われるとともに、役割分担も成立していることが見受けられる。

以上のように、わが国の地方自治研究の先行研究では、アメリカの政策決定過程において、協働が制度化されていることにより協働が行われることが担保されていることや地域を中心として協働を伴った計画策定が行われていること、行政と住民の役割分担に基づいた協働が行われていたことが指摘されている。

2) 住民の自主性に関して

アメリカにおいて各政策が実施される過程では、特に行政と住民の協働関係では、住民が自主性を有していることが、わが国の先行研究において指摘されている。

若杉栄治は、フェニックス市における「落書き・違反広告物除去プログラム」を事例として、行政と市民 (地域における市民団体等) の協働事業における関係について考察を行っている⁽²³⁾。日本の協働事業では行政の呼びかけに呼応する形で行われるのに対し、アメリカでは、組織化された市民の主体的な活動により実施されていることが指摘されている。このように市民が主体的に活動を行うことができるのは行政側が柔軟に対応できるためであると考えられる。我が国では当該事業を行うに当たってごみ拾いは清掃関連部局、違反広告物は都市計画関連部局というように縦割りの行政で行われがちであるが、フェニックス市では市民のコミュニティ活動の推進を担当する部局が実施してい

るとこの論文では指摘される。

また、松下啓一は、ニューヨーク市のブライアント公園周辺の店主ら仲間同士でNPOをつくり、周辺住民と町の浄化活動を始めた例を挙げ、協働は協働を行わないと困る人が始めないとうまくいかない、と指摘している⁽²⁵⁾。さらに、西村裕子は、シアトル市警察が住民との協働によるパトロールを導入した際には、居住地区の安全を心配した住民達の提案が発端になったことが指摘されている⁽²⁶⁾。協働事業を始める際にも住民が主体的となり、それがその後の関係に影響すると考えられる。

このように我が国の先行研究は、協働を促進する要因として住民あるいは地域の団体の自主性に注目してきた。こうしたアメリカの協働における住民等の自主性に対する関心は、わが国における行政の主導性への牽制等がその背景にあると考えられる。

3) 地域を中心としたまちづくり（コミュニティ・ディベロップメント等）への注目

わが国のアメリカの地方自治研究の政策研究グループは、地域開発を協働の事例として扱ってきた。西と金川は、コミュニティ開発一括補助金（Community Development Block Grant: CDBG）プログラムの補助金の配分過程を通じたベイエリアの自治体とNPOの協働について考察を行っている。そして、この研究からは、アメリカにおける地域の活動の中心がNPO等の地域に基づいた組織によるものであり、その活動の源となるものの一つがコミュニティ開発一括補助金であることが分かっている。この交付を決定するにあたっては、プログラムの決定プロセスへの住民参加が定められており（市民参加計画書の作成や公聴会の開催など）、これが行政と住民の協働を促す一つの要因となっている⁽²⁷⁾。

以上のようにわが国におけるアメリカの地方自治における協働に関する先行研究では、特に政策過程の計画策定における協働が行われていること、住民等が主体的に協働に関わっていること、協働が行われ

る政策の個別分野として主に地域開発を扱ってきたと整理できる。これまで扱ってきた研究は2000年代以降の研究が中心であるため、わが国の協働における課題を意識して研究したものと考えられる。これらは、アメリカにおける協働の特徴として考えられるとともに、今後、わが国との比較研究を行う際にも、重要な論点となると考えられる。

2. アメリカの地方自治研究における協働

1) 専門書における研究内容と協働の特徴についての考察

まず、アメリカ都市政治研究で定評のある専門書⁽²⁸⁾において、協働についてどのように扱われているのか、そして、どのような特徴を見出すことができるのかを整理し、アメリカの地方自治における協働の特徴を考察する。なお、アメリカの地方自治、都市政治の研究では、市民参加 (Citizen Participation) の文脈で扱われることが多い。

(1) アメリカ地方自治における協働への注目：歴史的経緯

アメリカの地方自治・都市政治において協働⁽²⁹⁾は、特に1960年代以降、注目をされるようになった。それ以前は、近隣住民と行政職員が敵対するような紛争的なパラダイムにあったと考えられていたのである。そして、彼らは困難な都市問題を解決するためには、協働することが有効であると認識し、実行するようになった⁽³⁰⁾。

アメリカの地方自治では、住民を主体として自治が形成されてきた歴史を有する。そして、1960年代以降に社会参加及び政治参加の多様化やそれにとまなう困難、すなわちアフリカ系アメリカ人をはじめとする多様な参加者の登場、女性の参加、学生運動などを経験する中で協働に注目が集まったのである。

(2) パートナーとしての住民

前述の歴史的経緯がある中、専門書は、特に行政職員の視点から住民をパートナーとして扱うことを言及している。そして、住民と行政の関係に関しデモクラシーの観点から、地方公務員は人々に単に公共サービスを供給するのみでなく、住民と共に働く必要があることや、

住民の生活に影響を与える政府機関の決定において意見を聴くなど住民を尊重する必要があるとする。また、特に地域⁽³¹⁾に関心があり、住民あるいは教会や学校などに基盤をおくコミュニティや自治体内の一定の区域であるネイバーフッドなどの地域の活動主体が、市職員と協力して公共サービスの改善を共に提供するパートナーと見なされている⁽³²⁾。地域住民の視点からは、かつては彼らの活動の戦略は行政と敵対的なものであったが、現在はパートナーシップを構築するように変化をしてきたことが指摘される⁽³³⁾。

このように規範的な側面からアメリカの地方自治研究においては、行政職員が住民を顧客として扱うのではなく、対等に扱うことや尊重することが重視されている。そして、地域の事業の成功のためには、住民やコミュニティ等の地域の主体との協力が重要であると認識されているのである。

(3) 地域での協働の重視

アメリカの地方自治研究では、地域を対象とした協働に関する研究が中心的に扱われている。これは、先述したわが国の先行研究でも扱われたコミュニティ開発一括補助金などが地域における活動の契機となり現在にいたっていることも一因であると考えられる。地域住民が参加することによって、持続的な協働関係が維持できることやこれまでも多くの実績があることも指摘されている⁽³⁴⁾。また、貧困に関わる問題への対処は、NPOや地域に基づいた組織により行われるとされている⁽³⁵⁾。

このように、アメリカの地方自治研究や都市政治研究では、地域における協働が中心的課題になることが多い。

(4) 地域の活動団体への外部資金

協働が維持され、促進される要因として、地域の諸団体へ交付される政府補助金や企業からの資金提供を挙げることができる。それらの交付金や支援金によって団体の活動は維持され、地域との交流が促進される。

以上のことからアメリカの地方自治における協働の特徴として次の

ことが確認できる。それは①協働の担い手は、地域の住民と団体が中心であること、②行政職員は住民と対等であると意識することを重視していること、③地域の団体に対して交付される連邦政府の地方補助金と企業からの資金提供などがあることである。こうしたことが、アメリカの地方自治における協働を促進していると考えられる。

2) 専門誌における研究動向とアメリカの地方自治研究における協働の特徴及び機能についての考察

近年の協働に関する研究の動向について探るために、2000年以降のアメリカ政治学会 (American Political Science Association) の都市・地方政治 (Urban and Local Politics) 部門が発行する学術誌『アーバン・アフェアーズ・リビュー (Urban Affairs Review)』における論文の中から協働に関する研究成果を探し、その動向について考察する。

第一章で指摘したように、わが国においては担い手として地域社会に注目が集まっている。また、アメリカにおいても行政との協働を行う対象は、地域の住民や団体が中心となっている。協働の特徴等を見出すに当たっては、協働が行われる場としての地域に注目することが有効であると考え、以後、地域における協働を主要な対象として扱いたい。

アーバン・アフェアーズ・リビューにおける2000年代以降の地域に関する協働の研究としては、次の2つの地域の協働に関する研究が挙げられる。それはリッチらの研究⁽³⁷⁾とローゼンタール、ニューマンの研究⁽³⁸⁾である。それぞれの研究を概説したのち、これらの研究からアメリカ地方自治における地域協働の特徴及び機能について考察したい。

(1) 地域協働の状況

2001年にマイケル・リッチ (Michael J. Rich)、ミッシェル・ジャイルズ (Micheal W. Giles)、エミリィ・スターン (Emily Stern) が著した「貧困撲滅のための協働—市当局と地域基盤団体の見解—」(Collaborating to Reduce Poverty—Views from City Halls and Community-Based Organizations—) と題した地域協働に関する論文が発表されている。

(i) 目的等

上記の論文では、自治体政府と教会や学校などを基盤とした「地域に基盤をおく団体」(Community-Based Organization: CBO)の相互関係と効果的な協働関係の要因についての考察がなされている。また、1998年に人口5万人以上の自治体を対象に実施された調査に基づき、上記の目的に沿った考察がなされている⁽³⁹⁾。

(ii) 調査結果等

(ア) コミュニティと自治体の協働関係について

表1をみると、「継続的に協力」、「不規則に協力」に回答が集中しており、アメリカの自治体では何らかの協力、協働関係があるとわかる。

表2をみると、人口規模が大きくなるにつれて協働を行っている自治体の割合が減少している。人口規模の大きい都市では、行政階層が多くなると考えられ、地域の主体との間での役割分担等の取り決めが難しい可能性があると考えられる。

また、表2からは、非白人人口や貧困層の少ない自治体の方が協働を行う傾向があることがわかる。一方で、非白人人口や貧困層の多い自治体では、彼らが抱える課題等を解決するためには住民や「地域に基盤をおく団体」との協力が欠かせないのだが、協働が行われる数は少なくなっている。その原因としては、非白人人口が多い都市においては、白人と非白人間の競合あるいはより多くの人種や宗教等に基づくコミュニティの存在及びそれらの間の競合が考えられる。すなわち、複数のコミュニティの間の利益等をめぐる競争が行われるため、自治体と住民や各種の「地域に基盤をおく団体」との協働が難しくなると考えられるのである⁽⁴⁰⁾。

(イ) 事業分野による協働関係

継続的に協働関係が見られると回答した自治体の中で、協働が行われる事業分野を上位からあげると次のとおりである。低所得者住宅、公衆安全、ホームレス支援、高齢者サービス、コミュニティ開発である⁽⁴¹⁾。

表1 典型的な自治体と「地域に基盤をおく団体」(CBO)との関係の評価

	全体 (%)	自治体 (%)	CBO (%)
協働が行われていない	3	4	3
限定的協力・別々の活動	7	0	11
不規則に協力	33	23	38
継続的に協力	49	64	43
権限を共有し、協働	7	9	6
全体のパーセンテージ	100	100	100
数	324	101	223

【出典】 Rich (2001) : p.188.

表2 自治体の人口構成による「協働」についての回答の割合

	「協働」があるとの回答 (%)
人口	
5万～10万未満	62
10万～25万未満	57
25万以上	51
非白人人口	
国の平均 (medium) 以下	62
国の平均以上	53
貧困層	
国の平均 (medium) 以下	62
国の平均以上	54

【出典】 Rich (2001) : p.189.

表3 事業分野ごとの活動と協働

事業分野	自治体		CBO	
	分野における活動 (%)	協働 (%)	分野における活動 (%)	協働 (%)
低所得者住宅	100	73	89	48
公衆安全	100	75	68	45
ホームレス支援	100	68	86	43
高齢者サービス	97	62	74	33
コミュニティ開発	100	62	62	31
青少年育成 (youth development)	97	59	68	22
経済発展	99	55	73	26
地域の組織化等	97	54	88	26
家族支援	94	43	81	27
雇用・職業能力開発	95	40	73	20
健康管理 (Health Care)	85	36	67	27
保育等 (child care)	91	43	67	19
公共交通	91	36	66	24
社会人学習 (adult education)	88	24	67	17
平均		52		29

【出典】 Rich (2001) : p.190.

(ウ) 協働関係と事業の過程

自治体と「地域に基盤をおく団体」の協働は、比較的初期の段階、すなわち、コミュニティの需要の特定、事業の構想、主要なステークホルダーの取込みなどにおいて見られる⁽⁴²⁾。

(エ) 協働により得られる利益

協働によって得られる利益については、自治体と「地域に基盤をおく団体」ともにほぼ回答が同様であり、上位からの並べると次のとおりである。①自治体が地域の需要をより理解できる、②協力者のお互いの能力をより理解できる、③地域の優先度に合った活動になる、④地域内の協力関係を強化する、⑤目標を達成するためにより効果的な活動になる、⑥より包括的な活動になる、⑦相互信頼の雰囲気をつくる、⑧対立する意見や優先事項について取り扱うフォーラムを形成できる、⑨計画や実施に住民を参加させる、⑩自治体と地域の努力への理解を深める、⑪他のグループとの関係を促進する、⑫大規模な活動が可能になる、⑬地域が自治体の技術的な資源を利用可能になる、⑭より大きな資金の出資が可能になる、などである⁽⁴³⁾。

自治体及び「地域に基盤をおく団体」は、協働を行う効果として地域の需要の把握や相互の理解などを重視していると考えられる。また、彼ら是对話を通して相互の理解を促進し、より良い関係の構築につなげることによって、協働がより円滑に行われるものと思われる。

(オ) より効果的な協働をもたらすために用いられる手段

協働のために採られる手段については自治体と「地域に基盤をおく団体」は次のように回答している。それぞれ回答の多い上位5つについて挙げる。

自治体の回答は次のとおりである。①自治体の助成金等を用いたコミュニティ活動を開始すること、②自治体と「地域に基盤をおく団体」の間のコミュニケーション強化のためのフォーラムの開催を開始すること、③自治体と「地域に基盤をおく団体」が協働を行うためのネットワーク等を構築すること、④複数のパートナーや事業分野が関与す

る貧困の削減や地域活性化のための包括的かつ戦略的アプローチを採用すること、⑤自治体や「地域に基盤をおく団体」と民間部門のパートナーとの対象を絞ったアウトリーチを開始すること、である。

「地域に基盤をおく団体」の回答は、次のとおりである。①自治体の助成金等を用いたコミュニティ活動を開始すること、②争点や需要についての住民の関心を高めるアドボカシー活動を利用すること、③自治体と地域を基盤とした団体間のコミュニケーション強化のためのフォーラムの開催を開始すること、④自治体と「地域に基盤をおく団体」が協働を行うためのネットワーク等を構築すること、⑤パートナーシップを成功させるための最良のやり方に関するアイデアの共有や交換をすることである⁽⁴⁴⁾。

そして、それぞれが協働をより効果的にするために、最も効果があると回答したもので、双方において高い回答率を得たのは、複数のパートナーや事業分野が関与する貧困削減や地域活性化のための包括的かつ戦略的アプローチの採用であった。

(iii) 小括

この研究により得られる知見は、次のとおりである。

アメリカの自治体における地域の協働については、自治体の人口規模や人口構成により、その実施状況は異なる。人口が多い自治体より人口が少ない自治体において協働が行われる傾向にある。また、非白人人口や貧困層の少ない自治体の方が協働を行っている。協働を行っている事業については、低所得者住宅やホームレス支援、高齢者サービスなど社会的弱者に対する政策分野において多く協働が行われる傾向にある。さらに、協働を効果的にするための手段としては、複数のパートナーや事業分野が関与する貧困削減や地域活性化のための包括的かつ戦略的アプローチの採用が挙げられている。

住民を中心に形成されてきた自治的伝統を有するアメリカの自治体においても、協働が必ずしも実施されているわけではないのである。そして、協働の実施を困難にする要素としては、人口の多さ、すなわ

ち政府機構の大きさがある。事例分析をする際には、この点も重要な視点となるであろう。人口構成に関しては、多様性の小さな自治体の方が、協働が行われやすいようである。また、貧困層が多い自治体は協働が少ない傾向にあるが、これは各々が自らの生活を営むことに徹することにより地域の活動への参加が促進されず、労力や財源など集約されるべき地域の資源が限られてしまうことなどに原因があると考えられる。

アメリカの地方自治におけるコミュニティ開発は、我が国の先行研究のように従来から協働に関する研究対象として扱われてきた。近年は、このコミュニティ開発には、社会的弱者に対する政策としての要素が見いだされる。例えば、開発が行われる一因として地域の活性化があるが、住宅供給等としての側面も存在する。住宅価格等は市場の動向によるものであるため政府は関与することはできない。都市の住宅価格が高騰した場合、従来より住んでいる住民で十分な所得を有さない住民はそこを離れることを余儀なくされる。ただし、その際にはそれらの住民の受け口も必要となるのである。その際に、ある地域において開発することが可能であれば、低所得者住宅を設けることや特別な立法をすることにより、低所得者に対する配慮が可能になるのである。その際に、コミュニティの需要等を把握し、コミュニティの開発等を行うには住民との協働が欠かせないのである。

いずれにしても、アメリカの自治体においては、社会的弱者に関係する政策に関心があることが指摘できる。

また、わが国の先行研究でも計画段階からの協働を扱った研究が見受けられるが、住民の需要の特定や事業の構想など課題設定や政策立案といった事業の早い段階での協働を行うことが、アメリカの地方自治における地域協働の特徴の一つであると指摘できる。

さらに協働の効果として、地域の優先度にあった活動や事業の目標の達成するために効果的な活動になるなど、協働の事業の達成に関する成果が見られる。また、行政と住民の相互の理解の促進や信頼関係

の構築など協働関係を促進する成果もみられる。こうした協働を実施することにより得られる成果があることは、アメリカの地方自治における地域協働の特徴の一つであるといえる。

(2) 食料援助と協働—ニュー・ブランズウィック (New Brunswick) 市の事例

次に、ニュージャージー州ニュー・ブランズウィック市⁽⁴⁵⁾の食料援助システムを扱ったローゼンタールらの論文について、その概要を示し、考察を行う。

(i) 官民食料援助システム (the public-private food assistance system: PPFAS)

この食糧支援システムは、1960年代に緊急的な食糧支援として開始されたものである。事業としては、連邦政府や州政府によるものなどから構成される。

この制度の概要は、次のとおりである。19の食料供給者及び2つの無料食堂により、食料及び日用品など必要なものを配布する事業である⁽⁴⁶⁾。自治体は、これらの食料供給者や後述のコミュニティ・フード・バンク・オブ・ニュージャージー (Community Food Bank of New Jersey: CFBNJ) などへ専門技術等を提供している⁽⁴⁷⁾。このシステムは、連邦や州の実施する公共サービスを中心とした「地域に基盤をおく団体」との協働に関する事例である。

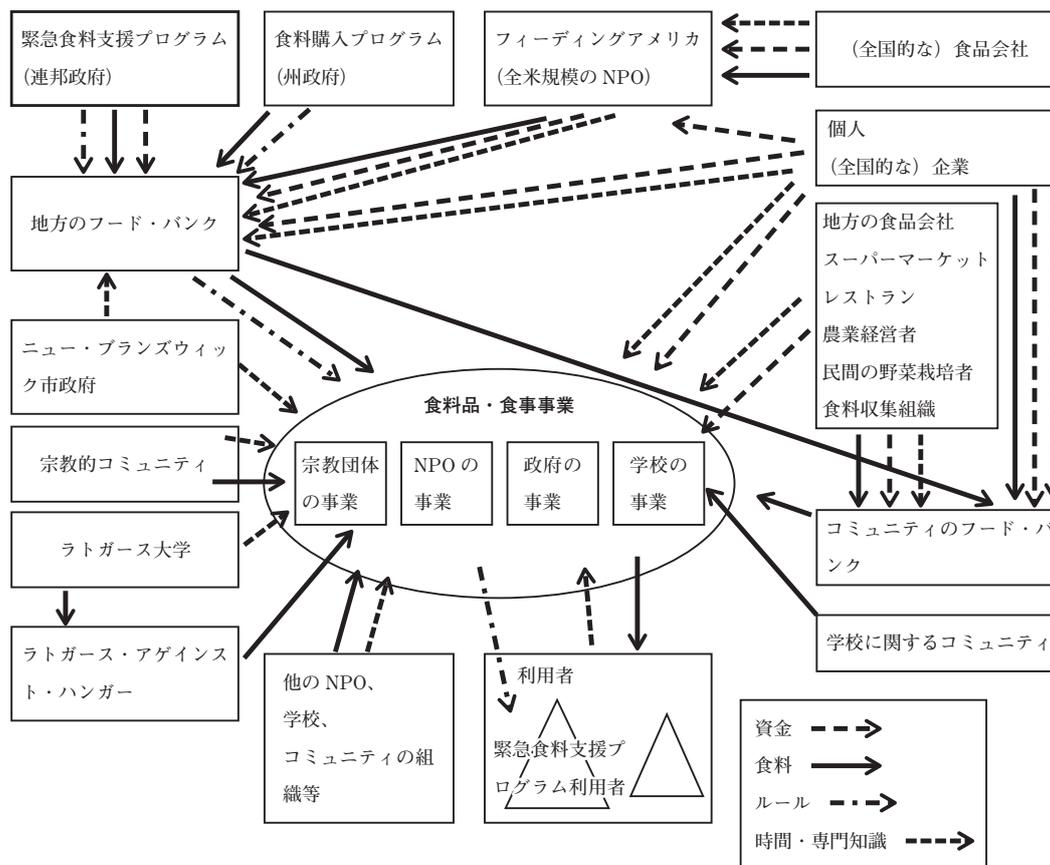
(ii) 特徴：主体、ルール等

ニュー・ブランズウィック市の食料支援システムの特徴は次の通りである。

(ア) 主体の多様性、多結節性

食料や寄付金等の受入・配布については、多くの主体が関わっており、それらが相互につながっている (図1)。ニュー・ブランズウィック市で食料の調達や管理、対象者への提供等を行っている主要な主体は、ニュージャージー州の地域的な組織であるコミュニティ・フー

図1 ニュー・ブランズウィック市の官民食料援助システム



【参照】 Rosenthal and Newman (2018) : p.9

ド・バンク・オブ・ニュー・ジャージーやカウンティ規模のミドルセックス・カウンティ食料機関、支援活動分配サービス (Middlesex County Food Organization and Outreach Distribution Services)、そして、学校や宗教などを基盤とする地域の団体等である⁽⁴⁸⁾。

また、食料の提供や寄付など食料システムに関係するアクターは、企業、農家、個人・ボランティア、教会や学校など多様である。

(イ) 異階層的 (heterarchical) な運営のルール等

ニュー・ブランズウィック市の官民食料援助システムは、政府による財政的支援も活動の基盤となっはいるが、コミュニティ等の積極的な参加なしには成立しない。事業のルール等による運営だけでなく、本システムに関係する主体の特性に応じた活動が、食料提供のみ

ではなく、そこから波及した効果を生みだしている。そして、このように行政、市場のみにより事業が行われるのではなく相互の協力や学びにより行われるものをローゼンタールらは自己反省的ガバナンスと呼んでいる⁽⁴⁹⁾。

(iii) 自己反省的ガバナンス (self-reflexive governance)

ニュー・ブランズウィック市の官民食料援助システムは、政府による財政的支援も活動の基盤となっはいるが、コミュニティ等の積極的な参加なしには成立しない。事業のルール等による運営だけではなく、本システムに関係する主体の特性に応じた活動が、食料提供のみではなく、そこから波及した効果を生みだしている。これをローゼンタールらは自己反省的ガバナンスと呼んでいる。

次に、主体による例を挙げる。「エリヤの約束 (Elijah's Promise)」という食料支援を行う NPO は、地域の農場から野菜を仕入れることにより地域経済への貢献を可能にしたり、コミュニティ・カフェを運営していることにより、料理に関する職業訓練を提供している。また、学校主体の食料配給者は、寄付する食品のリストを作成し、適切な食料の種類や量を流通させることにより効率的な食料の供給を行い、食料の質の改善に貢献している。医療関連の大学の卒業生は、食料支援の場に集まった人々に対する医療トレーニングを行うなど、地域の社会福祉活動への参加の促進も行われている⁽⁵⁰⁾。

(iv) 小括

このニュー・ブランズウィック市の官民食料援助システムの事例から得られる知見の一つは、協働の効果についてである。協働においては、行政と住民の協力関係によって成果が生み出されることが期待されている。この事例では参加する主体の特性を發揮することにより、単に食料支援事業を実施するだけでなく、効率的な食料供給を可能にしたり、福祉分野における活動を促進するなどの効果が見られる。こうしたことの背景には、住民側の自発的で積極的な活動があると考えられる。

また、先述のリッチらの研究内容に照らすと、協働の効果として「目標を達成するために効果的な活動になる」、「より包括的な活動になる」、「他のグループとの関係を促進する」などの要素も確認できる。

個別の政策領域については福祉や貧困に関わるものであり、アメリカの地方自治における地域協働では、こうした分野での協働が特徴的であることの裏付けの一つにもなるものと考えられる。

以上、2つの地域協働に関する研究を扱ったが、ここでは、個別の政策分野として福祉や貧困などにおいて協働が行われる傾向にあることが明らかになった。また、わが国の先行研究では計画策定に注目されていたが、課題設定や政策立案などの事業の初期段階において協働を行う傾向にあることが明らかになった。さらに、それぞれの研究で共通するのは、協働をさらに進展させるという効果が確認できることである。ニュー・ブランズウィック市の事例からも、各種主体がネットワークを形成し、それぞれの特性を活かすことによって事業実施以上の効果を得られることが分かった。このようにして、協働が発展することにより、リッチらが指摘するように、より包括的な活動へとつながり、例えば住民などの地域の主体を中心とした地域の運営が可能になり、アメリカの地域ではさらに協働が強化されているのではないだろうか。

3) アメリカの地方自治における地域協働の事例

これまで見たように、アメリカの地方自治研究の中から地域協働の特徴や機能を見出すことができた。本項では、近年のアメリカの地方自治で協働が行われている事例を取り上げ、これまで取り上げてきた研究が示すものと同様の傾向がみられるのか、新たな知見等があるか否かについて考察を行う。

(1) シアトル市の「オンリー・イン・シアトル (Only in Seattle)」

先述したわが国の先行研究において触れられているように、シアトル市では住民との協働が行われてきた。また、シアトル市における草

の根の NPO による地域を中心としたまちづくりやコミュニティ自治については、これまでアメリカにおいても先進的、特徴的な事例として研究が行われてきた⁽⁵¹⁾。このような特徴を持つシアトル市において、地域開発に関する住民と行政の協働が行われている。

シアトル市経済開発局 (Office of Development) は、この約 10 年にわたって、地域開発のための資金及び専門知識を提供する事業として「オンリー・イン・シアトル」を行っている。この事業は、市内の地域の商業地域を経済、コミュニティや文化の中心として育成することにより、平等で活気に満ちた都市にすることを目的としている。そして、地域の住民や企業などが共有する地域のあるべき姿を実現するために、シアトル市は資金や知識を提供している。また、この事業による具体的な活動は、ビジネス・コーチング、コミュニティ・フェスティバルの開催、ゴミ拾いや不動産開発など地域に関する活動などである。

ここでは、シアトル市の中心街から東に位置するセントラル地区 (Central District) の例を取りあげたい。セントラル地区は、現在は全盛期よりも減少してしまっただが、アフリカ系アメリカ人が多く居住している地区であった。そうしたことから、主にアフリカ系アメリカ人の文化に関する芸術的・文化的遺産の保存等を目的として、文化・芸術地区 (Cultural Arts District) に指定されている土地でもある。また、2017 年には、低所得者向け住宅のゾーニングが行われている⁽⁵²⁾。この地区の人口は約 3 万人 (2010 年) である。ちなみに、シアトル市の人口は約 61 万人 (2010 年) となっている⁽⁵³⁾。

このセントラル地区では、「オンリー・イン・シアトル」の事業のもとに、市民団体であるセントラル・エリア・コラボレイティヴと市の協働が行われている。この協働の過程を示すと次の通りである。

シアトル市の経済開発局は、2015 年 4 月から 5 月にかけてセントラル地区の商業再活性化計画 (a commercial revitalization planning) を企画していた。計画策定にあたり、地域や事業者の意見を取り入れることとした。なお、この計画策定を行うにあたって市は地域の協働を促す

ために市内のコンサルティング会社をファシリテータとして選定していた。地域の住民や事業者らは計画策定にあたって、市の各部局との話し合いを通じ関係構築を図ったり、地域の事業主と面談を行い、彼らの意見を取り入れるなどの活動を行った。こうして計画の準備段階において、地域住民らが中心となり、意見の集約や事業を実施した際に円滑な活動ができるように動いていた。また、他の地区の計画等と商業活性化計画とのすり合わせなども行われていた。その間には、180人以上の住民、50の団体が集まり、6か月の間に20の会議が実施された。これらの活動の中で、社会的な活気（social vibrancy）の促進、経済の回復力の促進、コミュニティの能力（community capacity）の構築、文化遺産の保護などが基本的な方針として定められた。その後、地域の住民や事業者等からの計画に対するフィードバックの検討を行うなどをして計画が作られた。地区の住民や事業者等は、先に挙げた4つの方針に基づき、市の各部署との関係を構築し、計画や事業実施に向け動いた。そして、経済企画局とコンサルティング会社を中心に商業再活性化計画がまとめ上げられ完成に至った。この計画策定に参加をしたメンバーを中心に、計画の目標の下に集まり形成されたのがセントラル・エリア・コラボレイティヴであった。

セントラル・エリア・コラボレイティヴは、地域の商業開発を行うにあたり、コミュニティの意見を考慮することや、小規模店舗や中小企業の設立、維持、成長を目標としている。そして、前述の計画等を実施するにあたり、市より「オンリー・イン・シアトル」に基づく助成金を受け活動を行ったり、事業の支援や新規事業の誘致、マーケティングや宣伝、環境の整備（落書き対策、清掃、照明の整備など）、景観の保護・整備などを行っている⁽⁵⁴⁾。

このようにシアトル市では「オンリー・イン・シアトル」のもと、セントラル地区の商業再活性化の事業を始めるにあたって計画策定の前段階から市が住民の需要を把握する活動を行っていた。この計画策定においては、地域の組織化が促進された。また、セントラル・エリ

ア・コラボレイティブの活動を見ると、地域の商業開発を目的としているが、地域の美化や景観保護にもつながっている。行政の関わり方については、助成金による財政的支援のみでなく、専門知識の提供に応じるなど、継続的に関わっている。

(2) 住民主体の協働関係の構築

続いて、住民らの行政への不信等が起因となり、住民と行政の協働関係が新たに構築された事例について扱う。

2014年8月に、ミズーリ州ファーガソン市において生じた非武装のアフリカ系アメリカ人の若者に対する警察の銃撃に対し、セントルイス周辺では抗議行動が生じていた。そうした事態に対し、ファーガソン市ではコミュニティの活動家により提起され、個別政策の優先事項を決定することを促進し、警察の不正行為の可能性のある事例を報告するための委員会の創設が議論された。

特にファーガソン市では、コミュニティのリーダーが、この新たな委員会が単なる諮問委員会とならないように、どの程度、警察官の研修や警察に関する政策 (department policy) に意味のある決定権 (発言権) を有するのか、あるいは、住民の苦情に答えたり、情報を集めたり、ヒアリングを行うための権限や職員、予算を充てることのできるのかについて議論した⁽⁵⁵⁾。

ファーガソン市では、2014年11月には市長が聖職者 (clergy)、住民、事業者、警察官、行政官により構成された市民審査委員会特別委員会 (Citizen Review Board Task Force) を創設した。この特別委員会の任務は、市民審査委員会の創設についての調査等を行い、市長及び市議会に対して勧告することであった。そして、2015年7月には調査結果を公表し、コミュニティからのフィードバックをするに至った。一般市民による審査委員会 (Civilian Review Board) は、9名で構成されており、多様性を反映するために、3地区から2人ずつ、そして全市域から3名を選出し、市議会により任命されることとなっている。その業務は警察の政策や手続を審査し、住民からの苦情への処分に関する勧告、犯罪

の統計や傾向に関する地域への情報提供を行うことである⁽⁵⁶⁾。

なお、セントルイス市でも2015年に一般市民による監視委員会が創設された。この委員会は、苦情を受け、それらの苦情に関する調査を行い、調査結果を公表したり、職員に対する勧告を行うことができる。また委員会は、コミュニティに影響を与える政策・運営・手続きについて、住民からの意見等について検討、分析し、必要に応じてセントルイス市警に勧告するか、付加的な運営方針や手続きの作成を勧告することができる⁽⁵⁷⁾。他にも、シカゴやワシントンDCにおいて、同様の委員会であまういっている事例が報告されている⁽⁵⁸⁾。

この事例は、事業の実施段階における住民による行政の監視という側面も有するが、委員会の創設に当たり住民や地域の諸団体、行政・警察により調査や議論等が行われた事業に関する課題設定やその構想など初期の段階において協働が行われたものである。また、住民と行政の関与は、断続的なものではなく、調査を通し改善等に向けての一連の関係や住民へのアウトリーチを通した警察と住民の相互の理解に関わるなど、継続的な協働関係がみられる。

以上のように、2つの最近の事例からは次のような知見が得られる。

一つは、これまでの研究において得られた知見と共通する、事業の構想などの早い段階における協働である。いずれの事例においても、単に需要を伝えたり、計画を策定するにあたって意見を述べるのではなく、実際に事業を行う上で必要な事項について検討をし、それらがその後の事業に活かされているのである。

もう一点は、自治体の行政機関と住民の協働が事業の構想などの初期段階から実施過程などの政策過程において継続して行われている点である。これまで指摘されてきた事業の初期段階における協働に加え、それらが継続的に行われているということが、アメリカの地方自治における協働の特徴の一つであると指摘することができる。

シアトルの事例においては、これまでも指摘されていた協働によって地域の組織化が進行することや地域の商業開発にとどまらず、地域

の美化や景観保護などに波及的・発展的な効果を生み出していることも指摘できる。

4) まとめ—アメリカの地方自治における地域協働の特徴や機能についての考察

アメリカの地方自治における協働の特徴として、これまで考察してきたことをまとめると、主に以下の4点が指摘できると考える。

(1) 地域での活動

アメリカの地方自治において協働は地域で行われることが多い。コミュニティ開発一括補助金に代表されるように、事業の対象として地域が扱われてきたという経緯もあると考えられるが、具体的な課題を特定することや実際の活動を行うには地域が適しているものと考えられる。すなわち、地域における課題は都市全体におけるものよりも特定されやすく、そうした地域住民は自らに関係のあるものとして実際に活動を行いやすいと考えられる。シアトル市の地域開発事業では、市は地域を開発することにより、最終的には自治体の活性化にもつながることを意図していた。このように各地域を発展させることにより都市全体の発展につなげられることから地域に注目をし、そのために協働という方法が採り入れられているのである。

(2) 自発的な住民による協働

アメリカの地方自治において住民らが協働を行うきっかけは、行政による助成及び支援やセントルイスの事例のように住民が問題として認識をすることなど様々である。そして、それらの課題を住民が自らの問題として捉え、行政との協働を行っている⁽⁵⁹⁾。実施においても、ニュー・ブランズウィック市の事例のように、住民側の主体性により事業をより効果的なものにすることも可能なのである。また、それらを支えるものは地域団体が有する資金をはじめとした諸資源である。

(3) 事業の初期段階からの協働

リッチらの研究が示しているように、市民の需要の把握や事業の構

想などの事業の初期段階における協働が効果的であると行政や市民団体は考えており、実際に事業を行う際にはそうした初期段階から行政、住民の協働が行われている。また、自治体の行政分野の公務員と住民の協働は、事業の構想や事業開始時の行政による助成など事業の初期に行われるだけでなく、その後も継続的に行われている。例えば、セントルイス市のように継続的に委員会のメンバーとして行政の監視等を続けることやシアトル市のように助成金のみでなく活動する上で専門知識の提供が行われていることなどにその事例がみられる。

(4) 社会的弱者に関する領域における協働

協働が行われている分野の多くが福祉や貧困など社会的弱者に関するものであるということは、リッチらの研究やニュー・ブランズウィック市を事例とした研究からも明らかである。これは、歴史的な経緯として協働が注目されてきた背景に、社会的弱者の参加などがあったことが要因の一つだと考えられる。また、通常の行政が行うサービスで賄えているのであれば改善の余地はないのであるが、行政のサービスに改善の余地がある場合は行政が支援等を行うことにより住民の活動が盛んになり協働が促進され、都市全体の改善あるいは発展が見込まれるのである。これはシアトル市のケースが示すところである。

そして、協働による機能としては、協働事業が地域における活動を進展させることである。ニュー・ブランズウィック市の事例で示された「自己反省的ガバナンス」のように、公共サービスの提供のもと、さらなる効果が見いだせるのである。シアトル市の場合も、当初は行政主導のようであるが、行政の継続的な協力もあり、地域開発を目的としていた事業が地域の美化や関係構築などの地域づくりに繋がっていったのである。

三 結びに代えて

本稿においては、アメリカ地方自治における協働の特徴及び機能を明らかにすべく考察を行ってきた。その結果、主たる特徴としては、アメリカでは地域協働が中心であること、住民が自主的に関わること、住民のニーズの把握や事業の構想など事業の初期段階から協働が行われていること、住民側の資源が豊富であることなどが確認できた。また、機能については、協働による事業への波及的・発展的效果があることが解明できた。

アメリカ地方自治での協働に関するわが国の先行研究と照らすと、今回の知見はどのような点で貢献できたかを考えたい。

アメリカ地方自治における協働の関心が、地域を中心としていることはわが国の先行研究とも、わが国の協働についての関心でも同様である。わが国の先行研究でも計画段階に注目をされてきたが、アメリカの地方自治における協働では、事業を始める際の住民の需要の把握など初期段階の協働に重きが置かれていることを明らかできた。それにより、アメリカの協働が行われている事業の政策過程についての理解が深められたと考える。また、わが国の先行研究では自発的な住民の存在により協働が進められていくことが指摘されていたが、アメリカにおける事例を通して、再度その点について確認、裏付けができたと考える。

さらに、わが国の先行研究では、地域開発について多く扱われている。地域開発政策は、シアトル市の事例でも見られたように、現在も協働に係る中心的な政策分野である。しかしながら、個別の政策分野では福祉や貧困等も協働が行われやすい分野であることを確認できた。

そして、アメリカの地方自治における地域での協働の機能については、冒頭であげた協働の定義に沿ったものではないかと考える。アメリカの地方自治における地域協働の機能は、協働事業における波及的あるいは発展的な効果であるとしたが、これはコプロダクションの示

すところの生産性にあたるものであると考える。つまり、この点は、コプロダクションの理念と合致するのである。わが国においては、財政の逼迫、行政改革による職員減少など行政側の資源の不足による協働の必要性、すなわち行政が実行できない部分を住民が補う必要があると捉えられるような指摘がなされることがある。しかしながら、アメリカの自治体では、行政や住民の各主体が協働を行うことにより相乗効果を生み出し、成果が得られていると考える。

このように、行政と住民それぞれの特質または役割が生かされ相乗的な効果を生み出すことが協働には求められる。これらを生み出す仕組みやそのメカニズムについては、詳細な検討が必要である。この点については、後述するように事例研究が必要であり、今後の課題としたい。

次に、日本で協働の課題とされている点について、アメリカの場合にはどのような状況であるのかを確認したい。

日本では、協働の普及が停滞していることが指摘されるが、住民が自治を形成してきたといわれるアメリカにおいてもリッチらの研究から明らかなように、必ずしもすべての自治体で行われているわけではない。また、住民参加の議論では、アメリカにおいても参加をする住民は、ミドル・クラス (middle class) や専門知識を有する人々が多数を占める傾向にあることなどが、指摘されている。こうした状況を鑑みると、日本と比較した際に、必ずしもアメリカにおける協働が進んでいるとは言えないようである。あるいは、協働がうまくいっている自治体と、そうでない自治体が存在するのではないかと考える。

日本で課題とされている行政主導という点に関しては、アメリカでは住民が事業に係る政策過程に影響を与えている。そうした背景には住民が自発的に関わるということや、住民団体等の資金や人材などの資源が整っていることもあると考える。

日本では政策形成過程への参加・協働が取り入れられて久しいが、実施過程への偏重は見られる。その点、アメリカでは課題設定や政策

立案などの比較的早い段階で協働が行われ、それが継続されている。

こうした事業の早い段階での協働、住民の自発的で継続的な関与には、人材や資金等の住民側の資源が充実していることが挙げられると考える。

住民側の人材や資金等の資源の不足について、アメリカでは資金面で政府や企業による補助もあり、人材面においても個人の問題として捉え、積極的な参加あるいは協働事業を通して、関与する人びとが拡大することが本研究を通して確認できた。こうしたことが活動に活力を与え、自治体との対等な関係が築けているのではないだろうか。

しかしながら、こうした地域における組織等がいかに形成されるのかについては、さらなる研究が必要であると考え。あるいはこれらの組織や個人がなぜ協働事業に問題意識等をもって関わるのかについて明らかにする必要がある。この点について、近接領域からは、地域への愛着やアイデンティティ、ソーシャル・キャピタルという点から説明を試みるものもある⁽⁶⁰⁾。

本稿においては、アメリカの地方自治における協働の特徴や機能について一般的に共通する点を明らかにすべく検討を進めてきた。しかしながら、これまでも論じてきて明らかのように、アメリカにおいてはすべての自治体が協働を行っているとは認識をしていないわけではなかった。そして、本稿で扱ってきた事例はうまくいっている事例ばかりであったと考える。

そうした点を克服するためには、事例研究により、①協働を行うに当たり、適した政策分野あるいは適さない分野があるのか⁽⁶¹⁾、②協働事業における行政と住民の役割分担、③協働事業への参加、継続的な参加をする動機や原因等について研究する必要があると考える。

個別の政策分野に関しては、一層の研究を進める必要があると考える。本研究でも、福祉や貧困あるいは地域開発などが協働の行われやすいものとして確認できた。しかしながら、公私の役割から見たとき、公（行政）しか行えない分野、私的分野についても、企業など市場が独

占的に扱う分野なども存在し、必ずしもすべての領域で協働が行えるとは言えないと考える。また今後、そうした政策分野を見極めることも協働を進める上では大事な視点になるといえる。加えて、人口数や人口構成、政策分野に関しても自治体間の比較も必要になる。

最後に、地方自治研究において協働に関する研究を行うことは、住民と政府の役割、ひいては自治行政とは何かという研究につながるものである。地方自治研究を行う上では、様々なアプローチが存在するが、協働の仕組や実態にせまることで、今後も地方自治研究に貢献をしたいと考えている。

【註】

- (1) 荒木 (2014) : 9 頁 ; 寄本 (1993) : 361 頁など。
- (2) 荒木 (1990)
- (3) 牛山 (2007) : 16 頁。
- (4) 名波 (2013)。また、江藤によれば、パートナーシップ、コラボレーションとしての協働は主体間の関係を、コプロダクションとしての協働は、生産や結果を含みこんだ概念であると指摘している (江藤 [2002] : 218 頁)。
- (5) 今川 (2007) : 82 頁。
- (6) 新川 (2017) : 228 頁 ; 富野 (2018) : 163 頁など。
- (7) 富野、前掲書、166 頁。
- (8) 世古 (2005) : 16-17 頁。
- (9) 2001 年 4 月に施行された北海道ニセコ町のまちづくり基本条例をはじめとして、2019 年 2 月時点で 373 の自治体において自治基本条例は導入されている。なお、373 のうち都道府県レベルでは、北海道、神奈川県のみで制定されている。「全国の自治基本条例一覧」NPO 法人公共政策研究所ホームページ [<http://koukyou-seisaku.com/policy3.html>]。
- (10) 高橋 (2018) : 15 頁。ただし、自治体においては、「協働指針」や「協働ガイドライン」などが定められており、そのことが協働条例が規定されない一因とも考えられている。
- (11) 床嶋 (2018) : 24 頁。
- (12) 牛山 (2007)、前掲書、16-17 頁 ; 牛山 (2014) : 3 頁。
- (13) 牛山 (2007)、前掲書、17 頁 ; 富野、前掲書、163 頁など。また、住民参加研究においても、参加には権力による「包絡」の危険性があると指摘されていた。篠原 (1977) : 8 頁。

- (14) 長野は、「環境基本計画」を事例として、政策決定過程における参加等を考察している（長野 [2018] : 95 頁）。
- (15) 竹山 (2018) : 28 頁
- (16) 新川 (2017)、前掲書、223 頁。また、政策過程への住民参加が敬遠される理由として、永松は、①住民の社会課題の理解及び政策を適当に判断する専門知識が欠如しているという認識があること、②住民の公共性の欠如、私的利益への固執を挙げている（永松、前掲書、33-34 頁）。さらに、新川は、行政機関の上意下達式の慣行により、協働を進めようとした補助金、委託あるいは指定管理者制度を従来型の上下関係に組み込まれてしまうことを指摘している（新川 [2017]、前掲書、228 頁）。こうしたことが、職員への理解を促す要因の一つと考えられる。
- (17) 新川 (2017) 前掲書、224 頁。
- (18) 山本 (2005) : 15 頁。
- (19) 永松、前掲書。制度化されているものとして、行政が市民に現実的な政策議論を可能とする支援（住民の意見表明の機会、意見集約のためのファシリテートや不足する技術的知識の支援等）などが挙げられている（永松、前掲書、33-34 頁）。
- (20) 石田 (2014)
- (21) 前山 (2004)
- (22) 荒木 (2004)
- (23) 若杉 (2010)
- (24) 同書、174-175 頁。
- (25) 松下 (2013) : 7-8 頁。
- (26) 西村 (2004) : 159 頁。
- (27) 西、金川 (2005)。協働を主目的とした研究ではないが、寄本はペンシルベニア州ピッツバーグ市のコミュニティ開発一括補助金を事例としてネイバーフッド活動への市民参加についての詳細な考察が行っている（寄本 [1993]、前掲書、323-360 頁）。
- (28) Davies and Imbroscio (2009); Mossberger et al. (2012); Levine (2015) など。
- (29) アメリカ地方自治、都市政治研究における協働を取りあげる際に、cooperation, collaboration, partnership を協働に相当するものと考え、本稿第一章で示した協働の定義に合致するかを確認している。
- (30) Levine, op. cit., p.173.
- (31) アメリカの地方自治においては、自治体内の地域の活動主体を表す言葉としてコミュニティ (Community) やネイバーフッド (neighborhood) が使われる。それらは次のように使い分けられる。すなわちコミュニティとは、教会や学校、人種や各種の問題などに依拠して構成されるものを意味する。そして、ネイバーフッドとは、ある地域 (区域) に住む人々によ

り構成されるものを意味する。それらの活動が空間的に自治体の中の一定の区域である地域に基づいていると考えることから、本稿では地域という言葉を用いる。(自治体国際化協会 ニューヨーク事務所 (2011) : iii を参照。)

- (32) Levine, op cit., p.177. See also, Thomas (2012): pp.3-4.
- (33) Levine, op cit., p.188-189.
- (34) Ibid, p.177-178.
- (35) Mossberger et al. op.cit., pp.178-179.
- (36) Levine, op cit., p.178-179.
- (37) Rich et al. (2001)
- (38) Rosenthal and Newman (2018)
- (39) 自治体については、1990年時点で人口50,000人以上の都市に郵送調査を実施している。「地域に基盤をおく団体」については、無作為抽出によって選択された、人口5万人以上の都市の団体に調査を実施している。そして、2,110の調査票を送った結果、788の回答があった(全体の回答率37%)。自治体の回答率は39%で、「地域に基盤をおく団体」の回答率は34%であった。自治体と「地域に基盤をおく団体」の両方から回答があった都市は368(65%)であった。(Rich et al., op. cit., p.186.)
- (40) Rich et al., op. cit., pp.188-189.
- (41) Ibid, pp.189-191.
- (42) Ibid, pp.191-192. ここで想定されている事業の過程は、①コミュニティの需要の把握、②事業等の構想の進展、③予算・計画の立案、④主要なステークホルダーの取込み、⑤財源の確保、⑥初期の事業実施、⑦継続的な事業の管理、⑧監視や評価である。
- (43) Ibid, pp.192-195.
- (44) Ibid, pp.195.
- (45) ニュー・ブランズウィック市には、約57,000人が居住し、ラトガース大学(Rutgers University)が立地する。なお市の住民の年齢の中央値は、23.8歳で、貧困率は36%である。City-Data.com [<http://www.city-data.com/city/New-Brunswick-New-Jersey.html>]
- (46) Rosenthal and Newman, op. cit., pp2-4.
- (47) ニュー・ブランズウィック市ホームページ [<http://thecityofnewbrunswick.org/blog/city-officials-explore-possibility-of-client-choice-food-pantries-in-new-brunswick/>]; ニューブランズウィック・コミュニティ食料同盟ホームページ [<https://nbfoodalliance.org/>]などを参照。
- (48) Rosenthal and Newman, op. cit., pp.8-10.
- (49) Ibid, pp.11-12.
- (50) Ibid, pp.15-17.
- (51) Levine, op. cit., p.179. ネイバーフッド計画や地区ネイバーフッド・

マッチング基金、地区コミュニティ市民議会などについて分析が行われてきた（前山 [2004]、前掲書、西村、前掲書など）。

- (52) Lloyd, S.A. (2017) “Central Area housing affordability rezones pass City Council,” Curbed Seattle, Jul 25, 2017. [<https://seattle.curbed.com/2017/7/25/16026100/central-district-housing-affordability-rezone>]. 近年、シアトル市域の住宅価格は上昇しており、2014年には全米の都市で10位であったのが、2018年には3位に上昇している。ちなみに、平均住宅価格は、756,300ドルである。Rosenberg, M. (2018) “Seattle home prices have surpassed Los Angeles, New York and San Diego in the last four years,” Seattle Times, August 29, 2018. [<https://www.seattletimes.com/business/real-estate/seattle-home-prices-have-surpassed-los-angeles-new-york-and-san-diego-in-the-last-four-years/>].
- (53) “Population & Households Quick Statistics,” シアトル市ホームページ [<https://www.seattle.gov/opcd/population-and-demographics/about-seattle#population>]
- (54) Mirabella, J. “Central Area Collaborative Working to Support Central Area Businesses,” Bottom Line Blog, Office of Economic Development, City of Seattle [<http://bottomline.seattle.gov/2016/07/22/central-area-collaborative-working-to-support-local-business/>].
- (55) Levine, op. cit., p.176. See also, Stuckey, A. (2014) “Ferguson, St. Louis contemplate police review boards,” St. Louis Post-Dispatch, September 22, 2014, [https://www.stltoday.com/news/local/crime-and-courts/ferguson-st-louis-contemplate-police-review-boards/article_120d0eb4-ba38-5d9a-b05f-56e483566e76.html].
- (56) “Civilian Review Board,” フェーガソン市ホームページ [<https://www.fergusoncity.com/544/Civilian-Review-Board>]
- (57) “About the Civilian Oversight Board,” セントルイス市ホームページ [<https://www.stlouis-mo.gov/government/departments/public-safety/civilian-oversight-board/about.cfm>].
- (58) Ajilore, O. (2018) “How Civilian Review Boards Can Further Police Accountability And Improve Community Relations,” Scholars Strategy Network [<https://scholars.org/brief/how-civilian-review-boards-can-further-police-accountability-and-improve-community-relations>].
- (59) わが国においても、各政策分野では、協働がみられる事例はある。例えば、沼津市においては、分別収集の導入に際し、収集作業を行う職員と市民との協働が見られている。（寄本 [1981]：116-146頁）
- (60) 西村、前掲書、85-87頁。
- (61) わが国における考察ではあるが、次の山本の指摘は参考になると考える。山本は、法令で対処しなければならない領域や権力作用を伴う領域、

プライバシーや人権にかかわる領域は協働になじむものが少ないが、日常の生活範囲、コミュニティが包括するほとんどの問題は協働可能な領域とみてよいのではないかと指摘する（山本、前掲書、15頁）。

【参考文献・引用文献】

〔邦文〕

- 赤澤宏樹、中瀬勲（2009）「米国シカゴ・パークディストリクトとNPOの協働に関する研究」『環境情報科学論文集』23、391-394頁
- 荒木昭次郎（1989）「自治体の行政と市民：その協働システムをめぐって」『年報行政研究』第23号、77-113頁
- 荒木昭次郎（1990）『参加と協働—新しい市民＝行政関係の創造』ぎょうせい
- 荒木昭次郎（2004）「シャーロットビル市における総合計画策定過程：市民と行政との協働による計画策定過程の分析」『アドミニストレーション』第10巻3・4合併号、3-30頁
- 石田聖（2014）「協働型プランニングの理論的展開と課題に関する考察：米国における議論を中心として」『熊本大学社会文化研究』12、51-74頁
- 今川晃ほか編（2007）『分権時代の地方自治』三省堂
- 今川晃ほか編（2000）『地域力を高めるこれからの協働—ファシリテータ育成テキスト—』第一法規
- 牛山久仁彦（2007）「住民と行政の『協働』を考える—『協働』をめぐる議論の整理と今後の課題—」『季刊行政管理研究』No.119、15-22頁
- 牛山久仁彦（2008）「地方分権改革のもうひとつのステージへ—なぜ住民・行政の協働か—」『住民行政の窓』Vol.323、1～10頁
- 牛山久仁彦（2014）「自治体協働政策の現状と課題—協働をめぐる状況と実践的な課題の検証—」『季刊行政管理研究』No.147、3～13頁
- 江藤俊昭（2002）「第6章 地域事業の決定・実施をめぐる協働のための条件整備—〈住民—住民〉関係の構築を目指して」人見剛・辻山幸宣編（2000）『協働型の制度づくりと政策形成』ぎょうせい、213-241頁
- 自治体国際化協会 ニューヨーク事務所（2011）『Clair Report No. 353 アメリカの住民自治～地域住民による組織を中心に～』自治体国際化協会
- 篠原一（1977）『市民参加』岩波書店
- 世古一穂（2005）「参加協働型社会へのパラダイムシフト—パートナーシップを支える協働のルールづくり」『NIRA 政策研究』14-19頁
- 高橋秀行（2018）「市民参加条例・協働条例のいま」『地方自治職員研修』2018年9月号、15-17頁
- 竹山和弘（2018）「追求型・個人活動型公務のススメ」『地方自治職員研修』2018年9月号、27-29頁
- 辻山幸宣（1998）『住民・行政の行動』ぎょうせい

- 床嶋孝広 (2018) 「参加・協働をめぐるトレンドの変化～ファシリテーターの現場から～」『地方自治職員研修』2018年9月号、24-26頁
- 富野暉一郎 (2018) 「持続可能な社会における公益の構造：協働型社会政策の一視点」『福知山公立大学研究紀要』別冊第1号、147-168頁
- 長野浩子 (2018) 「市民参加のまちづくりの変容に関する研究—日野市の市民活動と環境基本計画策定・推進の実態から—」『サステナビリティ研究』第8巻、93-109頁
- 永松俊雄 (2015) 「政策過程における協働的住民参加と合意形成—米国環境法を事例として—」『崇城大学紀要』第40巻、31-46頁
- 名波彰子 (2013) 「『協働』についての一考察：ニュージーランドの定住支援を事例として」『修道法学』第35巻第2号、1194-1182頁
- 新川達郎 (2005) 「市民社会組織と行政のパートナーシップの在り方」『NIRA政策研究』6-13頁
- 新川達郎 (2017) 「地方自治体における協働政策の課題」『同志社政策科学研究』第19巻第1号、221-231頁
- 西啓一郎、金川幸司 (2005) 「自治体の協働政策に関する一考察：日本と米国の事例を中心に」『鹿児島大学法学論集』、第39巻第2号、27-72頁
- 西村裕子 (2004) 『草の根NPOのまちづくり—シアトルからの挑戦—』勁草書房
- ハウジングアンドコミュニティ財団編 (1997) 『NPO教書—早発する市民ビジネス革命—』風土社
- 浜田泰弘 (2015) 「自治基本条例の意義と制定における市民の協働参画：中野区自治基本条例の一例を中心に」『現代社会研究』第13号、131-140頁
- ボリス、スターリ編著 (2007) 『NPOと政府』上野真城子、山内直人訳、ミネルヴァ書房
- 人見剛・辻山幸宣編 (2000) 『協働型の制度づくりと政策形成』ぎょうせい
- 前山総一郎 (2004) 『アメリカのコミュニティ自治』南窓社
- 前山総一郎 (2009) 『コミュニティ自治の理論と実践』東京法令出版
- 松下啓一 (2013) 「『協働』という言葉は、いつごろから使われ始めたのか—私の体験から」『住民行政の窓』Vol.385、日本加除出版、2-12頁
- 山本耕平 (2005) 「『新しい公共』について—ローカルガバナンスと協働」『計画行政』第28巻第4号、11-16頁
- 寄本勝美 (1981) 『『現場の思想』と地方自治』学陽書房
- 寄本勝美 (1993) 『自治の形成と市民—ピッツバーグ市政研究—』東京大学出版会
- 若杉栄治 (2010) 「協働型事業における行政と市民の関係性—フェニックス市の『落書き・違反広告物除去プログラム』を事例として—」『コミュニティ政策』第8巻、160-179頁
- 若林正秋 (2009) 「行政とNPOの協働に関する一考察—先行研究の整理と論

点の提示—」『政策科学』第17巻第1号、139-149頁

〔英文〕

- Agranoff, R. and R. McGuire (2003) *Collaborative Public Management: New Strategies for Local Governments*, Georgetown University Press.
- Berner, M. M., J. M. Amos and R. S. Morse (2011) “What Constitute Effective Citizen Participation in Local Government? Views from City Stakeholders,” *Public Administration Quarterly*, 35 (1), pp. 128-163.
- Central Area Collaborative (2015) *Central Area Commercial Revitalization Plan 2016–2018*, Office of Economic development, City of Seattle.
- Clarke, S.E. (2016) “Local Place-Based Collaborative Governance: Comparing State-Centric and Society-Centered Models,” *Urban Affairs Review*, 53 (3), pp. 578-602.
- Davies, J.S. and D.L. Imbroscio (2009) *Theories of Urban Politics (Second Edition)*, SAGE.
- Erie, S. P., V. Kogan and S. A. MacKenzie (2010) “Redevelopment, San Diego Style: The Limits of Public—Private Partnerships,” *Urban Affairs Review*, 45 (5), pp.644–678.
- Levine, M. A. (2015) *Urban Politics: Cities and Suburbs in a Global Age*, Ninth Edition, Routledge.
- Lyon, M. A. and J. R. Henig (2017) “Blurring Lines? How Locally Based Collaborations Handle the Redistribution/Development Tradeoff,” *Urban Affairs Review*. [<https://doi.org/10.1177/1078087417740704>]
- MacManus, S. A. and K. Caruson (2011) “Emergency Management: Gauging the Extensiveness and Quality of Public- and Private-Sector Collaboration at the Local Level,” *Urban Affairs Review*, 47 (2), pp.280–299.
- Menzel, D.C. and H.L. White eds. (2011) *the State of Public Administration: Issues, Challenges, and Opportunities*, M. E. Sharpe.
- Morris, J.C. et al. (2013) *the Case for Grassroots Collaboration*, Lexington Books.
- Mossberger, K., S.E. Clarke and P. John (2012) *The Oxford Handbook of Urban Politics*, Oxford University Press.
- Rich, M. J., M. W. Giles and E. Stern (2001) “Collaborating To Reduce Poverty—Views from City Halls and Community-Based Organizations,” *Urban Affairs Review*, Vol. 37, No. 2, pp.184-204.
- Rosenthal, A. and K. Newman (2018) “Beyond the Shadow State: The Public–Private Food Assistance System as Networked Governance,” *Urban Affairs Review*. [<https://doi.org/10.1177/1078087418763551>]
- Rusch, L. (2010) “Rethinking Bridging: Risk and Trust in Multiracial Community Organizing,” *Urban Affairs Review*, 45 (4), pp.483–506.

- Stephenson, M. O. (1991) “Whither the Public-Private Partnership: A Critical Overview,” *Urban Affairs Quarterly*, 27 (1), pp.109-127.
- Til, J. V. (1980) “Citizen Participation in Neighborhood Transformation: A Social Movements Approach,” *Urban Affairs Quarterly*, 15 (4), pp.439-452.
- Thomas, J.C. (2012) *Citizen Customer, Partner: Engaging the Public in Public Management*, M.E.Sharpe.
- Wei, F. and P. L. Knox (2014) “Neighborhood Change in Metropolitan America, 1990 to 2010,” *Urban Affairs Review*, 50 (4), pp.459-489.
- Weir, M., J. Rongerude and C. K. Ansell (2009) “Collaboration Is Not Enough: Virtuous Cycles of Reform in Transportation Policy,” *Urban Affairs Review*, 44 (4), pp.455-489.
- Zeemering, E. S. (2017) “An Agenda for Comparing Local Governance and Institutional Collective Action in Canada and the United States,” *Urban Affairs Review*. [<https://doi.org/10.1177/1078087417738094>]

世代間交流と社会関係資本の継承

—長野県須坂市調査と首都圏2自治体調査の比較からの知見⁽¹⁾—

稲葉 陽二 藤原 佳典 小林江里香 野中久美子
 倉岡 正高 田中 元基 村山 幸子 松永 博子
 安永 正史 村山 洋史 渡辺修一郎

1. はじめに

本研究ノートは、東京都健康長寿医療センター研究所社会参加と地域保健チーム（部長 藤原佳典）が実施した東京都首都圏A区における「世代間交流・互助の意識と実態に関する調査」、川崎市首都圏B区における「多世代が安心して暮らせる地域づくりに向けた調査」および筆者が実施した長野県須坂市における「多世代が安心して暮らせる地域づくりに向けた調査」の3調査の比較を行うものである。本稿では、今後の研究のための予備的考察として、長野県須坂市と首都圏2自治体との記述統計の比較がなされているが、優劣の評価を行うのではなく、地方と首都圏の違いの検討を通じて、住民も含めた地域の特性に応じた施策を議論する際の参考資料を提供し、それぞれの自治体における政策課題の抽出の一助となることを目的としている。

首都圏2区の調査票は、社会参加と地域保健チームが新たに開発し、筆者も参加した。倫理的配慮として、それぞれ、首都圏A区調査と首都圏B区調査は東京都健康長寿医療センター研究所の研究部門倫理委員会の承認（健経第1042号平成28年6月1日受審、受付番号5）を得ている。また、須坂市調査の調査票は、首都圏A区・首都圏B区調査の調査票

の開発者の許可を得て、須坂市役所の検討も踏まえて改訂したものを
用いて、別途日本大学スポーツ科学部の調査倫理委員会による倫理面
からの審査を受審し、承認（平成29年2月9日受審、受付番号2017-017）
を得ている。いずれの調査においても、調査票とともに送付した依頼
状には、回答は任意であり、協力しない場合でも不利益はないこと、
得られたデータは個人の名前と切り離して統計的に処理し、研究・当
該自治体の施策推進の目的以外では使用しないことを明示した。

なお、首都圏A区調査と首都圏B区調査はJST/RISTEX（研究代表
者 藤原佳典）の、須坂市調査はJSPS 挑戦的研究（萌芽）（課題番号
17K18592 研究代表者 小藪明生）の助成をそれぞれ得て実施したもので、
いずれも筆者が研究分担者として参加している。

2. 調査の概要

2.1 調査目的

本調査は、世代間継承・交流を社会関係資本、健康と結びつけて調
査するわが国で初めての試みである。社会関係資本と心と身体の健康
との関係についてはすでに多数の実証研究がなされており⁽²⁾、筆者も
含めた社会関係資本論者の多くは社会関係資本がコミュニティレベル
でも存在し、それが人々の健康に影響するという仮説を提唱している⁽³⁾。
この仮説を実証するには、コミュニティレベルの社会関係資本がどの
ように維持され、世代間で継承されるかについての機序を明らかにす
る必要があるが、この点に関する実証研究はきわめて限られている。
本調査はこのコミュニティにおける社会関係資本、社会関係資本の世代
間継承に関するデータを得るために実施された。

2.2 調査実施期間ほか（図表1）

調査実施期間は、首都圏A区調査と首都圏B区調査は2016年8月
から9月に、須坂市調査は2018年2月から3月に実施された。また、

図表 1 調査概要

	須坂市調査	首都圏 A 区調査	首都圏 B 区調査
調査実施期間	2018 年 2 月 23 日～ 3 月 30 日	2016 年 8 月 24 日～ 9 月 12 日	2016 年 8 月 3 日～28 日
調査方法	郵送法 (配布・回収とも)	同左	同左
母集団	平成 30 年 2 月 1 日 現在で 20 歳以上 80 歳未満の須坂市民	平成 28 年 7 月 1 日 現在で 25 歳以上 85 歳未満の区民	平成 28 年 6 月末 現在で 25 歳以上 85 歳未満の区民
対象者	4,000 名	6,360 名	6,740 名
サンプリング 方法	住民基本台帳からの 二段階無作為抽出 (抽出は須坂市が実施)	同左 (抽出は首都圏 A 区が実施)	同左 (抽出は首都圏 B 区が実施)
調査配票数	4,000 票	6,360 票	6,740 票
有効回収数	2,230 票	2,070 票	2,284 票
有効回収率	55.8% (2,230 票/ 4,000 票)	32.5% (2,070 票/ 6,360 票)	33.9% (2,284 票/ 6,740 票)

調査対象年齢は首都圏 2 区調査が 25 歳から 84 歳を対象としているのに対し、須坂市調査は 20 歳から 79 歳までを対象としている。住民基本台帳から須坂市では 4,000 票、首都圏 A 区では 6,360 票、首都圏 B 区では 6,740 票を無作為抽出し、郵送法 (配布・回収とも) で実施した。抽出はそれぞれの自治体の実施した。有効回収率は、須坂市 55.8%、首都圏 A 区 32.5%、首都圏 B 区 33.9%であった。

2.3 調査項目

具体的な設問は以下のとおりである。

2.3.1 世代間継承・交流について

世代間交流

会話をする機会

- (1) 子どもや 10 代の若者と (2) 20～40 代くらいの人と
(3) 50～60 代くらいの人と (4) 70 代かそれより高齢の人と

ちょっとした手助けをする／してもらう、心配事や悩み事を聞く／聞いてもらう

- (1) 20～40代に対して／から、(2) 50～60代に対して／から
- (3) 70代以上に対して／から

世代間継承に関する考え

回答者の人生に関する「考え」

- (1) 新しい事や、新しい方法をつくりだしたい
- (2) 自分の経験を他の人と分かち合いたい
- (3) 若い人たちの良き助言者になりたい
- (4) 将来にわたって他の人のためになるような何かをしたい

回答者の人生における「行動」

- (1) 自分の人生について若い人たちに語ることで、彼らを支援すること
- (2) 自分自身の経験を若い人たちに語ること
- (3) 若い人たちにアドバイスをすること
- (4) 他人に影響を与えるようなこと

回答者の人生について「現在どのように感じているか」

- (1) 地域に役立っている気がする
- (2) 功績として残せることをしている気がする
- (3) 世の中に恩返しをしている気がする
- (4) 他人の人生に影響を与えている気がする

2.3.2 社会関係資本について

構造的な社会関係資本

友人・知人・近所・別居の家族や親戚とのつきあいについて

対面でのつきあいの頻度、非対面でのつきあいの頻度

会・グループ等の参加頻度

- (1) 自治会・町会 (2) 趣味・学習・教養のグループやサークル
- (3) スポーツ関係のグループやクラブ (4) ボランティア・市民活動団体・NPO
- (5) 育児サークル (6) 子ども支援関係の組織 (PTA・おやじの会・子どものクラブ活動・子ども会等)
- (7) 老人会・

老人（高齢者）クラブ (8) 同窓会や退職者の会（OB・OG会）

(9) 業界・同業者団体 (10) その他

認知的社会関係資本

一般的に人は信頼できる

多くの場合、人は他人の役に立とうとする

近隣の人には信頼できる

多くの場合、近隣の人には他人の役に立とうとする

年代別一般的信頼

(1) 子どもや10代の若者 (2) 20～40代くらいの人

(3) 50～60代くらいの人 (4) 70代かそれより高齢の人

自分と背景が似ている人（性別、世代、暮らしぶりなどが同じような人）

とのつきあいが多いか、異なる人とのつきあいが多いか。

2.3.3 健康・身体機能・生活面の支援などについて

自分の健康について（主観的健康 self-rated health SRH）

精神的健康について（WHO-5）

最近2週間の自分自身について

(1) 明るく、楽しい気分で過ごした

(2) 落ち着いた、リラックスした気分で過ごした

(3) 意欲的で、活動的に過ごした

(4) ぐっすりと休め、気持ちよくめざめた

(5) 日常生活の中に、興味のあることがたくさんあった

老研式 IADL 指標—日常生活の活動能力（手段的日常生活動作能力

Instrumental Activity of Daily Life、IADL）について

(1) バスや電車を使って一人で外出できますか

(2) 日用品の買い物ができますか

(3) 自分で食事の用意ができますか

(4) 請求書の支払いができますか

(5) 銀行預金、郵便貯金の出し入れが自分でできますか

- (6) 年金などの書類を書くことができますか
- (7) 新聞を読んでいますか
- (8) 本や雑誌を読んでいますか
- (9) 健康についての記事や番組に関心がありますか
- (10) 友達の家を訪ねることがありますか
- (11) 家族や友達の相談にのることはありますか
- (12) 病人を見舞うことはできますか
- (13) 若い人に自分から話しかけることはありますか

基本的な日常生活動作について

歩行・食事・入浴・着替え・排泄（トイレに行く）などはすべて一人でしているか

- (1) 介助なしに一人でしている
- (2) 手を貸してもらするなど、一部介助を必要としている
- (3) 全面的に介助を必要としている

地域での子育て支援について（子育て支援尺度）

- (1) 近所の子どもと道で出会ると、あなたのほうからあいさつしたり、声をかけたりする
- (2) 子どもが、良いおこないをしているのを見かけて、子どもや親をほめる
- (3) 子どもが、良くないおこないや危険なことをしているのを見かけて、注意する
- (4) 近所の子どもを預かったり、子どもの遊び相手になったりする
- (5) 子育て中の親の苦労をねぎらったり、がんばりをほめたりする
- (6) 子育ての悩みに耳を傾けたり、相談にのったりする
- (7) 子育て中の人や子ども連れの人に、手助けを申し出る（「手伝えることがあれば知らせてください」と伝えるなど）

介護保険の認定について

病気・障害歴について

2.3.4 回答者について

性別、年齢、居住年数、居住形態、最終学歴、暮らし向き、世帯収入、職業、雇用形態、同居人の人数、など。

3. 記述統計の比較

以下、高齢者（65歳以上）と若年壮年（64歳以下）に分けて記述統計の比較を行うが、図表1に示すように、首都圏A区調査と首都圏B区調査は25歳以上85歳未満を調査対象としているのに対し、須坂市調査は20歳以上79歳以下を対象としているので、図表2を除き、以下で用いる記述統計は年齢階層を25～49歳、50～64歳、および65歳～79歳、の3区分として同じ年齢階層間で比較している⁽⁴⁾。

3.1 回答者の属性（図表2）

回答者の性別はいずれの調査でも男性が4割強、女性が6割弱を占めている。年齢階層別では、須坂市は65歳以上がほぼ4割を占め、須坂市調査の対象年齢階層が首都圏自治体2区よりも5歳若いにもかかわらず、平均年齢も56.5歳と首都圏2区よりも高齢である。

世帯収入は3地区いずれでも300～500万円未満の比率が2割前後で最頻値であるが、年齢階層別の累積比率からみれば、中央値は須坂市が470万円前後、首都圏B区が500万円前後、首都圏A区が520万円前後と推計される⁽⁵⁾。700万円以上の比率は、須坂市、首都圏A区、首都圏B区がそれぞれ15.6%、23.2%、22.6%となっている。ただし、所得に関しては「わからない」と「無回答」が1割前後に上り、誤差も大きいものと思われる。

最終学歴の最頻値は、須坂市と首都圏A区は高校であるが、首都圏B区は大学である。中央値は須坂市が高校、首都圏A区と首都圏B区は短大・専門学校となっている。大学以上の比率は須坂市が2割弱、首都圏A区と首都圏B区は4割弱となっている。

図表2 記述統計—回答者の属性 含む無回答 (%)

指標	2018年須坂市		2016年首都圏A区		2016年首都圏B区	
	n	%	n	%	n	%
性別						
男性	957	42.9	857	41.4	950	41.6
女性	1,241	55.7	1,213	58.6	1,334	58.4
年齢 平均値	56.5		55.6		55.4	
25-49	736	33.0	783	37.8	874	38.3
50-64	605	27.1	555	26.8	633	27.7
65 ≥	889	39.9	732	35.4	874	34.0
世帯収入 (万円)						
100 >	74	3.3	64	3.1	82	3.6
100-200 未満	201	9.0	211	10.2	206	9.0
200-300 未満	392	17.6	300	14.5	349	15.3
300-500 未満	520	23.3	412	19.9	505	22.1
500-700 未満	384	17.2	344	16.6	384	16.8
700-1000 未満	224	10.0	269	13.0	329	14.4
1000 ≤	124	5.6	211	10.2	187	8.2
居住年数						
5年未満	128	5.7	346	16.7	301	13.2
5～10年未満	105	4.7	193	9.3	244	10.7
10～20年未満	229	10.3	248	12.0	413	18.1
20～30年未満	304	13.6	226	10.9	413	18.1
30～50年未満	710	31.8	588	28.4	603	26.4
50～60年未満	302	13.5	238	11.5	180	7.9
60年以上	424	19.0	205	9.9	103	4.5
最終学歴						
小・中学校	273	12.2	176	8.5	164	7.2
高等学校	1,007	45.2	671	32.4	660	28.9
短大・専門学校	513	23.0	412	19.9	544	23.8
大学	356	16.0	664	32.1	763	33.4
大学院	27	1.2	87	4.2	105	4.6
居住形態						
持家 一戸建て	1,863	83.5	772	37.3	950	41.6
持家 集合住宅	10	0.4	431	20.8	525	23.0
借家	312	14.0	818	39.5	759	33.2

居住形態は、須坂市では回答者の8割以上が一戸建て持ち家で、集合住宅の持ち家はほとんどなく、借家も14%にすぎない。これに対して、首都圏A区と首都圏B区の一戸建て持ち家は4割前後となっており、集合住宅の持ち家居住が2割強、借家が3割から4割を占めている。また、須坂市では居住年数10年未満が1割程度であるのに対し、首都圏2区では約4分の1を占めている。逆に居住年数50年以上は、須坂市で3割強、首都圏A区で2割強、首都圏B区で1割強となっている。回答者の最頻値はいずれの地区でも30年～50年未満であるが、中央値は須坂市40年、首都圏A区31年、首都圏B区25年と推計される。

3.2 社会関係資本

本稿における社会関係資本の定義は「心の外部性を伴った信頼・規範・ネットワーク」（稲葉 2005）としているが、具体的には人や組織の間のネットワークという構造的な社会関係資本と、信頼や規範などの認知的なものに分かれる。

構造的な社会関係資本としてネットワークを郵送法で測ることは困難であるので、一般には友人・知人・親戚などとのつきあいの状況（図表3-1）と団体参加（図表3-2）をもって代替している。

図表3-1は、親族・友人・知人とのつきあいを、直接会ってのもの、電話・メール・ファックスなどを通してのものに分けて尋ねたものである。65～79歳、50～64歳、25～49歳に分けて示しているが、須坂市の65歳以上では、「月に1回より少ない／全くない」の比率が、友人・近所と電話メールが須坂（20.9%）よりA区（20.7%）のほうが低い以外は、どの項目でも総じて首都圏2区に比して低い。また、64歳以下でも須坂市は、「別居の家族・親戚と会ったり一緒に出かける」で「月に1回より少ない／全くない」の比率が4割程度と、首都圏2区の5割前後と比べて大幅に低い。

図表3-2は、構造的な社会関係資本のなかの団体参加に関する問への

図表 3-1 社会関係資本—友人・近隣・親族とのつきあい 除く無回答 (%)

65～79歳		週2回以上	週1回程度	月に2～3回	月に1回程度	月に1回より少ない/全くない	合計 (%)
友人・近所の方と会ったり一緒に出かける	須崎市	25.5	17.9	18.2	17.6	20.8	100.0
	首都圏A区	28.2	16.1	17.2	14.2	24.2	100.0
	首都圏B区	24.0	15.4	17.1	17.1	26.3	100.0
友人・近所の方と電話やメール、ファックスをする	須崎市	26.4	19.7	17.5	15.5	20.9	100.0
	首都圏A区	30.1	15.2	18.6	15.3	20.7	100.0
	首都圏B区	28.0	16.8	17.7	16.3	21.2	100.0
別居の家族・親戚と会ったり一緒に出かける	須崎市	10.8	13.0	15.2	27.1	34.0	100.0
	首都圏A区	10.8	9.2	12.1	25.4	42.6	100.0
	首都圏B区	8.5	10.7	13.7	26.8	40.3	100.0
別居の家族・親戚と電話やメール、ファックスをする	須崎市	19.8	15.4	21.7	21.9	21.2	100.0
	首都圏A区	19.9	13.1	17.4	22.0	27.7	100.0
	首都圏B区	18.7	14.1	20.7	23.7	22.7	100.0
50～64歳		週2回以上	週1回程度	月に2～3回	月に1回程度	月に1回より少ない/全くない	合計 (%)
友人・近所の方と会ったり一緒に出かける	須崎市	8.2	8.1	16.7	25.3	41.8	100.0
	首都圏A区	11.2	12.3	14.2	22.1	40.2	100.0
	首都圏B区	10.3	9.6	14.7	22.6	42.8	100.0
友人・近所の方と電話やメール、ファックスをする	須崎市	16.6	11.9	22.2	17.5	31.9	100.0
	首都圏A区	22.3	13.6	13.9	16.0	34.2	100.0
	首都圏B区	17.8	12.1	17.4	16.2	36.5	100.0
別居の家族・親戚と会ったり一緒に出かける	須崎市	8.1	10.3	15.6	26.4	39.6	100.0
	首都圏A区	8.0	9.3	12.9	22.2	47.6	100.0
	首都圏B区	7.6	10.2	11.5	22.3	48.4	100.0
別居の家族・親戚と電話やメール、ファックスをする	須崎市	16.9	13.2	20.7	22.6	26.5	100.0
	首都圏A区	18.1	14.6	16.8	23.0	27.5	100.0
	首都圏B区	18.1	16.5	18.4	20.4	26.7	100.0
25～49歳		週2回以上	週1回程度	月に2～3回	月に1回程度	月に1回より少ない/全くない	合計 (%)
友人・近所の方と会ったり一緒に出かける	須崎市	6.5	8.4	15.5	25.4	44.3	100.0
	首都圏A区	8.9	13.3	16.6	19.0	42.1	100.0
	首都圏B区	10.4	10.1	15.9	24.2	39.5	100.0
友人・近所の方と電話やメール、ファックスをする	須崎市	18.3	12.7	17.2	16.9	34.9	100.0
	首都圏A区	27.3	11.0	13.4	10.6	37.7	100.0
	首都圏B区	26.7	10.3	14.2	12.0	36.8	100.0
別居の家族・親戚と会ったり一緒に出かける	須崎市	11.0	11.1	14.2	21.9	41.7	100.0
	首都圏A区	5.6	6.7	12.9	23.3	51.5	100.0
	首都圏B区	4.0	7.3	12.7	20.8	55.2	100.0
別居の家族・親戚と電話やメール、ファックスをする	須崎市	16.4	17.2	16.4	18.4	31.7	100.0
	首都圏A区	17.3	13.6	19.4	20.4	29.3	100.0
	首都圏B区	17.6	12.2	19.7	22.5	27.9	100.0

図表 3-2 社会関係資本—グループ参加の頻度 除く無回答 (%)

	週に1回以上			月に1~3回			年に数回			参加していない		
	須坂市	首都圏A区	首都圏B区	須坂市	首都圏A区	首都圏B区	須坂市	首都圏A区	首都圏B区	須坂市	首都圏A区	首都圏B区
65~79歳												
自治会・町会	3.2	2.5	0.9	12.9	10.7	8.5	37.3	23.3	24.4	46.6	63.5	66.3
趣味・学習・教養のグループやサークル	12.2	13.6	15.3	22.4	16.8	19.2	9.3	8.7	6.3	56.2	61.0	59.2
スポーツ関係のグループ・クラブ	14.1	21.0	16.8	13.6	9.1	10.6	8.7	3.6	4.0	63.6	66.1	68.6
ボランティア・市民活動団体・NPO	2.7	42.0	3.2	7.7	5.7	7.0	10.8	6.9	6.7	78.8	83.2	83.1
育児サークル	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4	0.3	1.0	0.5	0.9	98.7	99.1	98.8
子ども支援関係の組織	0.4	0.9	0.7	1.6	1.6	0.8	5.3	2.5	1.8	92.7	95.0	96.6
老人会・老人(高齢者)クラブ	0.7	1.6	1.2	5.3	3.4	3.0	12.4	5.4	5.2	81.6	89.5	90.5
同窓会や退職者の会(OB・OG会)	0.1	0.4	0.5	3.3	3.2	3.0	37.7	38.6	38.8	58.9	57.8	57.7
業界・同業者団体	0.7	2.2	1.7	4.2	3.9	3.8	16.7	12.2	11.2	78.3	81.8	83.2
その他	2.3	4.8	5.4	7.9	5.0	6.9	6.1	8.0	6.5	83.7	82.2	81.3
50~64歳												
自治会・町会	1.4	0.2	0.3	13.7	6.5	4.7	45.8	19.2	24.1	39.2	74.2	70.9
趣味・学習・教養のグループやサークル	5.7	6.6	8.2	10.9	12.0	15	10.2	8.9	8.6	73.1	72.5	68.2
スポーツ関係のグループ・クラブ	9.4	14.1	13.3	9.0	9.6	9.6	7.7	6.1	4.7	73.9	70.2	72.4
ボランティア・市民活動団体・NPO	1.6	1.7	2.2	4.2	3.3	2.9	9.2	7.2	5.6	85.1	87.8	89.2
育児サークル	0.0	0.0	0.0	0.4	0.7	0.2	1.4	0.4	0.6	98.2	98.9	99.2
子ども支援関係の組織	1.2	0.4	0.2	1.9	2.6	2.4	7.5	5.0	5.6	89.4	92.1	91.8
老人会・老人(高齢者)クラブ	0.0	0.0	0.0	0.2	0.6	0.2	2.4	0.7	0.8	97.4	98.7	99.0
同窓会や退職者の会(OB・OG会)	0.0	0.0	0.0	0.7	0.9	1.1	23.8	29.2	27.8	75.5	69.9	71.1
業界・同業者団体	1.2	0.4	1.3	6.4	5.2	6.3	18.6	23.5	15.0	73.9	70.9	77.4
その他	1.5	2.0	0.4	3.7	2.4	3.5	5.0	4.0	3.7	89.9	91.6	92.5
25~49歳												
自治会・町会	0.2	0.1	0.1	7.9	1.2	2.2	39.7	13.5	14.0	52.2	85.2	83.7
趣味・学習・教養のグループやサークル	5.5	4.9	5.7	8.3	10.3	9.1	10.4	12.2	10.1	75.9	72.6	75.1
スポーツ関係のグループ・クラブ	8.4	6.3	6.4	6.6	8.4	8.1	8.1	7.1	7.6	76.9	78.1	77.9
ボランティア・市民活動団体・NPO	0.8	0.9	1.3	1.7	1.4	1.5	6.4	4.5	4.6	91.2	93.2	92.6
育児サークル	0.2	1.0	0.5	2.2	2.3	1.7	4.4	2.7	2.8	93.3	93.9	95.0
子ども支援関係の組織	3.9	2.3	0.9	10.2	3.9	3.5	22.3	13.7	11.5	63.6	80.2	84.1
老人会・老人(高齢者)クラブ	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	0	0.3	0.3	0.5	99.5	99.7	99.4
同窓会や退職者の会(OB・OG会)	0.0	0.1	0.0	0.5	0.3	0.5	11.9	16.0	15.0	87.6	83.6	84.6
業界・同業者団体	0.6	0.5	1.3	4.0	5.6	3.7	17.8	13.2	16.2	77.5	80.7	78.8
その他	1.3	1.1	0.7	1.5	2.0	1.1	2.8	1.2	1.7	94.5	95.8	96.6

図表 3-3 社会関係資本—同じような人につきあうか・異なる人につきあうか
「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」の比率の合計 除く無回答 (%)

65～79歳	須坂市	首都圏A区	首都圏B区
自分と背景が似ている人とのつきあいが多い	36.4	39.1	37.9
自分と背景が異なる人とのつきあいが多い	12.3	17.7	12.3
50～64歳	須坂市	首都圏A区	首都圏B区
自分と背景が似ている人とのつきあいが多い	30.5	35.1	37.4
自分と背景が異なる人とのつきあいが多い	13.6	16.1	13.6
25～49歳	須坂市	首都圏A区	首都圏B区
自分と背景が似ている人とのつきあいが多い	37.2	53.2	45.8
自分と背景が異なる人とのつきあいが多い	16.5	16.3	18.5

回答をまとめたものだが、65歳以上、64歳以下ともに「自治会・町会」活動について「参加していない」の比率が、須坂市は首都圏2区と比較して大幅に低い。年齢階層別に不参加率の詳細をみると、25～49歳では、首都圏2区が8割以上であるのに対して須坂市では52.2%であり、さらに50～64歳では、首都圏2区が7割以上であるのに対して須坂市では39.2%である。65～79歳でも、首都圏2区が6割以上であるのに対して須坂市では46.6%である。換言すれば、「自治会・町会」への参加率は、首都圏2区よりも須坂市のほうが圧倒的に高い。このほか、49歳以下では「子ども支援関係の組織」、具体的にはPTA、子ども育成会などへの参加率も、須坂市のほうが首都圏2区よりも高い。不参加率でみると、25～49歳では首都圏2区が8割以上であるのに対して、須坂市では63.6%である。自治会、町会、PTAや子ども会などを地縁型組織と呼ぶが、須坂市では明らかに地縁型組織への参加率が首都圏2区よりも高い。

また、図表 3-3 は、自分と背景が似ている人とのつきあい、背景が異なる人とのつきあいについて尋ねている。これは、社会関係資本論では背景が似ている人同士のネットワークを結束型（ボンディングな）社会関係資本、背景が異なる人とのネットワークを橋渡し型（ブリッジングな）社会関係資本と分類していることに対応した問である。一般的

図表 3-4 認知的社会関係資本 含む無回答 (%)

	須坂市					首都圏A区					首都圏B区				
	そう思う	どちらとも いえない	そう思わない												
65～79歳															
一般的に人は信頼できる	50.1	39.7	7.9	47.6	41.0	7.9	47.6	41.0	7.9	47.9	39.6	47.9	39.6	9.3	
多くの場合、人は他人の役に立とうとする	48.8	39.2	9.4	51.9	34.9	9.4	51.9	34.9	9.4	49.4	38.9	49.4	38.9	9.1	
近隣の人は信頼できる	55.4	33.5	8.4	47.9	40.1	8.4	47.9	40.1	8.4	49.2	39.4	49.2	39.4	8.8	
多くの場合、近隣の人は他人の役に立とうとする	42.5	41.1	13.8	38.7	43.9	13.1	38.7	43.9	13.1	37.5	47.1	37.5	47.1	12.8	
あなたは一般的に言って、以下の年代の人たちを信頼していますか															
子どもや10代の若者	42.7	44.4	8.3	35.9	48.2	11.1	35.9	48.2	11.1	39.6	47.8	39.6	47.8	9.3	
20～40代くらいの人	41.1	46.0	7.8	36.9	48.2	10.5	36.9	48.2	10.5	39.1	48.9	39.1	48.9	8.3	
50～60代くらいの人	51.9	37.9	5.6	46.7	41.8	7.1	46.7	41.8	7.1	48.1	42.6	48.1	42.6	6.1	
70代かそれより高齢の人	49.4	39.0	7.3	47.0	41.1	7.9	47.0	41.1	7.9	48.4	40.7	48.4	40.7	8.0	
50～64歳															
一般的に人は信頼できる	48.4	7.2	11.0	47.4	39.4	11.8	47.4	39.4	11.8	50.3	41.3	50.3	41.3	7.0	
多くの場合、人は他人の役に立とうとする	47.2	9.0	13.3	46.5	40.7	12.0	46.5	40.7	12.0	48.1	42.5	48.1	42.5	8.6	
近隣の人は信頼できる	50.9	6.2	10.0	42.8	45.0	11.1	42.8	45.0	11.1	44.3	45.9	44.3	45.9	8.6	
多くの場合、近隣の人は他人の役に立とうとする	39.6	10.0	15.7	30.7	53.2	15.1	30.7	53.2	15.1	32.9	51.9	32.9	51.9	14.3	
あなたは一般的に言って、以下の年代の人たちを信頼していますか															
子どもや10代の若者	35.8	29.6	14.6	33.9	48.3	17.1	33.9	48.3	17.1	34.6	51.3	34.6	51.3	13.0	
20～40代くらいの人	42.2	36.3	10.0	35.9	50.6	12.7	35.9	50.6	12.7	37.5	48.7	37.5	48.7	12.9	
50～60代くらいの人	56.1	48.0	6.5	47.0	43.7	8.5	47.0	43.7	8.5	49.4	41.9	49.4	41.9	7.8	
70代かそれより高齢の人	48.2	41.3	9.8	43.0	43.2	12.9	43.0	43.2	12.9	43.7	44.8	43.7	44.8	10.6	
25～49歳															
一般的に人は信頼できる	44.9	9.2	16.2	49.7	36.8	13.1	49.7	36.8	13.1	46.9	35.4	46.9	35.4	17.0	
多くの場合、人は他人の役に立とうとする	45.0	12.1	15.8	54.2	31.6	13.5	54.2	31.6	13.5	49.0	35.5	49.0	35.5	14.7	
近隣の人は信頼できる	43.8	9.8	14.4	38.0	44.7	16.7	38.0	44.7	16.7	37.0	45.1	37.0	45.1	17.0	
多くの場合、近隣の人は他人の役に立とうとする	36.8	13.5	18.8	32.0	47.5	19.9	32.0	47.5	19.9	30.6	47.6	30.6	47.6	20.9	
あなたは一般的に言って、以下の年代の人たちを信頼していますか															
子どもや10代の若者	41.5	30.0	16.4	34.0	48.0	17.3	34.0	48.0	17.3	37.4	42.2	37.4	42.2	19.7	
20～40代くらいの人	49.2	41.3	9.8	42.4	46.6	10.5	42.4	46.6	10.5	42.3	43.0	42.3	43.0	14.0	
50～60代くらいの人	51.5	42.0	11.8	44.5	42.1	12.8	44.5	42.1	12.8	43.3	40.5	43.3	40.5	15.4	
70代かそれより高齢の人	45.9	36.6	15.5	40.4	43.9	15.1	40.4	43.9	15.1	42.1	39.7	42.1	39.7	17.6	

には、大都市では地縁型組織への参加率が低く橋渡し型が高く、地方では地縁型組織への参加率が高く結束型が高いとみられている。一般に地方都市のほうが「自治会・町会」と「子ども支援関係の組織」などの地縁型への参加率が高く、近隣とのつきあいも厚いが、須坂市もそのとおりの状況がみてとれる。しかし、図表 3-3 に示す 3 地区の比較では、65 歳以上はどちらの分類についても首都圏 2 区が須坂市の値と同じか若干上回っており、64 歳以下でも同様の傾向がみられるが、とくに 25 歳～49 歳層で結束型のつきあいの比率が首都圏 2 区のほうが須坂市の値を大きく上回っている。これは通説と相容れない結果となっており、より複雑な要因があることをうかがわせるもので、より詳細な検討が必要であろう。

図表 3-4 は、社会関係資本のもう一つの構成要素である、信頼・規範などの認知的社会関係資本に関するものである。65 歳以上でも 64 歳以下でも、近隣の人に対する信頼が、須坂市は首都圏 2 区に比して高いが、とくに 64 歳以下は首都圏 2 区を大幅に上回っている。64 歳以下では「近隣の人には信頼できる」と「多くの場合、近隣の人には他人の役に立とうとする」に同意する回答者の比率が、須坂市ではそれぞれ、首都圏 2 区の比率を上回っており、特に 25～49 歳では須坂市が大きく上回っている。加えて図表 3-4 の下段では、4 年齢層に対する信頼を尋ねており、64 歳以下の須坂市の信頼が対象となる年齢階層すべてにおいて首都圏 2 区を上回っている。須坂市では近隣の人に対する信頼が高い。

3.3 世代間継承・交流

図表 3-5 は、25～49 歳、50～64 歳、65～79 歳の 3 年齢階層の世代間・世代内の会話の有無についての回答をまとめたものである。一般に、「ある」は同世代間の比率が最も高い。地区別には「全くない」とする比率が須坂市は首都圏 2 区のそれを下回って、何らかの会話の機会を持っている比率が高い。とくに 25～49 歳の若年壮年層は子ど

図表 3-5 世代交流—会話 含む無回答 (%)

	須坂市				首都圏 A 区				首都圏 B 区			
	ある	あまりない	全くない	ある	あまりない	全くない	ある	あまりない	全くない	ある	あまりない	全くない
65 歳～79 歳												
子どもや 10 代の若者	25.7	27.8	37.3	27.8	19.6	39.3	26.6	21.2	40.5			
20～40 代くらいの人	35.0	33.4	23.3	34.4	22.4	28.8	38.2	22.4	28.7			
50～60 代くらいの人	70.8	14.4	9.7	69.5	11.5	11.5	67.0	11.2	15.4			
70 代かそれより高齢の人	70.8	16.9	8.8	70.0	12.8	12.5	63.8	14.3	15.9			
50 歳～64 歳												
子どもや 10 代の若者	16.7	31.3	49.1	18.5	22.1	54.3	19.1	22.1	54.4			
20～40 代くらいの人	36.7	32.7	28.2	34.5	26.1	35.9	35.1	26.3	34.3			
50～60 代くらいの人	65.4	20.3	12.9	59.0	16.9	21.6	56.7	20.3	21.9			
70 代かそれより高齢の人	50.1	28.7	18.9	43.6	21.1	31.8	42.5	23.8	30.8			
25 歳～49 歳												
子どもや 10 代の若者	38.3	21.3	39.2	32.3	16.6	49.6	32.1	16.7	50.1			
20～40 代くらいの人	55.1	18.7	25.6	52.4	15.8	30.8	49.6	17.1	32.6			
50～60 代くらいの人	46.2	25.9	26.2	37.5	23.9	37.4	37.4	23.3	38.4			
70 代かそれより高齢の人	30.3	30.9	37.4	23.7	23.7	51.5	20.2	23.2	55.2			

もから70歳以上まで、会話があるとする回答者の比率が首都圏2区を上回り、「全くない」とする比率が首都圏2区を大幅に下回っている。須坂市では、25～49歳層が、年上の人々と会話する機会が、首都圏2区と比較して明らかに多い。

図表3-6は、25～49歳、50～64歳、65～79歳の3年齢階層の世代間・世代内の手助けと心配事・悩み事相談の提供の有無についての回答をまとめたものである。会話同様、3地区いずれでも50～64歳の手助けを除いて、同世代に対しての相談・手助けの提供の比率が最も高い。全般に、「ある」とする比率は3地区間で顕著な差はないが、「会話」と同様、25～49歳の若年壮年層で手助けや相談をすることが「全くない」者の比率が須坂市では首都圏2区を下回って、何らかの手助け・相談の機会を同世代だけではなく年長者に対しても提供している比率が高い。須坂市では、25～49歳層が、年上の人々と会話する機会と同様、年長者への手助けや相談経験がある者の比率が、首都圏2区と比較して明らかに多い。ただし、「ある」とする比率が顕著に高いわけではないので、やむを得ず相談や手助けを提供したという解釈も可能かもしれない。

図表3-7は、25～49歳、50～64歳、65～79歳の3年齢階層の世代間・世代内の手助けと心配事・悩み事相談をしてもらう（受領）の有無についての回答をまとめたものである。手助けと相談の提供と同様、受領でも65歳～79歳が50歳～64歳から手助けをしてもらう場合を除き、3地区いずれでも同世代からの相談・手助けを受ける比率が最も高い。全般に、「ある」とする比率は須坂市での中年層と高年層からの受領の比率が首都圏2区と比較して総じて高い。さらに、手助けと相談の提供と同様、25～49歳の若年壮年層で手助けや相談をもらったことが「全くない」者の比率が須坂市では首都圏2区を下回って、何らかの手助け・相談の機会を同世代だけではなく年長者からも提供

図表 3-6 世代交流—手助けをする・心配事や悩み事を聞く (%)

	須坂市			首都圏A区			首都圏B区		
	ある	あまりない	全くない	ある	あまりない	全くない	ある	あまりない	全くない
65歳～79歳									
手助けをする									
20～40代くらいの人	11.8	30.4	51.1	13.7	27.2	50.9	7.5	33.2	52.2
50～60代くらいの人	25.8	32.6	34.5	27.0	26.6	37.4	23.6	26.6	42.5
70代かそれより高齢の人	45.2	26.1	26.2	41.8	23.9	29.2	36.5	23.1	35.7
心配事や悩み事を聞く									
20～40代くらいの人	9.0	27.2	57.7	10.8	25.0	56.2	8.8	25.0	58.0
50～60代くらいの人	25.4	30.5	37.5	28.2	23.4	40.3	23.4	25.8	44.9
70代かそれより高齢の人	37.2	28.4	32.6	37.6	25.0	33.7	32.4	22.6	41.2
50歳～64歳									
手助けをする									
20～40代くらいの人	8.8	35.1	54.4	10.7	23.8	62.4	10.5	29.2	58.4
50～60代くらいの人	19.3	40.1	38.9	19.1	27.6	50.3	19.5	29.0	49.7
70代かそれより高齢の人	27.9	36.1	34.9	29.8	23.0	45.0	26.2	25.7	46.7
心配事や悩み事を聞く									
20～40代くらいの人	7.7	26.3	63.7	11.4	18.7	67.2	12.7	21.0	64.9
50～60代くらいの人	18.8	29.3	50.3	22.0	21.1	54.8	22.2	20.8	55.9
70代かそれより高齢の人	14.3	30.8	53.4	17.6	21.2	59.3	16.0	21.7	61.1
25歳～49歳									
手助けをする									
20～40代くらいの人	18.4	31.4	49.9	16.7	26.4	56.1	15.6	24.4	59.3
50～60代くらいの人	16.5	31.9	50.8	11.8	28.2	59.1	10.9	25.6	62.4
70代かそれより高齢の人	16.5	30.5	52.4	16.2	24.1	58.9	12.4	23.7	63.0
心配事や悩み事を聞く									
20～40代くらいの人	21.1	21.7	56.2	24.6	15.7	59.3	21.6	15.9	61.8
50～60代くらいの人	7.4	25.7	65.8	5.6	18.5	74.8	6.0	16.8	76.3
70代かそれより高齢の人	5.2	24.2	69.7	6.0	15.5	77.8	4.9	16.1	78.2

図表 3-7 世代交流—手助けをしてもらう・心配事や悩み事を聞いてもらう (%)

65歳～79歳	須坂市			首都圏A区			首都圏B区		
	ある	あまりない	全くない	ある	あまりない	全くない	ある	あまりない	全くない
手助けをしてもらう									
20～40代くらいの人	8.1	24.7	62.0	8.1	20.2	66.4	5.9	20.0	69.7
50～60代くらいの人	17.3	27.9	49.4	12.0	26.8	55.5	11.1	23.9	59.6
70代かそれより高齢の人	15.8	30.1	50.3	11.3	24.5	59.0	10.4	22.1	63.1
心配事や悩み事を聞いてもらう									
20～40代くらいの人	3.4	21.0	70.3	3.0	20.4	70.0	3.5	16.8	74.4
50～60代くらいの人	15.9	28.0	49.9	11.0	26.3	56.5	15.1	20.2	60.1
70代かそれより高齢の人	19.5	30.1	47.9	19.6	23.6	53.0	15.1	23.1	57.5
50歳～64歳									
須坂市									
ある	ある	あまりない	全くない	ある	あまりない	全くない	ある	あまりない	全くない
手助けをしてもらう									
20～40代くらいの人	7.2	26.5	64.9	6.9	16.9	74.0	7.6	14.0	77.0
50～60代くらいの人	20.3	28.1	50.8	12.7	21.4	64.2	17.5	18.4	63.3
70代かそれより高齢の人	11.2	28.7	58.9	6.7	19.4	71.7	7.8	16.5	74.3
心配事や悩み事を聞いてもらう									
20～40代くらいの人	6.2	21.5	70.7	6.0	16.3	75.1	6.8	18.9	72.9
50～60代くらいの人	20.0	24.1	54.9	18.1	18.7	61.3	14.0	20.0	64.9
70代かそれより高齢の人	8.1	25.6	65.1	8.2	17.2	72.2	8.1	18.3	72.2
25歳～49歳									
須坂市									
ある	ある	あまりない	全くない	ある	あまりない	全くない	ある	あまりない	全くない
手助けをしてもらう									
20～40代くらいの人	20.1	29.9	49.3	21.6	18.2	59.7	21.3	13.8	64.1
50～60代くらいの人	16.2	29.7	53.6	12.1	18.6	68.4	7.9	14.8	76.6
70代かそれより高齢の人	6.3	30.3	62.6	7.7	19.0	72.7	3.9	13.9	81.4
心配事や悩み事を聞いてもらう									
20～40代くらいの人	21.4	19.9	58.2	21.3	14.8	63.3	18.3	17.7	63.3
50～60代くらいの人	11.3	24.2	64.0	7.6	15.4	75.7	11.4	18.3	69.5
70代かそれより高齢の人	4.4	22.1	72.7	4.6	14.2	80.6	5.3	15.9	77.9

されている比率が高い。須坂市では、25～49歳層が、年上の人々と会話する機会や手助け・相談の提供と同様、年長者からの手助けをしてもらったり、相談に乗ってもらった経験がある者の比率が、首都圏2区と比較して明らかに多い。ただし、ここでも「ある」とする比率が顕著に高いわけではないので、やむを得ず相談や手助けを受けたという解釈も可能かもしれない。

図表3-8は世代性(Generativity)に関する問の回答である。本稿で用いられている世代性の問いは、米国ジョンスホプキンス大学のHopkins Generativity Index(27項目)とその他の先行指標を参考に、東京都健康長寿医療センター研究所の社会参加と地域保健研究チームと首都大学東京都市システム科学専攻域が開発したもので、須坂市でも筆者が開発者の許可を得て利用したものである(大場ら、2013)。

図表3-8に示すように、本稿での3調査は世代間継承に関連する考えを、「人生についての考え」、「人生における「行動」について」および「人生について現在どのように考えるか」の3つの側面から尋ねた設問結果を示している。これらの設問に対して肯定的な者ほど地域における社会関係資本を含んだ価値観の伝承・継承に前向きであると仮定した設問である。

須坂市の65歳以上階層は、首都圏2区に比して、「考え」と「現在どのように感じているか」について肯定的であり、「行動」については控えめである。とくに「行動」のなかでも「他の人に影響を与えるようなこと」については控えめである。

一方、須坂市の64歳以下は総じて控えめであり、「考え」「行動」ともに首都圏2区に比べて肯定的な回答の比率が低い。唯一「地域に役立っている気がする」の比率が高い。また、須坂市は3年齢階層すべてで「地域に役立っている気がする」回答者の比率が首都圏2区に比して大幅に高い。換言すれば、須坂市では住民の地域への貢献感がきわめて高い。

図表 3-8 世代間継承の考えについて 含む無回答 (%)

65～79歳	須坂市	首都圏A区	首都圏B区
	そう思う/する	そう思う/する	そう思う/する
人生についての考え			
(1) 新しい事や、新しい方法をつくりだしたい	64.4	65.1	66.3
(2) 自分の経験を他の人と分かち合いたい	62.1	59.9	59.6
(3) 若い人たちの良き助言者になりたい	62.2	60.7	59.5
(4) 将来にわたって他の人のためになるような何かをしたい	69.8	68.5	67.6
あなたの人生における「行動」について			
(1) 自分の人生について若い人たちに語ることで、彼らを支援すること	29.9	32.0	30.8
(2) 自分自身の経験を若い人たちに語ること	37.6	38.3	37.7
(3) 若い人たちにアドバイスをすること	37.4	37.4	37.8
(4) 他の人に影響を与えるようなこと	19.0	24.1	27.1
あなたの人生について現在どのように感じているか			
(1) 地域に役立っている気がする	41.1	32.7	26.0
(2) 功績として残せることをしている気がする	22.0	22.3	15.1
(3) 世の中に恩返しをしている気がする	28.2	27.3	22.6
(4) 他の人々の人生に影響を与えている気がする	21.1	22.3	19.9
50～64歳	須坂市	首都圏A区	首都圏B区
	そう思う/する	そう思う/する	そう思う/する
人生についての考え			
(1) 新しい事や、新しい方法をつくりだしたい	67.0	71.1	74.3
(2) 自分の経験を他の人と分かち合いたい	55.1	60.1	63.8
(3) 若い人たちの良き助言者になりたい	57.3	57.9	63.3
(4) 将来にわたって他の人のためになるような何かをしたい	69.7	76.0	79.2
あなたの人生における「行動」について			
(1) 自分の人生について若い人たちに語ることで、彼らを支援すること	31.5	33.4	33.8
(2) 自分自身の経験を若い人たちに語ること	36.1	38.7	39.7
(3) 若い人たちにアドバイスをすること	39.6	44.8	46.3
(4) 他の人に影響を与えるようなこと	22.5	28.3	30.6
あなたの人生について現在どのように感じているか			
(1) 地域に役立っている気がする	32.9	20.1	20.6
(2) 功績として残せることをしている気がする	15.5	13.6	11.7
(3) 世の中に恩返しをしている気がする	21.3	24.7	20.6
(4) 他の人々の人生に影響を与えている気がする	18.2	17.8	17.6
25～49歳	須坂市	首都圏A区	首都圏B区
	そう思う/する	そう思う/する	そう思う/する
人生についての考え			
(1) 新しい事や、新しい方法をつくりだしたい	72.3	76.9	76.7
(2) 自分の経験を他の人と分かち合いたい	60.9	67.3	67.8
(3) 若い人たちの良き助言者になりたい	51.1	60.5	61.4
(4) 将来にわたって他の人のためになるような何かをしたい	73.5	80.4	78.6
あなたの人生における「行動」について			
(1) 自分の人生について若い人たちに語ることで、彼らを支援すること	26.8	24.4	30.1
(2) 自分自身の経験を若い人たちに語ること	32.2	34.9	39.9
(3) 若い人たちにアドバイスをすること	39.7	41.7	44.7
(4) 他の人に影響を与えるようなこと	23.3	31.7	33.2
あなたの人生について現在どのように感じているか			
(1) 地域に役立っている気がする	26.6	14.0	13.3
(2) 功績として残せることをしている気がする	13.2	13.5	12.3
(3) 世の中に恩返しをしている気がする	18.5	24.1	20.2
(4) 他の人々の人生に影響を与えている気がする	19.4	25.8	22.4

図表 3-9 子どもや子育て中の人に対して、どのようなことをするか (%)

65～79歳	須坂市	首都圏A区	首都圏B区
子どもの安全・健全な成長（設問1～3の合計点）	4.5	4.3	3.6
親への手段的サポート（設問4と7の合計点）	0.8	0.8	0.9
親への情緒的サポート（設問5と6の合計点）	1.6	1.6	1.2
総合点（平均点）	6.9	6.6	5.3
50～64歳	須坂市	首都圏A区	首都圏B区
子どもの安全・健全な成長（設問1～3の合計点）	3.8	3.4	3.6
親への手段的サポート（設問4と7の合計点）	0.7	0.7	0.9
親への情緒的サポート（設問5と6の合計点）	1.3	1.3	1.2
総合点（平均点）	5.8	5.6	5.6
25～49歳	須坂市	首都圏A区	首都圏B区
子どもの安全・健全な成長（設問1～3の合計点）	3.9	3.0	3.0
親への手段的サポート（設問4と7の合計点）	1.2	1.0	1.0
親への情緒的サポート（設問5と6の合計点）	1.9	1.5	1.4
総合点（平均点）	7.0	5.4	5.3

子育て支援は孫親子の3世代間でなされることも多く、世代をつなぐという観点からはきわめて重要である。子育て支援が手薄な地域は、地域との一体感が希薄であり、社会関係資本の世代間継承にも消極的かもしれない。逆に、地域の子育て支援が手厚ければ、社会関係資本の世代間継承にも前向きな住民が多いかもしれない。

本稿で用いている子育て支援尺度⁽⁶⁾は、7つの設問ごとに「よくある」「ときどきある」「あまりない」「全くない」の4件法での回答に3～0点を割り当て、総合点は7項目の合計で0～21点、また下位尺度として「子どもの安全・健全な成長」（0～9点）、「親への手段的サポート」と「親への情緒的サポート」（各0～6点）として、点数が高いほど支援が充実していることを示している。

この尺度は「子どもの安全・健全な成長（を促すための支援）」「親への手段的サポート」「親への情緒的サポート」の3つの概念を測定するもので、小林ら（2018）によれば、地域住民によるインフォーマルな子育て支援の状況を客観的に評価するツールとして用いられるという。須坂市調査と首都圏2区の調査では、これら3つの概念について7つの設問を設け、上記3概念に基づく合計点と総合点により、地域住民によるインフォーマルな子育て支援のいわば可視化を試みており、図

表 3-9 に示されるように、須坂市は 65～79 歳で「親への手段的サポート」を除き、いずれの尺度でも総合点でも首都圏 2 区を上回っており、とくに 25～49 歳の評価は首都圏 2 区に比して圧倒的に高い。

3.4 健康・身体機能・生活面の支援などについて

主観的健康 (SRH) と WHO-5：身体と心の健康

本調査では、身体的健康について主観的健康 (self-rated health、SRH) を尋ねている。これは「あなたはふだんど自分で健康だと思いますか。」という問いに対して、「とても健康だ」「まあ健康な方だ」「あまり健康でない」「健康ではない」の 4 つの選択肢から一つを選んでもらう、というきわめて単純なものであるが、個人の身体的健康の予測指標として有効であることが実証されている。図表 3-10 は、「とても健康だ」と「まあ健康な方だ」とする比率は、65 歳以上と 50～64 歳の 2 階層では 3 地区ほぼ同レベルであるが、25～49 歳では健康とした比率が、須坂市は首都圏 2 区と比較すると若干低い。この傾向は WHO-5 (精神的健康) ではとくに顕著である。

WHO-5 では、最近 2 週間、以下の 5 項目について(1)明るく、楽しい気分で過ごした、(2)落ち着いた、リラックスした気分で過ごした、(3)意欲的で、活動的に過ごした、(4)ぐっすりと休め、気持ちよくめざめた、(5)日常生活の中に、興味のあることがたくさんあった、の 5 問について「全くない」を 0、「いつも」を 5 として 6 件法で回答し、合計点が 12 以下の場合、精神的健康状態が悪いとされている⁽⁷⁾。この比率は 65 歳以上では、SRH 同様、3 地区ほぼ同レベルであるが、3 地区いずれも、合計点 12 以下の比率が 64 歳以下のほうが 65 歳以上よりも高く、なかでも須坂市は 4 割以上ととくに高い。また精神的な健康に関しては、須坂市が高齢者層との若年壮年層との乖離が最も大きい⁽⁸⁾。

図表 3-12 は、日常生活における活動能力 (ADL) について具体的に 13 の項目についてできるかどうかを尋ねたものを手段的、知的、社会

図表 3-10 主観的健康 (%)

65～79歳	須坂市	首都圏A区	首都圏B区
とても健康	8.6	9.9	11.8
まあ健康	66.5	66.9	67.9
あまり健康でない	18.5	16.1	12.8
健康ではない	6.5	7.6	7.5
合計	100.0	100.0	100.0
50～64歳	須坂市	首都圏A区	首都圏B区
とても健康	9.5	11.5	11.0
まあ健康	71.1	67.2	72.5
あまり健康でない	16.0	15.8	12.4
健康ではない	3.4	5.5	4.2
合計		100.0	
25～49歳	須坂市	首都圏A区	首都圏B区
とても健康	15.4	21.3	21.0
まあ健康	66.9	66.5	67.2
あまり健康でない	13.4	9.9	9.8
健康ではない	4.3	2.3	2.0
合計	100.0	100.0	100.0

図表 3-11 WHO-5の合計点 (%)

65～79歳	須坂市	首都圏A区	首都圏B区
合計点12以下	28.3	29.1	26.3
合計点13以上	71.7	70.9	73.7
50～64歳	須坂市	首都圏A区	首都圏B区
合計点12以下	41.5	36.3	36.0
合計点13以上	58.5	63.7	64.0
25～49歳	須坂市	首都圏A区	首都圏B区
合計点12以下	44.7	34.0	38.7
合計点13以上	55.3	66.0	61.3

図表 3-12 IADL 「できる」 の比率と係数

65～79歳		須坂市	首都圏A区	首都圏B区
手段的 ADL	バスや電車を使って一人で外出	94.3	97.6	95.8
	日用品の買い物	96.7	98.1	96.9
	自分で食事の用意	91.7	95.4	94.4
	請求書の支払い	96.4	97.8	97.6
	銀行預金、郵便貯金の出し入れ	94.7	95.5	96.8
「できる」の件数の平均点(1)		4.7	4.8	4.8
知的 ADL	年金などの書類を書く	93.9	95.9	96.4
	新聞を読んでいる	92.2	84.3	86.0
	本や雑誌を読んでいる	85.2	84.9	87.4
	健康についての記事や番組に関心がある	92.6	91.8	93.5
「できる」の件数の平均点(2)		3.6	3.6	3.6
社会的 ADL	友達の家を訪ねることがある	69.2	57.0	53.4
	家族や友達の相談にのることがある	82.8	79.3	78.6
	病人を見舞うことができる	95.7	94.7	92.6
	若い人に自分から話しかけることがある	77.9	68.4	68.8
「できる」の件数の平均点(3)		3.3	3.0	2.9
IADL 得点 13 項目のうち 「できる」の件数の一人当たり合計		11.6	11.5	11.4

的の3つにまとめてそれぞれのスコアを示した老研式⁽⁹⁾活動能力指標である。手段的 ADL と知的 ADL については、知的 ADL の「新聞を読んでいる」で須坂市が首都圏2区よりも高いほかは、3地区間で大きな違いはないが、社会的 ADL については須坂市が4項目いずれでも首都圏2区を大幅に上回っているため、総合得点でも須坂市が最も高い。社会的 ADL のなかでは、「友達の家を訪ねることがある」と「若い人に自分から話しかけることがある」が須坂市で高い。

4. 調査比較から得られた知見のまとめと今後の課題

以上、長野県須坂市の世代間交流・継承、社会関係資本、健康状態などについて、首都圏2地区との比較を行った。

社会関係資本の構成要素である人々とのつきあいについては、須坂市の場合、首都圏2区に比して、対面による親族・友人・知人とのつきあいが密である。また「自治会・町会」への参加率は、須坂市のほうが首都圏2区より圧倒的に高い。このほか、64歳以下では「子ども支援関係の組織」、具体的にはPTA、子ども育成会、などへの参加率が須坂市のほうが首都圏2区よりも高い。自治会、町会、PTA、子ども会などの地縁型組織への参加率が首都圏2区よりも大幅に高い。

社会関係資本のもう一つの構成要素である信頼については、65歳以上でも64歳以下でも、近隣の人に対する信頼が、須坂市は首都圏2区に比して高いが、とくに64歳以下で首都圏2区を大幅に上回っている。加えて64歳以下では「近隣の人には信頼できる」だけではなく「多くの場合、近隣の人には他人の役に立とうとする」に同意する回答者の比率も、須坂市が首都圏2区を大きく上回っている。さらに、対象年齢層別にみた信頼でも、64歳以下の須坂市の信頼が対象年齢階層すべてにおいて首都圏2区を上回っている。要するに須坂市では、年齢にかかわらず近隣の人々に対する信頼が高い。須坂市の社会関係資本は、近隣や地縁関係の組織参加を通じて厚い信頼や互酬性が醸成されているといえる。

一方、世代間継承に関連する考えについて、須坂市は3年齢階層ともに「地域に役立っている気がする」回答者の比率が、首都圏2区に比して大幅に高い。換言すれば、須坂市では住民の地域への貢献感がきわめて高い。また地域における相互扶助にも関連している子育て支援尺度は、「子どもの安全・健全な成長（を促すための支援）」「親への情緒的サポート」（65歳以上を除く）「親への手段的サポート」の3つの概念いずれにおいても、須坂市は首都圏2区よりも地域の支援度が高い。

人々の健康に関しては、日常生活における活動能力（ADL）のスコアは、手段的ADLと知的ADLについては3地区間で大きな違いはないが、社会的ADLについては須坂市が4項目いずれでも首都圏2区を大幅に上回っているため、総合得点でも須坂市が最も高い。社会的ADL

のなかでは、「友達の家を訪ねることがある」と「若い人に自分から話しかけることがある」が須坂市で高い。

また、身体的健康の予測変数として多用されている主観的健康 (self-rated health、SRH) は、健康の比率が、65 歳以上と 50～64 歳では 3 地区ほぼ同レベルであるが、25～49 歳では健康とした回答比率が須坂市は首都圏 2 区と比較すると若干低い。この傾向は WHO-5 (精神的健康) ではとくに顕著である。WHO-5 は、65 歳以上では、SRH 同様、3 地区ほぼ同レベルであるが、64 歳以下では、3 地区いずれも合計点 12 以下 (精神的健康状態が良好ではない) の比率が高く、須坂市は 4 割以上ととくに高く、かつ 65 歳以上の水準を上回っている。さらに精神的な健康に関しては、高齢者層との若年壮年層との乖離 (若年壮年層のほうが高齢者層よりも悪い状態) が、3 地区のなかでは須坂市が最も大きい。

須坂市では明らかに住民同士の密な社会関係資本が醸成され、世代間継承に関する意識も地域貢献を中心に高いが、その一方で若年壮年層の精神的な健康は良好ではない。単純集計の比較による解釈は、それぞれの地域の歴史的文化的な経緯、それに伴う経済社会的な相違、また調査票の質問項目間の相互の影響、さらにはサンプリングや有効回答の代表性に起因する問題など、さまざまな要因を吟味すべきで、集計値の地区間の差の要因説明は控えるべきであろう。ただ、須坂市に限ってみれば、世代間継承の対象となる密な社会関係資本が隣人たちとの間に存在し、世代間継承の重要な要素である地域貢献感も高いが、社会関係資本の継承を実現するためには、若年壮年層の精神面の負担の原因分析とそれを踏まえた改善策を検討する必要がある。

なお、本稿は予備的考察として、集計結果の比較による記述統計の検討にとどまっており、今後より詳細な多変量解析を実施する予定である。

参考

稲垣宏樹、井藤佳恵、佐久間尚子ほか (2013) 「WHO-5 精神健康状態表簡易

- 版 (S-WHO-5-J) の作成及びその信頼性・妥当性の検討」『日本公衆衛生雑誌』60 (5): 294-301.
- 稲葉陽二 (2016) 「第 I 部 学術的有効性と政策的含意」稲葉陽二、吉野諒三著『ソーシャル・キャピタルの世界』ミネルヴァ書房、1-179.
- 稲葉陽二 (2019) 「社会関係資本をどう継承するか—長野県須坂市のケースからの考察」『政経研究』55 (4) 132-172.
- 大場宏美、藤原佳典、村山陽、野中久美子ほか (2013) 「世代間交流プログラムの評価に向けた日本語版 generativity 尺度作成の試み」『日本世代交流学会誌』3 (1): 59-65.
- 小澤義雄. 老年期の Generativity 研究の課題. 老年社会科学 2012; 34: 46-56.
- 小林江里香、深谷太郎、原田謙ほか (2016) 「中高年者を対象とした地域の子育て支援行動尺度の開発」『日本公衆衛生雑誌』2016; 63 (3): 101-112.
- 小林江里香、野中久美子、倉岡正高、松永博子ほか (2018) 「地域の子育て支援行動尺度の多世代への適用可能性と支援行動の世代別特徴」『日本公衆衛生雑誌』2018; 65 (7): 321-333.
- 古谷野巨、柴田博、中里克治ほか (1987) 「地域老人における活動能力の測定—老研式活動能力指標の開発—」『日本公衆衛生雑誌』34: 109-114.
- 近藤克則 (編著) (2016) 『講座ケア4 ケアと健康 社会・地域・病』ミネルヴァ書房。
- 田淵恵、中川威、権藤恭之ほか (2012) 「高齢者における短縮版 Generativity 尺度の作成と信頼性・妥当性の検討」『厚生指標』59: 1-7.
- 根本裕太、倉岡正高、野中久美子、田中元基ほか (2018) 「若年壮年層と老年層における世代内／世代間交流と精神的健康状態との関連」『日本公衆衛生雑誌』2018; 65 (12): 719-729.
- 藤原佳典ほか (2003) 「自立高齢者における老研式活動能力指標得点の変動—生活機能の個別評価に向けた検討」『日本公衆衛生雑誌』50 (4): 360-367.
- 村山幸子、小林江里香、倉岡正高ほか 「ジェネラティビティの構成要因と関連要因についての探索的検討—都市部高齢者を対象とした郵送調査の結果から—」第 59 回日本老年社会科学大会、於：名古屋、734、2017.6.14-16.
- Erikson E. H., and Erikson J.M. (1982) *The Life Cycle Completed*, W.W. (= 村瀬孝雄、近藤郁夫 (訳) (2001) 『ライフサイクル、その完結』みすず書房。)
- Inaba, Y. (2013) “What’s Wrong with Social Capital? Critiques from Social Science” in Kawachi, I., S.V. Subramanian. (Eds.) *Global Perspectives on Social Capital and Health*, Springer, 323-342.
- Inaba, Y. et al. (2015) “Which part of community social capital is related to

life satisfaction and self-rated health? A multilevel analysis based on a nationwide mail survey in Japan” *Social Science and Medicine*, 142, 169-182.

McAdams DP, de St. Aubin E. (1992) “A theory of generativity and its assessment through self-report, behavioral acts, and narrative themes in autobiography” *Journal of Personality and Social Psychology*, 62 (6): 1003-1015.

McAdams DP, de St. Aubin E, Logan RL. “Generativity among young, midlife, and older adults” *Psychology and Aging*, 1993; 8 (2): 221-230.

Psychiatric Research Unit-WHO Collaborating Center in Mental Health translated by Shuichi Awata, WHO-5 精神的健康状態表 (1998年版)

https://www.psykiatri-regionh.dk/who-5/Documents/WHO5_Japanese.pdf (2019年2月27日アクセス).

謝辞

調査にご協力いただきました3自治体の皆様、調査にご回答いただいた皆様に心から御礼申し上げます。本稿は須坂市調査については文科省科学研究費補助金挑戦的研究(萌芽)(課題番号17K18592、研究代表者 小藪明生)の、首都圏2区郵送法調査についてはJST/RISTEX「持続可能な多世代共創社会のデザイン—ジェネラティビティで紡ぐ重層的な地域多世代共助システムの開発」(研究代表者 藤原佳典)の助成をいただいて実施したものです。図表の作成にあたっては、稲葉研究室の宮下淳子氏、戸川和成氏、川村夏紀氏、吉野美紅氏の皆さんにお世話になりました。また、査読の労をとっていただきました先生方にも御礼申し上げます。

- (1) 本稿は稲葉(2019)の続編である。同論考は、須坂市地区別の歴史的経緯も含めた概要、須坂市における社会関係資本の推移と全国調査の比較、須坂市における社会関係資本の継承メカニズムに関する仮説について関係者への半構造化インタビューに依拠して論じている。
- (2) たとえば、近藤克則(編著、2016)序章、第2章、第3章、第5章～第7章参照。なお、ネットワークは社会関係資本論における重要な構成要素であるが、公衆衛生の分野では社会関係資本の概念が導入される1990年代より20年以上前からソーシャルサポート研究がなされており、公衆

衛生における社会関係資本論者はネットワークを社会関係資本から外して論じる傾向がある。

- (3) たとえば稲葉ほか (2016) 参照。
- (4) これは図表 2 には記載していないが、首都圏 2 区調査は、世代間交流の実態を明らかにするため、通常では回答率が低い若年層の有効回答数を増やすために、標本抽出にあたって 65～84 歳 (高年層)、50～64 歳 (中年層)、25～49 歳 (若年層) の標本数の比が 1:1:2 となるよう配分し、2016 年 7 月 1 日現在の住民基本台帳から無作為抽出しているためである。
- (5) 中央値の推計はいずれも各階層で標本が均等に分布していると仮定しての試算である。
- (6) 子育て支援尺度は小林らによりもともと 60～69 歳の中老年向けに開発された (小林ら、2016) ものだが、小林ほか (2018) により多世代に適用可能であることが実証されている。
- (7) 「粗点が 13 点未満であるか、5 項目のうちいずれかに 0 または 1 の回答があるときには、大うつ病 (ICD) 調査表を実施することを推奨する。」 (Psychiatric Research Unit translated by Awata, 2002) とされているので、5 項目のうちいずれかに 0 または 1 の回答をしたものを含めると、図表 3-11 の値はさらに高くなる (精神的健康状態が低い回答者の比率が増える)。とくに須崎市では 5 項目のうち、(5) 日常生活の中に、興味のあることがたくさんあった、の評価が 0 ないし 1 の者が多く、合計点が 12 以下のものに加え、5 項目のうちいずれかに 0 ないし 1 と回答したものも含めると、須崎市の 49 歳以下の階層では 5 割を超える。
- (8) 本稿で扱った首都圏 2 区についての WHO-5 を用いた分析については、根本ほか (2018) 参照。
- (9) 旧東京都老人総合研究所 (略称 都老健、現東京都健康長寿医療センター研究所) が開発したもの。

- 本誌に掲載の全ての論文につきましては、以下の Web サイトで PDF を電子公開しております。

日本大学法学部ホームページ (<http://www.law.nihon-u.ac.jp/>)

- 本誌の受入れに関しまして、送付先（住所・宛先等）の変更や受入辞退等がございましたら、以下まで御連絡ください。

<連絡先部署> 日本大学法学部研究事務課

(住 所) 〒101-8375 東京都千代田区神田三崎町 2-3-1

(T E L) 03-5275-8510

(F A X) 03-5275-8537

(E-mail) kenjimu.law@nihon-u.ac.jp

執筆者紹介 掲載順

米倉律	日本大学教授
稲葉陽二	日本大学教授
藤原佳典	東京都健康長寿医療センター研究所 社会参加と地域保健研究チーム
小林江里香	東京都健康長寿医療センター研究所 社会参加と地域保健研究チーム
野中久美子	東京都健康長寿医療センター研究所 社会参加と地域保健研究チーム
倉岡正高	東京都健康長寿医療センター研究所 社会参加と地域保健研究チーム
田中元基	東京都健康長寿医療センター研究所 社会参加と地域保健研究チーム
村山幸子	東京都健康長寿医療センター研究所 社会参加と地域保健研究チーム
松永博子	東京都健康長寿医療センター研究所 社会参加と地域保健研究チーム
安永正史	東京都健康長寿医療センター研究所 社会参加と地域保健研究チーム
村山洋史	東京大学高齢者社会総合研究機構
渡辺修一郎	桜美林大学大学院老年学研究科
鈴木隆志	日本大学助教
戸川和成	日本大学研究員

機関誌編集委員会

委員長	大岡健
副委員長	賀来健
委員	南泰悟
委員	江島拓也
委員	小久保美典
委員	加藤野之
委員	児玉直起
委員	高畑英一郎
委員	友岡史仁
委員	水戸克典
委員	横溝えりか
委員	渡辺徳夫
委員	石川徳幸
委員	岡山敬二
委員	加藤藤也
委員	杉本竜也
委員	中静未子
委員	野村和彦
委員	松島和江
委員	石崎文
委員	田村武

政経研究第五十六巻第一号

令和元年七月二日印刷 非売品

令和元年七月十二日発行

編集責任者 日本大学法学会

発行責任者 小田 司

発行者 日本大学法学会

電話〇三(五二七五)八五三〇番

東京都千代田区神田猿樂町二一ー四 A&Xビル
印刷所 株式会社メデイオ

電話〇三(三二九六)八〇八八番

S E I K E I K E N K Y Ū
(Studies in Political Science and Economics)

Vol. 56 No. 1 July 2019

~~~~~  
CONTENTS  
~~~~~

ARTICLE

Ritsu Yonekura, *Formation of “August Journalism”: Development of Radio and Newspaper War Journalism in the Early Post-war Period*

NOTES

Yoji Inaba, Yoshinori Fujiwara, Erika Kobayashi, Kumiko Nonaka, Masataka Kuraoka, Motoki Tanaka, Sachiko Murayama, Hiroko Matsunaga, Masashi Yasunaga, Hiroshi Murayama, Shuichiro Watanabe,
Succession of Social Capital from One Generation to another through Generativity: Findings Obtained from a Comparison between Suzaka City and Two Tokyo Metropolitan Cities

Takashi Suzuki, *A Study of American Local Government and Collaboration — Focusing on Its Features and Functions in the Community and Neighborhood*

ARTICLE

Kazunari Togawa, Yoji Inaba, *How to Foster Generativity*